

910.1-1327



1200500754221

10.1

32

(B)



始



25 526

1344

Q10.1
I.32

池田龜鑑著



古典の批判的處置に關する研究

第一部 土左日記原典の批判的研究

岩波書店刊行



緒言

この論文は三部から成つてゐる。第一部は日本の古典的文獻の一としての土左日記を選んで、その本文を文獻學的に批判した處置の實際を述べたものであり、第二部はその土左日記の本文の批判を基礎として、一般に日本の古典の批判的處置が如何になされるべきであるかについての方法を、出来るだけ體系的に考察したものであり、第三部はそれ等に就いての資料年表索引をまとめて輯録したものである。このやうに、この論文の組織は三部に分れてゐるが、しかし、研究の實際の過程に於ては、各部は決して分離せず、相互に前提となり合つて進められたものである。

日本の文獻學は、遠く奈良時代以前の朝廷及び寺院に附屬した寫經事業と共に起り、爾來一千數百年の悠久な歴史を形成し、世界に誇るべき幾多の輝かしい業績を生み出してゐるが、しかし、その學問の方法理論としては、今日までまだ見るべきものは示されてゐないやうに思ふ。西洋の文獻學は、十九世紀のドイツの諸學者によつて大成されたが、就中概念構成に關する特殊な側面は、ドイツ文獻學者の功績に歸せしめられるべきものである。我々が日本文獻學の独自の體系を樹立するためには、先づ何よりも資料を蒐集し、整理して、日本の文獻の内部に深く沈潛し、思索しなければならぬのは勿論であるが、同時に日本の文獻學を世界的なものにするためには、出来るだけ外國

の斯學の歴史と現状とを考察し、批判する必要があると思ふ。

この小論は、土左日記といふ特殊な対象の中に徹することによつて、日本文獻全體といふ一般的な対象に到達することを期したものであるが、海外に於ても、すぐれた方法理論は、特殊な一作品に就いての誠實な研究の實踐そのものから體系化されたものが多い。私は簡としての一文獻の研究に徹底するのでなければ、全體としての文獻現象の性格や本質を正しく把へることは困難であらうと考へてゐる。

この論文は未熟ではあるが、第一部では出来るだけ忠實な態度で、土左日記の諸本を批判的に處置して、一千五年前の著者自筆の原本を再建し、本文の轉化に對して、從來より幾らかでも正しい説明を加へようと努力してみた。又第二部では、どこまでも「校本」といふ日本の傳統的な行き方を操守して、その上に立つて、現在世界の文獻學の正統派の方法と認められてゐる系統學的處置を、多少なりとも新しい方向に發展せしめようと努力してみた。併し兩部共に缺點が多からうと思ふから、それ等の點に就いては、將來もひきつづき努力して補正して行きたいと思ふ。

文獻批判の體系には、この論文の主題となつてゐる所謂「低度批判」の外に、所謂「高度批判」の領域がある。前者はより科學的であり、後者はより藝術的である。「低度批判」にも鋭い直觀力や逞しい想像力が前提とされなければならないことは云ふまでもないが、しかし、その學問の進行の過程は、どこまでも數學的な嚴密さをもつてなされなければならない。私は、本書の體系の中から、所謂「高度批判」を除外し、又時によつては所謂「エメンダテイオ」をも除去しようと試みたが、それはさういふ方

面を無視したり、輕視したりしたわけではない。ただ自分の現在の力ではたうてい及ばないと考へたからである。文獻批判に於ける全體的、直觀的把握に關する方面については、もつと深く廣く古代日本文學の環境、作品、作家、精神等の全面にわたる歴史的研究をなし遂げてから、徐ろに私見をまとめて見たい。それでも決しておそくはないし、むしろそれが誠實な態度であらうと思ふ。

わが國の文獻學は、その實際的な業績としては、世界に誇るに足る幾多の勞作を生み出してをり、それ等の業績の内部には、すぐれた理論體系が隠然として展開してゐる。この小論の第二部の如きは、從來さほどの方法論的自覺をもたないでなされてゐた諸方法に、試みに一つの體系を與へて見たにすぎない。私は、或ひは古來の碩學が無言の中につつましく實踐してゐるものから一步も出ないで、あげつらひだけをしてゐるのかも知れない。が、それはさうとして、今日以後の日本の文獻批判の學は、やはり、從來のやうに無體系であつてはいけなと思ふ。もとより、海外諸國の諸研究の模倣や追従などであるべきではない。わが國の歴史の傳統的な基礎の上に、獨自の美しい方法體系を世界的に樹立すべきだと思ふ。我々の學問が、世界のこの學問の水準を高めるやうでありたいと念願する。この小論自身はつまらぬものであるとしても、やがてさういふ大研究の出で來るための捨石ともなるならば本懐である。

この論文の成るに就いて、藤村博士、橋本進吉博士、久松潜一博士には、例によつて種々御懇な御指導をいただいた。又佐佐木信綱博士、和辻哲郎博士からも多大の學恩に浴してゐる。謹んで御禮を申し上げたい。又この論文のために御物拜觀の機會を與へられた宮内省御當局と、高松宮家御

藏本の拜觀について盡力せられた宮家御當局をはじめ、資料の閲覽調査を快諾せられた全國各地の官公私立圖書館の方々、ならびに大島雅太郎氏はじめ諸家の御好意に對して感謝の意を捧げた。又史料や外國の諸文獻の蒐集調査等にあたつて、種々助言や教示をいただいた神田盾夫、後藤丹治、栗原兵吾、濱口嘉一、林嘉道、平山正、Dr. Joseph Roggendorf、Oscar Bahlの諸氏に對し、又多忙な公務の餘暇をさいて、資料の整理、校正、索引等に關して熱心に援助して下さつた松村誠一、新井信之、萩谷朴の諸氏に對し、又困難な製版、印刷に就いて、約一箇年の間、獻身的に力をつくされた古曳國眞氏に對して謝意を表したい。なほ、私事に互ることながら、多年、幽冥の中に、常に身邊にあつて、魯鈍な私を見守り、導き、勵ました亡き母と亡き兒との靈を憶ふことのしほ切なるものがある。

私はこの十數年、或る會の委嘱によつて一古典の校訂に従事して來たが、この春やうやく一段落を見たので、同會の諒解を得て、まづしいながらも、この論文を公にすることになつた。これが紀元二千六百年といふ榮ある年に出版の運びとなり、しかも今日といふよき日に、この一文を卷首に記すことの出来るのは感激の至である。

昭和十五年十月

聖駕東京帝國大學に 臨幸あらせ給ふ日、早曉謹みて之を識す。

著者

追記

本書の出版は、内容の性質上、相當大きな犠牲を豫想せしめるので、豫て何人にも迷惑をかけたはならぬとの考から、自費出版を決心して、今まで一人で事を進めて來たのであつたが、校了間際の今日、圖らずも、和辻哲郎博士の御推薦により、岩波茂雄氏の耳に入ることになつたところ、同氏は即座に、しかも非常な熱意をもつて、一切の事を進んで引き受けて下さることになつた。經營上全く成算の立たない本書が、このやうに無事上梓されることになつたのは、偏へに兩氏の義氣と温情との賜である。ここに特記して、深甚なる敬意と謝意とを表するものである。(十二月十一日記)

目次

第一部 土左日記原典の批判的研究

第一章 原本とその傳來

- 第一節 貫之自筆本と蓮華王院寶藏本……………三
- 第二節 貫之の筆蹟……………八
- 第三節 蓮華王院寶藏の什物……………三
- 第四節 蓮華王院寶藏の興亡……………三
- 第五節 蓮華王院寶藏土左日記の傳來……………四

第二章 原本再建のための資料

- 第一節 資料とその系譜……………四
- 第二節 定家自筆本……………五
- 第三節 青籟書屋本……………六

目次

第四節 近衛家藏本…………… 九

第五節 宮内省圖書寮藏本…………… 九

第六節 三條西家藏本…………… 一〇

第七節 大島氏藏本…………… 一〇

第八節 宮内省圖書寮藏本…………… 一一

第九節 架藏爲相本…………… 一六

〔附〕土左日記附註と考證所引爲家卿自筆本…………… 一六

第十節 その他の資料…………… 一六

第三章 原本再建の可能とその方法…………… 一四

第四章 青谿書屋本の吟味と修正…………… 一四

第一節 疑問ある假名の字形…………… 一四

第二節 重點…………… 一五

第三節 配行と字詰…………… 一七

第四節 傍書…………… 一七

第五節 獨自本文とその修正…………… 一八

第五章 貫之自筆本の形態とその性質…………… 一八

第一節 原本の形態…………… 一八

第二節 原本の字詰行數…………… 一八

第三節 原本の假名…………… 一九

第四節 原本に於ける假名の連綿…………… 一九

第五節 原本に於ける重點句點及び聲點…………… 一九

第六節 原本に使用せられたる漢字…………… 二〇

第七節 原本の假名遣…………… 二〇

第八節 本文の疑義…………… 二〇

第九節 貫之自筆本の本文の再建…………… 二〇

第六章 土左日記本文史の展開…………… 二〇

第七章 定家自筆本とその系統…………… 二六

第一節 定家自筆本系統の現存諸本…………… 二六

第二節 現存資料の系統學的處置…………… 二九

第三節 定家自筆本の本文の轉化……………四

第八章 宗綱自筆本とその系統……………三六

第一節 宗綱自筆本の再建とその本文の轉化……………三六

第二節 圖書寮本の本文の轉化……………三六

第三節 近衛家本の本文の轉化……………三六

第四節 近衛家本轉寫本の本文の成立とその特性……………三六

第九章 實隆自筆本とその系統……………三七

第一節 實隆自筆本の再建とその本文の轉化……………三七

第二節 三條西家本の本文の轉化……………三七

第三節 大島氏本の本文の轉化……………三七

[附]西室院本の本文の轉化……………三七

第十章 實隆本末流諸本の系統學的處置……………三九

第一節 實隆本末流の現存諸本……………三九

第二節 實隆本末流諸本の系統樹立……………三九

第三節 宣長校合本の諸本の系統樹立……………五三

第十一章 爲相本系統の本文の成立とその性質……………五三

第一節 爲相本の本文の系統的考察……………五三

第二節 土左日記附註の本文の成立……………五三

第十二章 宇万伎本の本文の展開……………五九

第十三章 土左日記末流に於ける本文の混態……………五六

第一部 土左日記原典の批判的研究

第一章 原本とその傳來

第一節 貫之自筆本と蓮華王院寶藏本

ここで土左日記の原本といふのは、作者即ち貫之自身によつて書かれた根源的な手寫本を意味する。この「原本」といふ名稱は、嚴密に「原型」といふ名稱から區別されなければならない。⁽¹⁾「原型」は現存のあらゆる寫本の系列が、そこから最初に分岐派生した根幹的な地位にある特定の「一寫本」を意味するのであつて、土左日記の場合では、所謂蓮華王院寶藏の本がこれに該當する。

「原本」の周圍には暗黒の箇所が必ず存し、これと「原型」とのつながりは全く不明であり、兩者いづれも傳來しないのが普通である。ところが土左日記に於ては、「原本」も「原型」も共に亡佚してしまつてはゐるが、しかし「原本」と「原型」とが一致してゐるといふ稀有な條件に恵まれてゐるかの如くである。即ちこの日記の「原型」たる蓮華王院寶藏の本は、古來疑ひもなく貫之自筆の「原本」であると思はれてゐる。先づ土左日記が果して貫之の著したものであるか否かについて見よう。この問題は、古來殆ど全く疑問の餘地のない自明の問題とされてゐる。恐らく、貫之が承平四年十二月廿一日、土佐國を



出發翌年二月十六日京に歸り着くまでの間、船中等で書きつけておいた備忘録などをもとにして、着京後間もなく執筆したものであらう。貫之の歿年と推定せられる天慶八年の十月に、貫之に師事した壬生忠岑は和歌體十種を撰し、貫之のことを先師とよび、この日記中から一首の歌を採つてゐる。^(三) 貫之の子時文を通して貫之とも親交のあつたらしい僧惠慶は、その集に、貫之が土左の日記を繪にかけるを云々と云つてゐる。^(四) この歌夫木和歌抄二十一、雜三にも見える。^(五) これによつて、その當時から、土左日記は貫之の作とされてゐたことが分る。歴代の勅撰集には、この日記の中の歌が、貫之の作として採られてをり、藤原範兼の和歌童蒙抄に、貫之が土佐日記ニ云々、顯昭古今集註に、貫之土佐日記、袖中抄に、貫之が土佐日記、辭案抄に、貫之日記等と見えてゐる事實も、また彼の自作たることの一證とすることが出来るであらう。又今昔物語二十四、宇治拾遺物語十二などに見える説話によつても、この事は背けるのである。

次に、貫之が何故に女子に假托したか、その理由については、古來區々たる諸説が對立してゐるが、結局鈴木腹が、紀氏自ラ書ル事ヲ隱シタリト云フハワロシ。固隠レナキ事也。タダ假名文ニ書キタル事ヲ戲レニ斷リタルナルベシと云つてゐるのが最も正しい見解であらう。又藤井高尙のやうに、この構想を一つの文學的手法又は技巧として見ることも可能であらうし、假名及び假名文の普及のために意圖されたものと考へることも出来るであらう。とにかく、土左日記は貫之の自作に相違ないと云つてよいものである。

さて土左日記は貫之の自記であるとして、その「原型」と「原本」とが一致するといふこと、即ち蓮華王院寶藏の本と貫之自筆本とが全然同じものであるといふことに就いては、これを疑ふべき何等の理由も存しないが、同時に何等積極的な證據も示されてゐる譯ではない。これに就いてのわづかの證據としては、先づ蓮華王院寶藏本の外題に「土左日記貫之筆」と書いてあつた事實をあげることが出来る。しかしこの外題の文字そのものは已に田中大秀の指摘してゐるやうに、^(五) 恐らく元來の自筆本にはなかつたのを、後人が何か他の根據によつて書き加へたものではなからうか。少くとも「貫之筆」の三字は後人の加筆に相違ない。しかして、このやうに書き加へられた年時は、恐らく蓮華王院の寶藏にこめられる以前ではないであらうか。即ち貫之自筆の古今集や、自筆の家集^(六) をはじめ、自筆又は妹の自筆と稱せられてゐる古今集の一證本^(七) も現存してゐた時代に、さういふ貴重な古手跡を自由に比較することの出来た宮廷に於て鑑定せられ、外題が書かれ、貫之自筆疑ひなきものとして蓮華王院の寶藏にをさめられたと考へて差支はなからうと思はれる。従つてこの外題はたとひ貫之自筆でなくても、信用に値する文獻と云へるであらう。

次に證據とされるのは、藤原定家の鑑定である。定家は、あの博學と識見によつて、貫之自筆たることを確認し、直ちに副本を作り、貫之の筆蹟の標本として、末尾の數行を臨摹したが、その子爲家は、更に全部に互つて原本の面目そのままを模寫した。^(九) 云ふまでもなく、定家や爲家は今から凡そ七百年も前のすぐれた文獻學者であつて、貫之の眞跡と稱する多數の古筆類を見たのであるが、しかも彼等は、それ等の多くの古文書をば、悉く詐謀の輩の所爲として排斥し、この日記こそ自筆疑ひなきものと確信してゐるのである。^(一〇) 加之、以上の定家や爲家の書寫本に存する彼等の識語によれ

ば、原本の假名は、古代の平假名の特色の多いものであつて、中には彼等の學識をもつてしてもなほ十分読み得ない文字が少くなかつたといふことである。この事實は、年代考證の上に重大な證言を提供するものである。又その装幀様式は、定家の記録によれば、大形の卷子本であり、料紙その他の點から見ても、貫之時代の様式と何等矛盾する所のないものである。これ等の點からして、古來この蓮華王院寶藏本こそ、貫之自筆の原本そのものに相違ないと考へられるに至つたのであらうと思はれるが、その推定は決して無理ではないのである。

尤も蓮華王院寶藏本が、貫之自筆本であるといふ古來の鑑定に就いては、早くから贊否の兩論がなかつた譯ではない。例へば、定家自筆本の奥書を最初に紹介して、定家の見解を支持したのは江村專齋の老人雜話であるが、これに對して、上田秋成は定家自筆本によつたといふ季吟の土左日記抄の本文が、いささかも古代の假名の風を止めてゐないのは不審であるとし、かつ定家が卷末に於て臨摹したといふ部分についても、字様は貫之の古色ならず、後人のおのが物が物に書なせしなるべしと云つて、異説を唱へた。又最近に於ては、白石勉氏が昭和十一年四月の「國語解釋」に於て、土左日記の理想的な解釋は本文整定の完成を待たねば不可能であるが、現存本文の源流たる所謂「定家本」爲家卿自筆本「亞槐本」の本源たる所謂「貫之自筆本」なるものが、幾轉寫を経たものであること、殆ど明白な今日、それは容易なことではないと云はれ、所謂貫之自筆本「蓮華王院寶藏本」が、原本から幾轉寫を経たものとされ、古來の貫之自筆説を否認された。しかし、秋成の説は、信用し難き土左日記抄の本文を根據として立論するなど、資料的吟味の點に大いなる缺陷があり、その議論も主觀的獨斷的に

墮したものである。又白石氏の説には、何等立論の根據が示されてゐないのである。

右に述べたやうに、蓮華王院寶藏本は古くから貫之自筆の土左日記の原本に相違ないと信ぜられ、それを疑ふべき何等の理由も存しないが、同時にまたそれを肯定することの出来る積極的な根據も、右にあげた一二の外にはまだ何等示されるに至つてゐない。自明のことと思はれるやうでも、一應疑つて見るのが我々の執るべき正しい態度であらう。そこで、この小論に於ては、第二節以下の各節に於て、貫之の自筆に關する諸文獻、蓮華王院寶藏の興亡史、蓮華王院寶藏本の傳承史、及び同本の本文の歴史的展開等の諸點を考察して、蓮華王院本即貫之自筆本といふ古來の所傳が果して妥當なりや否やを確かめて見たいと思ふ。かうして、土左日記に於ける「原本」と「原型」とは一致するといふ、殆ど疑ひの餘地のない古來の傳説の信憑性を、今一度改めて確認しておきたいと思ふのである。

註一 原本と原型との概念の區別については本書第二章第一章及び第四章参照。

註二 安田善次郎氏藏「和歌體十種」の巻頭に、天慶八年冬十月壬生忠岑の書いた序があり、その序文中に、先師土州刺史彼古今歌祖以旨歸矣とある。先師とあるからこれ以前に歿したものであると思はれる。古典保存會複製本の山田孝雄博士解説参照。

註三 田中大秀著「土佐日記解」の頭註。

註四 藤井高尙著「松の落葉」。

註五 田中大秀著「土佐日記解」。

註六 本章第二節参照。

註七 所謂新院御本をさす。本章第二節参照。

註八 前田侯爵家藏定家自筆土左日記。なほ本書第二章第二節参照。

註九 大島雅太郎氏藏爲家自筆臨摹土左日記。なほ本書第二章第三節参照。

註一〇 前田侯爵家藏定家自筆土左日記。

註一一 加藤宇萬伎著土左日記註の巻頭に追補された秋成の自説を参照。

第二節 貫之の筆蹟

連華王院寶藏の土左日記が、貫之自筆であつたといふ古來の傳承は、大體に於て信用して差支ないものである。今この古傳に對する我々の信頼を一層鞏固にするために、先づ彼の筆蹟なるものが、平安時代の中期以來如何に傳承されてきたかを見よう。

貫之が學者、歌人として一代の巨匠であつたことは云ふまでもない。彼は、その社會的名聲と共に、書道の名手たるの譽れを擅にしたのである。彼は單なる作家、單なる學者、又單なる書家ではない。偉大なる文化人であつて、その社會に與へた影響力は甚大であり、殊に假名及び假名文を急速に普及せしめた功績は偉大である。

源氏物語繪合に、竹取の翁に宇津保の俊蔭を合せて争ふ(中略)繪はこせのあふみ、手は紀貫之かけり」とある。これは作り物語ではあるが、當時恐らくさういふものが傳つてゐたか、少くとも傳つてゐても少しも不審でない事情にあつたのであらう。紀氏系圖や河海抄等には彼の能書の由を記し、本朝世事談綺、古筆名葉集等には小野道風と共に上代流の祖となしてゐる。このやうに貫之が書道の大家であつたことは疑ふ餘地のない所である。

古來貫之筆の文獻といふもので物に見えるのは先づ古今集である。藤原教長はその古今集註に於て

(前略)貫之自筆集アリ。故人云、三本ナリ、ミカト、后宮ニタテマツル二本、イエニト、ムル一本、コレヲツタエテ輔仁親王モチタマエリケリ。ソノ、チ花蘭左大臣有仁コノ本ヲ讀岐院御在位時タテマツリタマヘリ。書寫之執筆教長ナリ。

と云つてゐる。これによれば貫之自筆の古今集といふのは、天皇皇后に献上した本二本と家に止める本一本との三本である。これは清輔が、袋草紙に於て陽明門院御本、小野太后御本、花蘭左府御本の三種を古今證本として擧げてゐるのに一致する。

貫之自筆の古今集として文獻に見える最初のものに、御堂關白記、長和二年四月十三日の條の「御送物、貫之書古今、文正書後撰……」なる記事がある。これは三條天皇中宮妍子が枇杷殿へ行啓になつた際、皇太后宮彰子に御贈物とされたものであるが、その所傳は確實であらうから、前記三本の中の一つでなくてはならない。次に榮花物語御裳着に、「一品の宮の御贈物に、白銀・黄金の御箱どもに貫之が手づから書きたる古今二十卷、御子左の書き給へる後撰二十卷、道風が書きたる萬葉集などをそへて奉らせ給へる、世になうめでたき物どもなり。圓融院より一條院に渡りたりける物どもなるべし」とある古今集も、自筆に相違ないものであらう。しかしてこれは治安三年四月一日、三條天皇皇女、一品宮禎子内親王が、太皇太后宮に於て御裳着のあつた時に、大宮上東門院彰子から、一品宮に贈り給うたものであるが、故に前記御堂關白記の敘述と比べ考へ、或ひは同一物を指すのでは

ないかと思はれる。この一品宮は、後朱雀天皇の皇后となられ、後に陽明門院と申し上げる御方であるが故に、後に陽明門院御本といふのがこの宮のうけさせ給うた御本である。袋草紙卷二、及び前田侯爵家藏清輔本古今集の奥書によれば、この御本は延喜御本貫之が天皇に献上した本也の御相傳であつて、後讚岐入道顯綱道綱の孫が拜領し、姻戚關係をもつて丹波守藤原公信祖母は顯綱の妻の手に入り、後その宅で焼失した。本朝世紀康治元年十一月二十八日の條に公信宅焼亡の由が見えるから、この時焼けたのであらうか。この本には序はなかつたといふことである。

次に同じく貫之の自筆と傳へられた古今集に小野皇太后宮御本といふものがある。小野皇太后は教通の第三女御名は歡子、後冷泉天皇の皇后であらせられ、承保元年皇太后となり給うた御方である。この本は、袋草紙卷二に、その宮に於て焼失した由の記録があり、同様なことが清輔本所載の通宗及び清輔の識語にも見え、又古今著聞集卷五にも書かれてゐる。この御本には假名序があつたといふことであるから、序のない陽明門院御本とは別本である。もし陽明門院御本が、教長のいふ獻上の二本の中、天皇に奉つた本であるならば、この小野皇太后御本は他の二本のいづれかに相當するのであるが、恐らく后宮に奉つた本であらうと思はれる。

最後に問題となるのは、袋草紙の所謂花蘭左府御本即ち新院御本と稱せられる本である。新院とは崇徳上皇を申上げるのである。この本の筆者については、當時から已に諸説區々として歸一する所がなかつたのである。教長は或ひは貫之自筆で家にとどむる本であるといひ古今集註、或ひは貫之妻自筆のものに貫之が取捨を加へたものであるとも云つてゐる飛鳥井雅雄筆諸雜記所載

長筆古今集奥書。清輔は或ひは貫之妹自筆であるとも云ひ袋草紙、或ひは貫之妹自筆本を轉寫した本であるとも云つてゐる清輔本古今集奥書。又前田家藏二條爲氏筆の清輔本の頭書には、件御本ハ以貫之自筆本書寫古今也とあり、俊成は貫之自筆の草案の如きものをその女子に授けたものであると云つてゐる永曆二年寫俊成本古今集奥書。又三秘抄古今聞書の序には、貫之が書きて女子にさつくる所の本を用ゆ。彼本は假名序はかりなりとあり、延慶兩卿訴陳狀には、貫之付屬女子之本崇徳院御相傳とあるが、これ等を見ると、俊成本の奥書の説のやうに、貫之が自筆で假名を多くあてた一本を書き、それを女子に與へた本があつたやうである。一時隨筆及び筆のすさび等も、皆この説を肯定してゐる。しかし俊成、教長、清輔等の書寫した新院御本なる相傳本が、果して貫之が女子に授けた自筆の原本そのものであつたかどうかは、さういふ疑問である。とにかく、一方には妹の自筆といひ、又一方には妻の自筆といふが如き諸説の矛盾が、女子に付屬したといふ事實の訛傳にすぎないものとして理解されるのである。因みにこの新院御本の傳來は、以上の諸家の所傳を綜合するに、先づ閑院贈太政大臣實季の手に入り、次いで後三條天皇皇子輔仁親王に傳はり、更にその御子花蘭左大臣有仁に授けられ、有仁から崇徳天皇に奉られたものである。しかしして新院御本も、又その書本たる貫之自筆本も、その後どうなつたか不明である。伊達家藏傳定家自筆古今集の卷末なる京極爲兼の奥書に、高倉院御本一説に貫之自筆本と傳へる由の記事があるが、これが新院御本をさすのであるかも知れないが、無論單なる推測にすぎない。

以上述べたやうに、貫之自筆の古今集は三本あつたといふことであるが、その中の二本はたしか

に焼失し、他の一本は傳來不明となつた。奥儀抄七に「木にもあらず草にもあらずぬ竹のよのはしにわか身はなりぬへらなり」の歌に就いて、この歌常はふしに我身はとそあれと貫之か自筆本といふにみなはしとあれはとある。この貫之が自筆本といふものは如何なるものであらうか。自筆本は傳本が稀であるから奥儀抄の著者の見た本も自筆そのものではなからう。後奈良院御記天文十三年三月十五日の條に「自陽明古今集奥書之事被申貫之筆也、近比無比類事也」と仰せられてゐるが、この奥書といふのは假名序のことではあるまいか。この近衛家に傳へられた古今集奥書なるものは、今その原本の所在を知らない。ただ古今集序文「萩酒舎藏書」と題し、奥書に

此序文者陽明家御祕藏之貫之朝臣眞筆之古今集有故密々傳寫之儀漏筆故深可憚他見者也

鈴木直徳

とある寫本があり、その本文は筋切等に近く、古形を傳へたものである。しかし、已に行や行の「え」の分別がなく、漢字を比較的多く使用してゐる點等よりして、字體字形等は必ずしも原本のままを臨摹したものとはなし難い。もし、萬一原本のままを忠實に臨摹したものであるとすれば、原本にはかに貫之自筆とは斷じ難いであらう。この二者の中のいづれであるかは、未だ何れとも斷言することは出来ない。従つてもし右の御記に仰せられてゐる陽明藏本は、それが嘗て近衛家に傳へられた所の貫之自筆と稱せられる假名序と同じものであり、萩酒舎藏書の右の寫本がその原本を忠實に寫したものであるとするならば、にはかに自筆と斷することは出来ない。

次に貫之の自筆といふもので、文献に見えるものに自撰の家集がある。かつて、惠慶法師は貫之

の子時文から、貫之の集を借りて見たことがある。前田家本惠慶集(五)に

こつらゆきかかきあつめたるうたを一卷かりて返すとて

ひとまきにちゝのこかねをこめたれば人こそなけれこゑはのこれり

くらのすけ時ふかゝへし

いにしへのちゝのこかねはかきりあるをあふばかりなき君かたまつさ以上の二首後拾遺集十八雜四にも見ゆ

よしのふの朝臣

みつくきのあとにのこれるたまつさにいとゝもさむき秋のそら哉この歌歌仙家集能宣集及び本願寺本能宣集になし

と見えるによつて知られる。この時、能宣だけではなく、清原元輔も、安法法師も、それぞれ歌をよんで時文におくつた。元輔集に

貫之か集を人のかりて返し侍けるおりにときふかもとにつかはしゝ

かへしけん昔の人の玉つさをきゝてそ袖においのなみたを歌仙家集本による。本願寺本、圖書寮本、補集にはこの歌は見えない。

とあり、圖書寮藏安法法師集に

貫之よみあつめたる歌のしゆをゑ京かりてかへすとて歌よめるに皆人々よみし

紀のいゑのくさにのこれることのはゝかきこそたむれとりのうへまで

これは本あることなり

とある。右の惠慶集に「故貫之が書き集めたるうた」と云ひ、安法法師集に「貫之よみ集めたるうた」と

いつてゐるのは、貫之自身のしわざを意味するものと解すべきであらう。又元輔集に「昔の人の玉つさ」といひ、能宜の歌に「水莖のあとに残れる玉つさ」といふのは、自筆の意味に解するのが至當であらう。大鏡中巻、右大臣師輔の條には、師輔が貫之の家を訪ねた顛末を記し、わたりおはしましたるをまちつけ申しけむ面目いかがおろかなるべき(歌聲集にかき入れたることわりなりしかなと書いてゐる)。この「集に書き入れたる」とあるのは、自撰自筆のことを意味してゐるに相違ない。

現存の貫之集の諸本には、貫之が源公忠に贈つた手にむすぶ水に宿れる月影の云々の歌の次に、返歌を待たずして病のために卒した由の註記があり、その他にも自撰と思はれないふしぶしがあつた。例へばこの集の歌で、勅撰集には他人の歌又は、読人不知の歌として採られてゐる歌が、類從本に就いて筆者の管見に入つたものだけでも、卷一に四首、卷二に四首、卷三・四・五に各一首、卷六に六首、卷七・八・九に各一首づつあり、同じく古今六帖に採られてゐる歌が、卷三に二首、卷六に六首、卷七に二首、卷八・九に各一首づつあり、伊勢物語の歌が、卷六に一首あるといふ状態である。この歌の錯綜については、勅撰集や、六帖や、伊勢物語の方にも疑ひがかけられるわけであるが、やはり従来から云はれてゐるやうに(河社類聚名物考、續錦合、隨筆、卯花園漫錄等)現存の貫之集そのものが後人によつて杜撰に編輯された爲か、少くとも後人によつて増補されたためであらうと考へられる。特に卷六・卷九の中の各一首の如きは、壬生忠岑の歌として古今集に出てゐるものであるが、苟くも古今集の撰者たる貫之が、家の集に、古今集に出てゐる友人の歌を自作として採る筈はないのであるから、先づ大體家集の方の誤とすべきものであらう。尤も拾遺集廿には前述、手にむすぶ水に云々の歌に「この

歌よみ侍りて程なくなくなりけるとなむ家の集にかきて侍る」との左註があり、この左註の書加へられた年時は明かでないが、相當古い時代のことと考へられる。その所傳の眞偽當否は別としても、所收歌數三千首に及ぶ家集も存在してゐたといふ傳説さへある位であるから、後人の増補といふ事實は認められてよいであらう。さすれば前記惠慶の見た一巻の貫之集は、もと數卷あつた中の一巻といふ意味ではなくて、貫之集そのものが元來一巻だけのものであつたといふ意味に解せられるべきものではなからうかと思はれる。

袖中抄四「河やしる」の條に、貫之の「行く水のうへにはへる川やしる云々」の歌を考證して、若貫之集のひかことかといはず。貫之自筆集として、蓮華王院寶藏本にも此歌體に侍き」と云つてゐる。又實隆公記延徳二年閏八月六日の條に

自伏見殿三跡以下手本櫃一合被贈下、靜加拜見可返上之由申入了

とあり、伏見宮邦高親王家から古筆の櫃を拜借した由を記してゐるが、同じく九日に

宗祇法師來貫之自筆集以下手本等令見之、玄清、宗作、宗恕等同道來見之、各感歎

とあり、これによれば、實隆はこの日宗祇以下の人々に、伏見宮家御藏の貫之自筆の家集を見せたのである。なほ同記八月十五日の條に

竹園古筆櫃一合返上之、目錄注左、隨分至寶也

とて、延喜天曆の御宸筆をはじめ、野跡、權跡、佐跡等の名をあげ、さて

貫之集三卷 自筆

と記してゐる。これによれば、宮家御藏の貫之集は三巻であつたことも知られる。但しこの集と、惠慶の見た集と同本であつたか否かは知る由もない。とにかく、實隆はその本が貫之自筆たることを毫も疑つてゐないのである。

以上は、貫之自筆と稱して古い記録に見えてゐるものであつた。この古今集と家集とは、自筆といふ點に殆ど疑ひのないものである。しかるに、一方、貫之自筆と稱して、近世以來珍重された古筆切の中には、高野切・興風集切・亭子院歌合切・砂子地切・寸松庵色紙・小色紙・古今切・雲紙・砂子地切・堤中納言家集(古筆名葉集古筆家祕書續群書一覽等)等がある。これ等の中には、自筆と認め得るものは殆どないやうである。なほ古筆切の現存するものについて一言しよう。

桂宮御舊藏萬葉集は、周知の如く、もと加賀前田家に傳つたもので、三代利常小松中納言利常の四男。微妙公から、八條宮(後に桂宮と申す)智仁親王に奉り、明治に至つて御物となつたものである。この巻の宮書には、表に「萬葉集一卷貫之筆」と書かれ、その裏に「此一軸芳春院加賀大納言利常室年來所持、紀貫之有自筆奥書、而關白秀次公依御所望入見參之處、截端與奥書、被押手鑑云々」とある由である。(六)この手鑑に押されたといふ奥書の部分には、果して貫之自筆たる事の明證があつたのか不審である。後人の添へておいた鑑定書などと混同されて、貫之の自筆などときめられたのではないであらうか。現にこの桂宮萬葉集の斷片は、一方では梅尾切と稱せられ、源順の筆とせられてゐるが、これは順がはじめて萬葉集に訓點を施した梨壺の五人の一人たる萬葉學者であつた所から附會されたものであらう。いづれにせよ、古筆家の鑑定はさしたる根據のあるものでないことが、これによつて明かである。この萬

葉集が貫之筆といはれるのも、或ひは萬葉集抄五卷貫之五卷抄が古來貫之の撰とせられてゐる所から、古筆家などによつて、何時とはなく、さう定められるやうになつたのではなからうかと思はれる。現在では、この古筆と同筆と認められる他の古筆切の比較研究によつて、それ等の古筆切の中に、寛弘當時か、又はそれ以降に下る人物が筆者に擬せられてゐるものがあるといふ事實から、貫之筆といふ古傳は是認されないやうであるが、恐らく是認しない方が正しいであらう。

高野切も、周知のやうに少くとも三人の寄合書とせられてをり、その三種の筆蹟には、桂宮萬葉集の場合と同様に、それぞれ寛弘當時又はそれ以後の筆とされてゐる古筆に、同筆と認むべきものが存するので、たうてい貫之の自筆と認めることの出来ないものである。寸松庵色紙には同筆と認められる他の古筆類は傳へられてゐないが、貫之の眞蹟と斷じ得る何等の證據もない。高野切も寸松庵色紙も、單に貫之が古今集の撰者であり、能書であり、かつこの筆蹟が優秀であり、料紙が古雅であるといふやうな點から、古筆鑑定家によつて任意貫之筆とされたものであらう。(七)已に早く藤井高尚が松の落葉に於て貫之自筆本に言及し、古今著聞集を引いて、今は世に傳らずと云つたやうに、たしかな證本は焼けてしまつたのである。老人雜話にも、貫之の自筆は定家の頃でさへ稀であつた位であるから、今の人が眞蹟などと云つて所持するのは笑ふべき事であると云つてゐる。とにかく、これを貫之筆として是認しないのは、書道界及び學界の現在の通説である。

名家集切は、兼輔・公忠是則・元方・興風・深養父等の家集の斷簡である。いづれも貫之と同時代の歌人の集の切であるし、高野切第二種に近いその筆蹟の優秀な點からして、貫之筆と稱せられるやう

になつたものであらう。これを貫之筆と断定し得る證據は他に何も無い。龜山切も亦同様である。

上述の古筆切の中、寸松庵色紙も、名家集切も、龜山切も、いづれも元來は冊子本であつたやうである。しかし貫之の時代には、これ等の種類の本は多くは卷子本であつたであらうと思はれるから、單に装幀様式の點から推しても、延喜の頃のものではなく、それよりもやや下る時代のものと考へたいのである。又假名遣の方面から見ても、黒川春村は碩鼠漫筆に於て、高野切の中には、行や、行の分別なき例を指摘して、貫之の眞筆にあらず、それよりも百年ばかり以後のものであらうと斷じてゐるが、その所説は大體に於て是認してよいであらう。

右のやうに世に貫之筆と稱せられて傳へられてゐる古筆切の大部分は、殆ど信用に値しないものである。ただわづかに自家集切のみは、貫之筆となすも、大體に於て矛盾がないとされ、少くとも貫之の時代に近いものと認められて、その理由として、

- 一、假名の書風が原始的な素朴さを存し、草假名の所謂連綿遊絲の體にまで發達してゐない點。
- 二、定家自筆土左日記の卷末に、貫之自筆を臨模した數行の假名の風格に近似するものがある點。
- 三、家集の内容が本願寺本三十六人集中の貫之集をはじめ現存諸本のそれに比して古體を示してゐる點。

四、あ行の「え」とや行の「わ」との分別のある點。
の四點があげられてゐる。

貫之の自撰自筆の家集としては、前に述べたやうに惠慶集等に所引のものと、袖中抄所載のものと、實隆公記所載のものとの三種がある。これ等のものと、現存の自家集切との關係は、今の所明かにされてゐない。自家集切は、現在では前田家・關戸家・馬越家・安田家に各一葉づつ傳はつてゐるだけである。これ等の切はもと卷子本の斷片である。料紙は白紙で、幾分奉書様の軟かな紙である。この點から見ると、蓮華王院寶藏の土左日記の装幀料紙に酷似してゐる。ただ假名の形が、土左日記のそれよりもやや萬葉假名の草の體に近い。墨繼ぎの程度等から推して、秋萩帖と同じやうに延喜筆を使用したものであらうとされてゐる。貫之自筆のものでないとしても、大體同時代に入るべきものであり、貫之に最も接近した時代のものであるといふことだけは、異論の餘地のない所であらう。なほこの自家集切の假名については、後に再び詳述する。

以上述べたやうに、貫之自筆と傳へられてゐる高野切・桂宮萬葉集・寸松庵色紙名家集切・龜山切等は、貫之の眞蹟と認めることの出来ないものであり、自家集切のみはやや眞に近いものとされてゐる。就中、今日に於て最も確實なものとして、書道史・古文字學等からも信用されてゐるのは、定家自筆の土左日記の奥にある貫之眞蹟の臨摹の部分である。しかし、この臨摹に關しては、定家の鑑識力と平安時代中期頃からの所傳とが、その權威を保證してをり、これを疑ふべき理由は、現在の所全く見出せない。やはり土左日記の原本即ち蓮華王院本をもつて、貫之自筆の本そのものと見ておくより外はあるまいと思はれる。何となれば、中古から中世にかけて、貫之自筆と信すべき古今集や貫之の集が存在してゐたことは、上述のやうに全く疑ふ餘地のない所であり、土左日記にあつ

ても、貫之の自筆本は傳來し得るのであり、傳來したとしても何等不合理ではないからである。要するに、貫之の筆蹟の點からすれば、蓮華王院寶藏の土左日記は、貫之自筆の原本そのものであると見るべき理由はあつても、原本そのものにあらずと見るべき理由は全く存しないのである。

上に述べたやうに、定家本土左日記の巻末にある貫之自筆臨摹の部分は、確かに信すべき資料に相違ない。しかし、信すべき資料であるとしても、臨摹であつて眞蹟そのものではない。しかもその臨摹は、わづか數行の斷片にすぎない。加之、定家は老齡七十四歳で、しかも眼病を患ひ、視力も十分でないばかりか、その假名には一種の著しい書癖がある。右の數行の文字の臨摹の形容、運筆氣分等には、自ら貫之の眞蹟に一致しない點があるに相違ない。我々が摹本の中から眞蹟にのみ見られる生々とした風格や神韻にふれることを得ないのは止むを得ざることであらう。しかし、模されたものを通して、その彼方にあるものを感知するといふことは、必ずしも不可能ではない。まして、臨摹を通して貫之の假名の字形、書風等を推知することは決して難事ではないのである。

書道史に於ては、一切の模造に價値を認めないであらう。それは、藝術品としての原作のみのもの獨自性が重しとされる點から當然のことである。しかし、古文字學や古典文學の資料としては、その模寫がもし最も嚴密に原作の面影をうつし得てゐることが確實であるならば、その資料的價値は敢て原本に劣らない。我々はこの臨摹の數行を有するがぎり、これ等を根據として、その上に土左日記の原本を建設せんとする希望を放棄する必要はない。さういふ意味で、臨摹の部分は、土左日記原本再建のために、動かすことの出来ない規準とすることが出来るのである。

註一

貫之の作とされてゐるものには、貫之集本願寺本、歌仙家集本その他、古今集假名序、續通の神に奉る和歌序(扶桑拾葉集所載)大井川行幸和歌序(古今著聞集、扶桑拾葉集所載)、新撰和歌集序、白河大相國亭春日會序(袋草紙、水原抄、黎明抄、子日和歌序と同物か)、萬葉集抄五卷和歌現在書目録、八雲御抄等に見える。清水濱臣の遊京漫録下巻に、萬葉抄と外題し、貫之五卷抄と稱せられてゐる西大寺藏の古抄(十八・十九・廿の)を紹介してゐるが、恐らく同物であらう(風土記和歌深秘抄所引)。按ずるに、類聚符宜抄六に延長三年十二月十四日諸國をして風土記を勸進せしむとあるものに關係があるかも知れない。逸書である。古今枕草(歌林四季物語所引)。逸書である。口耳傳歌論書。延喜三年貫之の署名があるが、偽書であらう。多田氏藏。無見頂相記(徳川初期の書目に紀貫之作とある。歌論書の類で、偽書であらう)日野大嵩社の梁簡銘(岡田耕筆所載)等がある。彼が古今集、新撰和歌集の撰者であることは云ふまでもなく、古今集時代の歌人、躬恒、友則、興風、千里忠岑等の和歌の師であつたやうである。(三月三日紀師匠家曲水宴和歌忠岑和歌十體) 註二 一時隨筆 岡西惟中著。天和三年刊。 註三 筆のすまび 橋 泰著。文化三年刊。 註四 後奈良院御記(披書は、大和國圓照寺所藏の本による。 註五 宮内省圖書寮藏本にも見える。流布本には開けてゐる。 註六 この披書の筆者は前田利常であらうと云はれてゐる。(書道全集第十三卷所載高塚竹堂氏解説)なほ片岡久太郎氏所藏の紀貫之筆萬葉集、萬葉大日本史料第一編之八所引には、右の披書の文句の外に次の記録がある。 式部卿宮様へ小松中納言殿へ披進候覺 一貫之筆萬葉壹卷 箱二重 墨付四百九十四行

以上

酉卯月八日

中村久武(花押)

岡本丹波守殿

註七

尾上八郎博士著、平安朝時代の草假名の研究(大正十五年刊)

第一章 原本とその傳來

註八 飯島春敬氏著「古筆名彙集解説」(昭和十四年刊)
註九 尾上博士著「平安朝時代の草假名の研究」その他。

第三節 蓮華王院寶藏の什物

蓮華王院寶藏の土左日記が貫之自筆の土左日記に相違ないといふ古來の所傳は、前節に於て述べたやうに、貫之の筆蹟の方面から考察しても、少しも疑はれるべきものではない。しからは、次に蓮華王院寶藏の什物といふ點から考へて、果して同様に矛盾を生じないものであらうか。今、これに就いて蓮華王院寶藏とは如何なるものであり、そこをさめられた寶物には如何なるものがあるかを見よう。因みに蓮華王院そのものに就いては、故田中教忠氏の「蓮華王院三十三間御堂考」(昭和七年刊)がある。

周知の如く、蓮華王院は長寛元年の頃、後白河法皇の御願によつて造營せられた。この蓮華王院には、平城京の東大寺正倉院、鳥羽天皇の鳥羽勝光明院(鳥羽寶藏ともいふ)等の著名な寶藏とならんで、寶藏の稱があり、ここに皇室御藏の貴重な圖書、什物等が多數蒐藏せられたのである。ことに嘉應元年、法皇の御落飾後は、蓮華王院に對する尊崇殊にあつく在し、爾來この寶藏は着々として充實せしめられたのである。

寶藏の什物は、皇室御料の御調度、珍奇な又は由緒ある物品、佛像、重代及び新納の樂器、繪畫、書籍等

であり、これ等が廣く襲藏せられたのである。就中、佛像、樂器、圖書、繪畫の類が中心をなし、特に書籍が多數を占めたやうに理解される。今、管見に入つた文獻の中から主なものをあげて見よう。先づ珍奇な物品としては

一、鬼の帶

承安元年七月八日、伊豆國奥島に上陸した鬼の遺棄したもの。(古今著聞集卷十七)

二、横川の柿の木

横川の僧坊の柿の木を切つて見ると、南無阿彌陀佛の六字が木理にあらはれてゐたので、上西門院から後白河法皇に奉られたもの。(今物語)

等があり、宮廷の御料の什物としては、

三、太刀

近江守仲兼の獻じたもの。(古今著聞集卷十七)

四、御襖料主上御帶(吉記)

五、大神宮御物の御劍(御即位由奉幣部類記所引實宣卿記)

等がある。樂器に關する主なものは

六、琵琶 若御前(玉葉八音抄)

七、琵琶 賢圓(玉葉八音抄)

八、琵琶 御前丸(八音抄に見える。玉葉には琵琶の名は見えない)

九、琵琶 新御前(順徳院御琵琶合)

一〇、琵琶 盤涉調、上西門院御引出物(吉記)

一一、琵琶 四條宮小琵琶(胡琴教録下)

一二、琵琶 狩葉模造(胡琴教録下)

一三、琵琶 名は不明(吉野吉水院樂書)

一四、箏 名は不明(花園院御記)

一五、箏 あしたづ(玉葉集卷十六)

一六、箏 鬼丸(朝野群載所引山樵記)

一七、笛 紙烏帽子(同上)

一八、笙 辛櫃(同上)

一九、琴譜 うちぐもり(胡琴教録上)

二〇、催馬樂譜(郭曲抄)

等があり、繪畫の主なものには

二一、藤原隆信筆 法然上人畫像

法然上人が、後白河法皇の院宣によつて、法皇の御前に於て往生要集を進講した時、法皇は寂威のあまり藤原隆信に仰せて上人の眞影を寫さしめ、これを蓮華王院寶藏にこめ給うた。

(拾遺古徳繪詞五十六門記、知恩院記録)

二二、法橋源尊筆 當麻寺新曼陀羅

建保五年八月十三日、後鳥羽上皇の叡覽に供へ、同二十七日蓮華王院寶藏にをさめしめ給ふ。後七年を経て、貞應三年四月七日、寶藏より出し、當麻寺にうつさしめ給うた。(當麻曼陀羅跋八)

二三、年中行事繪卷

後白河法皇の御時、年中行事を繪に畫かしめ、これを關白藤原基房承安二年任關白
治承三年解官に見せしめられ、基房は拜觀の上繪師の誤謬を一々指摘し、その由を押紙にして返上した。御説により寶藏にこめられたが、基房の押紙は今に存すといふ。(古今著聞集卷十二)

二四、八幡宮縁起三卷

和氣清麿の事蹟を繪にしたもの。後白河法皇の御時、蓮華王院の寶藏に納めらる。(畫圖品目)

二五、信西入道筆長恨歌繪六卷

信西法師が平治の亂を豫知して、玄宗の故事を繪にし、平治元年十一月十五日これに諷諫の一文を添へ、後白河法皇に奉つたもので、その事情は玉葉建久二年十一月五日の條、平治物語卷一、信賴、信西不快事の條及び花鳥餘情卷一に詳しい。玉葉治承三年九月四日、六日の條に玄宗皇帝繪六卷とあるものと同物であらう。流布本平治物語に三卷とあるのは字形の類似に原因する誤であらう。文永七年八月廿二日、京師の大火に燒亡した蓮華王院寶藏の玄宗繪(吉續記)といふのはこれであらうか。

二六、靜賢法印筆 後三年合戰繪

第一章 原本とその傳來

吉記承安四年三月十七日に、靜賢法印を介して御物の繪を拜觀する由が見える。陸奥守源義家が清原武衡等の亂を平げた顛末を繪にしたもので、靜賢法印が先年後白河法皇の院宜を奉じて畫き進めたものである。吉記には「借出御倉」とあるが、この御倉は院の御所六條殿の寶藏とも思はれるが、なほ蓮華王院の寶藏と見るべきではなからうか。靜賢は當時蓮華王院の執行であつたが、そのことは吉記や源賴政卿集に明かである。今しばらく蓮華王院の寶藏と解しておく。

二七、御禊行幸繪七卷

永和元年の頃、御室に預けられてゐたのを召寄せられた由、近衛道嗣の後深心院關白記に見える。恐らく後圓融天皇の即位御禊(同年十月廿八日)大嘗會(同十一月廿三日)の參考に供せられたものであらう。なほ伏見院御記正應元年十月十八日の條に、伏見天皇が後深草上皇から蓮華王院寶藏の御禊行幸記文一卷を受けさせられた由の記事が見えるが、それはこの繪卷と關係があるらしく思はれる。

なほこの外にも多數あつたに相違なく、例へば、明月記元久二年閏七月廿六日、幕府が在京の武士をして平賀朝政を討たしめたことを記した條に、朝政が内裏に於て北面の人々と共に繪を見た由を記し、分註に蓮華王院とあるのは、恐らく寶藏繪即ち寶藏に納められた繪畫のことであらう。

次に書籍に就いて見ると、文書家記の類の多かつたことは、種々の舊記に見える所であるが、今それ等を省き、普通の圖書について見ると次のやうである。

二八、官曹事類目錄卅卷

明衡往來に古事記及び本朝月令と共に祕藏の書としてゐるやうに、當時は祕籍として重んぜられたものであらう。愚管鈔七に「官曹事類トカヤ云文モアムナレドモモナタル人モナキトカヤ。蓮華王院ノ寶藏ニハヲカレタルト聞ユレド取出シテ見ント云事ダニモナシ」とある。

二九、刪定律令問答一卷 上中下

本朝書籍目錄に蓮華王院所藏の由が見える。通憲入道藏書目錄には律問答一冊の名が見える。律又は令の問答にして諸書に引用されたものがあるが、さうした種類のものを刪修したもので、當時から稀觀の書であつたやうである。

三〇、部類萬葉集

明月記寛喜二年七月十四日の條に、關白道家が定家に蓮華王院藏季時入道筆部類萬葉集の中二帖を送り、これが書寫を依頼した由が見え、同十九日の條には、同書書寫のこと、同二十七日の條には第二帖の書寫を申の時に終了したこと等の記事がある。

三一、懷風藻

類從本の奥書に「此書蓮華王院寶藏之本也、久埋塵埃、人不知之、康永元年之比撰出之、上古之風味、尤有興、仍今書寫之」とある。

三二、經國集

古寫本の奥に、康永癸未之歲、初秋上旬之候、於西郊幽居粗校讎之、點畫之誤、尙以有疑、此書蓮華王院寶藏之本也、近古以來無握翫之人、金玉之聲久埋塵埃之底、卷軸多以紛失、所遺僅上帙二卷第一二三、四第廿、上古之篇什與味尤深、仍軸々相分書寫之耳とある。田中氏はこれについて、花園上皇仁和寺萩原殿ニテアソフサルニハ非ザル歟と云はれてゐる。

三三、貫之自筆土左日記

三四、貫之自筆自撰家集

袖中抄第四に見える。實隆公記延徳二年閏八月九日の條に見えるものはこれか。

三五、承香殿女御筆躬恒集

宮内省圖書寮藏の躬恒集は、西本願寺藏三十六人集中の躬恒集を建長四年に影寫したものを、更に後世(近世初期か)に於て轉寫したものの如くである。建長の奥書に、建長四年二月五日巳時書畢、以或貴所御本昨今兩日馳筆一校了、書様大旨併之、書本銘曰承香殿女御筆云々、料紙色々唐紙色紙等切續破續以泥下繪濃色紙には不被書之、其字難見故歟、青羅表紙泥繪滋書之、蓮華王院寶藏御本云々とある。書本銘といふものは、現存の本願寺本三十六人集中の躬恒集には、他の總ての集同様に見當らない。恐らく今日では紛失してゐるが、建長の頃には存在してゐた筆者の目録であらう。又圖書寮本には、みつねといふ題簽とおぼしきものに、次に「みつね集となんと記してあるが、現存の三十六人集には見えない。これは飯島氏の指摘されたやうに(二)、もと小紙片の附箋でも押してあつたのが、いつの頃からか落ちたもののや

うである。右奥書の承香殿女御と申す御方は幾人もをられるので、いづれの御方が不明であるが、書寫年代その他よりして白河天皇の女御藤原道子の御事であらうとは、早く大口綱二氏の指摘せられた所である。(三)この集のみならず、恐らく三十六人集全部が蓮華王院の寶藏にあつたものであらう。

三六、奏覽本千載和歌集廿卷

明月記天福元年五月廿七日の條に、源孝行が關東に於て、武士の手から、蓮華王院の寶藏にをさめられてゐる筈の千載集正本廿卷を買ひ求めて、年來私かに所持してゐること、これを納めた手筈は已に紛失してゐること等の風聞を記してゐる。千載集の奏覽本が蓮華王院の寶藏にをさめられたことは古來風體抄に見えてゐる。因みにこの本ををさめた手筈とは、玉葉集卷八、賀歌に俊成の歌、千載集奏覽の時入れて侍りける手筈にあしでにまきたりける歌とあるものである。(四)明月記

三七、空海筆聖教 二合

もと鳥羽寶藏にあつたものであるが、後白河法皇の御時、蓮華王院の寶藏にうつさるべき由、奉行の入道信西に院宣を下されたといふ。(五)野澤流諸派略記

三八、菅原道真筆蹟

後白河法皇の御時、外記廳にあつたが、後六條殿にうつされ、更に蓮華王院の寶藏にをさめられたが、再び外記廳にかへされた。(六)吉部秘調抄百鍊抄建久三年七月十二日の條

三九、御禊行幸記文一卷

伏見院御記正應元年十月十八日の條に、後深草上皇より御禊行幸記文一卷を受けさせられた由の御記事がある。この本が御禊行幸繪と關係があるかも知れない由は前に述べた通りである。

四〇、毛詩

安元元年正月四日、朝觀行幸の際の御贈物に供せられた本である。藤原教長が内々仰せを奉じて蓮華王院寶藏の御書の中から選び出した由である。(朝觀行幸部類所引山槐記)

四一、舊唐書

文保三年四月廿八日、改元の議があり、前權大納言俊光が、唐書の中から「元應」の二字を勘へ申した。しかるに舊唐書は稀觀書であるため、蓮華王院寶藏の本を取出して、花園上皇の仙洞より禁裡に進められ、人々をして檢せしめられた。(改元部類記所引冬定卿記)

なほ、有不爲齋文庫善本入札目錄によれば、伊藤介夫氏舊藏の伊勢物語一本の奥に石野縁信が朱筆を以て次のやうな識語を加へてゐるといふことである。

此本者蓮華王院塗籠之本ヲ以菅谷寛孝法印訂正也、其本漏脱ヲ補綴假字ニ清濁ヲ付候也、世間希有之本也、可秘々々矣

但し右にいふ蓮華王院塗籠とは、恐らく朱雀院塗籠の誤記であらう。この本は未見ではあるが、恐らく普通の本を、森山孝盛舊藏の傳民部卿局眞蹟本に混同附會して書いたものであらう。傳民

部卿局筆本は行方不明であるが、その原本を忠實に影寫したらしい不忍文庫舊藏(天鳥雅太郎氏現藏)の所謂伊勢物語塗籠御本臨模(不忍文庫改正書目卷之四所載)及び松平定信舊藏の同模本の卷末に

此本者高二位本朱雀院のぬりこめにをさまれりとなり
とあるが如く、朱雀院塗籠本とあるべきを誤り附會したものと考へられる。

以上は、蓮華王院寶藏の什物に關して物に見えるものの中から、主なものを列記したのである。これ等は、大體永久的な什物としてをさめられたものであるが、中には臨時にとどめ置かれたものもある。例へば、建久六年八月一日、仁和寺宮守覺法親王が、後鳥羽天皇の中宮任子御産の御修法の折、鳥羽寶藏から如意寶珠を取出され、御産後しばらく蓮華王院寶藏にあづけ、七日ばかり後に鳥羽寶藏に返されたやうなのがこれである。又寶藏の御物は、後白河法皇以後に於ても追加されたのであつて、例へば後鳥羽上皇の御時に寫さしめ給うた山槐記が、承久の變の時蓮華王院の寶藏にをさめられた(玉葉安貞元年三月十一日の條)如きである。

蓮華王院寶藏の書籍は、大體前述の通りであるが、これ等の圖書は、從來皇室の御藏の典籍が中心となり、更に新しく蒐集せられたのである。しかるに、それ等の圖書は如何なる方針によつて蒐集されたであらうか。吉田經房の吉記によれば、承安四年八月十三日、院文殿衆が奉行として參入、寶藏目錄を増補した時、後白河法皇の下し給うた院宣には、

於漢家書籍者、皆在儒家、又在他御倉、強不可被置、但於證本者、非此限、本朝書籍及諸家記、皆悉可被集、能可撰定也

と仰せられてゐる。これは寶藏に於ける書籍の蒐集方針を示し給うたものである。右院宣によれば(一)漢籍の類は儒家や他の皇室御領の寶藏に襲藏せられてゐるのであるから、蓮華王院の寶藏に於ては第二義的なものとし、證本に限りこれを集める。(二)國書併びに諸家の日記の類は、第一義的なものとして廣く蒐集するといふ方針が立てられたわけである。このやうな國書を第一とする文庫は、院宣にも仰せられてゐるやうに曾てなく、實に蓮華王院寶藏をもつて嚆矢とする。因みに和田英松博士は、本朝書籍目録考證に於て、右の吉記の記事につき、本朝書籍といひ諸家記と云へるは、本朝書籍目録、諸家名記の書名と相似たれば、この書籍目録及び諸家名記は、或は蓮華王院寶藏の本朝書籍及び諸家記の目録によりて編製したるものならんかとも推測するを得べしと云はれてゐる。もし然らば、本朝書籍目録所收のすべての書籍が蓮華王院の寶藏に納めてあつた本であることになるが、これに就いてはなほ十分考證の必要があらう。當時藤原賴長・同通憲同實定の文庫の如く、藏儲の富を以て聞えたものは少くないが、この寶藏の御藏書は國書を主眼とした點で注目すべきものであると思はれる。

上に述べたやうに蓮華王院の寶藏には、國書を中心にし、これに關するものが特に多く集められたやうであり、その中には貫之の自筆と稱せられる貫之集も確かに存したのである。しかも、この集は前にも述べたやうに、自筆と認め得べき可能性の最も多いものである。已に自筆の家集がをさめられる以上は、自筆の土左日記の納められるのも不思議なことではない。この兩者は書風その他の特色を等しくしたしかに同一人の筆蹟と認められるものであつたに相違なく、二者の中の

いづれにも自筆と認められない明かな證據はなかつたと見るべきである。梁塵秘抄に、和歌にすぐれてめでたきは人丸赤人をのこまぢみつね貫之みぶのたゞみね遍昭道命和泉式部とあるが、これは貫之躬恒に對する當時の人々の批評を代表するものと解せられるのである。後白河法皇の蓮華王院寶藏に、貫之自筆の家集や自筆の土左日記が、躬恒集等と共に襲藏されたのは、貫之に對する當時の人々の氣持からして、不自然なことは云はれないであらう。

以上、蓮華王院の寶藏には如何なる什物、特に圖書がをさめられてゐたかを述べ、又貫之自筆の土左日記のをさめられたことが決して不合理ではないのみならず、寧ろ自然である所以について述べたのである。最後に、今一つ考ふべきことは、もし蓮華王院寶藏の本であるとするならば、寶藏の印があるべき筈であるが、土左日記には果してその印があつたであらうか。もし無かつたとすれば、それはどうした理由によるのであらうかといふことである。定家は、蓮華王院寶藏の土左日記に就いては詳細にその内容や體裁を記録したが、蓮華王院寶藏の證たる印に就いては一言もふれなかつた。あれば必ず言及する筈であるのに、さうでないのは、恐らく無かつたからではなからうか。ところが雍州府志卷四天和二年成には蓮華王院について述べ

又別置寶庫、被納書畫器物等寶庫無幾而廢、于今書冊貼蓮華王院之印者偶殘

と記してゐる。これによると、同書の著者黒川玄逸は寶藏の印のある書籍をたしかに見てゐるやうである。しかしこの記事は甚だ疑はしく、或は金澤文庫などと混同して誤記したのではなからうかと思はれる。この書とほぼ同時に成つた北村季吟の菟藝泥赴貞享年間成には、

むかしは藏寶ありて故ある重寶はなへて蓮花王院の寶藏に納めらるゝといへり。今はあともなしといへども、書籍のおく書も蓮華王院の寶藏にありしよし書る物世にみゆ。(京都叢書本による)。とあるのであるから、雍州府志の記事はそのまま信用することの出来ないものである。前に述べたやうに、本願寺本三十六人集中の躬恒集は、承香殿女御の御筆と傳へられたしかにこの寶藏にこめられてゐたものである。しかるに蓮華王院寶藏の印はもとより、それに準ずるものさへない。恐らくそのやうなものは元來なかつたのであらう。定家が寶藏の印のことに言及してゐないのは、元來印がなかつたからであつて、寶藏の本にあらざるものを、強ひて寶藏の本としたからではない。これを要するに、定家の記載した事柄は、いづれの點から見ても、悉く信用に値しないといふものではないのである。

註一 飯島春敬氏著、古筆名葉集参照。

註二 大日嗣二氏の「三十六人歌集寫真帖跋」

第四節 蓮華王院寶藏の興亡

前數節に於て、蓮華王院寶藏の土左日記は、古來の所傳の如く貫之自筆の原本と認めて少しも不都合ではないといふ事を述べてきたが、更に、この原本は何時頃まで如何にして寶藏に傳へられてきたのであらうか。このことを考へることによつて、前數節に於て考證した事實を一層明確にし

て見たいと思ふ。先づ寶藏そのものの變遷隆替に就き、特に書籍を中心にして考へて見よう。

後白河法皇の御願によつて創建せられた蓮華王院の寶藏は、前述のやうに、嘉應元年法皇御落筋後から特に充實せしめられた。吉記によれば、承安四年二月十一日、吉田經房は院宣によつて蓮華王院の寶藏に參入し、御書五合并びに日記十三卷を取出し、目錄をそへて返納したが、更に八月十三日、執行法印靜賢、大外記清原賴業、中原師尙助教、中原師直、王計助、中原師茂以下十餘人と共に參入し、二條天皇の御宇に作成された目錄にもれてゐる圖書を検し、これを現物に引合せて増補した。法皇が院宣をもつて寶藏の圖書の蒐集方針を示し給うたのはこの時であるが、爾來その方針のもとに圖書を中心とする多くの書籍が集められたのである。吉記には更に八月十四日、十六日、九月七、八、十三日等に、それぞれ文庫整理の記事が見えるから、相當長期間に亘つて整理がなされ、寶藏は漸次完成されて行つたのである。

壽永の頃、源平二氏の争亂によつて、京師は兵火の巷と化した。幸ひにして蓮華王院の寶藏は異事なく、ついで壽永四年七月九日より數日にわたり、希有の大地震があり、東鑑には得長壽院、蓮華王院、最勝光院以下の佛閣が多數顛倒破壊した由を記してゐる。しかし、吉記以下の諸記録に、蓮華王院倒壞の由は見えないから、寶藏も從つて破損の程度ですんだものと思はれる。

建久三年三月十三日、後白河法皇崩御あらせられ、この日、夜に入つて左衛門督士御門通親、參内、蓮華王院寶藏に納められた寶物の散失せる由を關白藤原兼實に報じ、翌十四日、その處置に就いて右大臣藤原兼雅と協議したことが玉葉に見える。この年六月廿七日には、寶藏の圖書を検せしめら

れてゐるが、(百鍊抄)院の崩御と共に寶藏の規律はやうやく緩み、次第に衰微しはじめたやうに見える。建暦元年二月廿七日の夜、折からの雷雨に乘じ、奈良法師等が群をなして寶藏に入り、佛像及び御劍を盗んで逃亡した由が、百鍊抄二月廿七日の條ならびに東鑑三月十九日の條に見える。建暦三年九月十六日、後鳥羽上皇が蓮華王院に御幸あらせられて、寶藏を御覽になつたのは、そのことによつて綱紀の肅正を圖り給うたものではなからうかと察せられる。かくして寶藏の再興は幾度か企てられ、その度びに幾分整理復舊されてゐたやうには見えるが、大勢は衰退の一路をたどるのみで、つひに承久の變となり、京師の秩序は全く亂れ、寶藏の規律は地に墜つるに至つたやうである。

前節で述べたやうに、寛喜二年七月十四日、定家は關白道家の依囑によつて、蓮華王院寶藏の部類萬葉集を書寫したが、この頃の寶藏は昔日の盛觀を止めず、相當多くの什寶が流出してゐたやうである。天福元年五月廿七日、定家は源孝行が關東で蓮華王院寶藏の千載集の正本を武士の手から買ひ求め、年來私藏してゐる由を聞いて、於蓮華王院取歟、無所納之手筈云々、雖舊損不及不中用之程、可進御所云々と記してゐるのである。これは承久の變に乗じて何者かが寶藏の中から盗み出したのであらうが、數年間盗まれたことさへ分らず、又現在所持してゐる者が、當然のこのやうにして私してゐても分らない程、寶藏の綱紀はゆるんでゐたのである。

それから二年後、文暦二年、定家は蓮華王院寶藏なる貫之自筆の土左日記を見る機會があつた。(この事に就いては次の節に於て詳細にのべる)しかし、定家はその本をどこでどうして見たのかは明かでない。或ひは自邸に持ち歸つたもののやうでもある。一年後の嘉禎二年には、爲家も同じ本を見

て書寫してゐる。彼等の書いた識語を見ても、ごく短時間の間に、不自由をしのびながら、秘密裡に書寫したやうな様子は見えない。自由に、公然と見ることの出来る事情のもとに於て、悠々追らす感興にまかせて書寫したもののやうである。或ひは寶藏から流出した後の事かとも思はれるが、それならば、さうした事情を一言でも識語の中に漏らすべきである。そのやうな事には一言もふれず、單に、蓮華王院寶藏本とだけ、簡單な、しかし斷定的な註を加へただけであつて、千載集の場合のやうな書き方をしてはゐない。原本が當然あるべき状態にあつたから、定家は何も餘分なことは云はなかつたのであると解せられる。しかも、彼は「不慮の外」と云つてをり、豫想もせずして珍しい本に逢着したことを歡喜してゐるのである。これ等の事情から推せば、部類萬葉集と同じやうに一時寶藏から取出されて、宮中又は仙洞にうつされ、定家は圖らずもその機會に遭遇して書寫することが出来、その幸運に感激して、右の識語を認めたものであらうと解せられる。とにかく、その本は、しばらく寶藏にかへされないうで、そのまま然るべき貴所にとどめ置かれ、翌嘉禎二年には、爲家によつて新しく書寫されるに至つたのである。

その後土左日記をはじめとして、他の多くの寶藏の圖書はどうなつたであらうか。これを徵する史料は、ほとんど皆無と云つてもよい。ただ歴史上の事件で、この寶藏に關係のありさうな事柄に就いて見ると次のやうである。定家爲家等が土左日記を書寫してから十三年後、建長元年には一大事件が勃發した。それは三月廿三日の京都の大火であつて、この大火のために蓮華王院は御堂以下悉く焼失したのである。(百鍊抄・阿闍梨白記二代要記その他)多くの史書記録等は、寶藏のことに

は言及してゐないが、ただ増鏡烟のすゑに、寶藏・鎮守ばかりぞからうじてうち消ちにける」とあるから、この大火にも、寶藏だけは、幸ひに類焼をまぬかれたやうである。

蓮華王院は後白河法皇の御願寺として、歴朝の尊崇篤い御寺であるから、まもなく御再建の事が起され、建長三年八月十日、後嵯峨上皇の御幸を仰いで、盛んな上棟の儀が執り行はれた。蓮華王院はこの時から再興され、文永三年四月廿七日御供養の後、伏見天皇後二條天皇の御宇に至るまで御執行があつた。吉續記文永七年八月廿二日の條によれば、京都に火事があり、五條の里内裏が炎上して、丁度その時、寶藏から取出して内裏にとどめられてゐた玄宗繪は、つひに灰燼に歸した。しかし、寶藏の什寶そのものは、當時、やや舊の秩序に復してゐたと推定されるのである。

文永十一年三月廿六日、後宇多天皇御即位後、後深草・龜山兩天皇の皇胤におかせられて、代る代る帝位につかせ給ふこととなり、長講堂及び蓮華王院領等は、後深草天皇の皇統に屬し、嵯峨・龜山の仙洞御所及び大覺寺領等は、龜山天皇の御嫡流に傳へ給ふこととなつたが、このやうに大覺寺・持明院御兩統が分立し給うたことと、元弘の變の起つたこととは、寶藏の圖書の分散する重大な原因をなしてゐるやうに考へられる。

前にも述べたやうに、伏見院御記正應元年十月十八日の條には、天皇は後深草上皇から蓮華王院寶藏の御禊行幸記文一卷を受けさせられ、一見を加へ給ひ、返進し奉り給ふ由を仰せられたといふことが見えてゐる。翌二年十月廿九日には、後深草上皇の仰せにより、院司左中辨兼仲が參向し、寶藏を検したが、重寶たるものは悉く存してゐたといふことである。(續史略抄卷八所引兼仲卿記) 又後二

條天皇の嘉元三年五月廿三日、伏見上皇には伏見殿より還幸の次、蓮華王院に幸し、諸人を集めて寶藏の御文書に就いて御沙汰あらせられた。(實形卿記) 當時寶藏の圖書は、大體に於て整頓されてゐたやうに察せられる。前節に於ても述べたやうに、花園院御記正和二年五月三日の條によると、天皇は後伏見上皇から寶藏繪二合を受けさせ給ひ、文保三年四月廿七日には六條有房が改元の勘文に關して蓮華王院寶藏に參向し、舊唐書を取り出し、これを仙洞から禁裡に進められた。(安元部類記所引冬定卿記) これ等によると、寶藏は大體舊觀に復してゐたと想像されるのである。

しかるに、それより十二年後、元弘元年八月廿四日、後醍醐天皇は笠置山に遷幸し給ひ、ここに天下の大亂が起るに至つた。花園院御記によれば、同年十二月十九廿の兩日、蓮華王院寶藏の樂器・書籍等を、目錄に引き合せて整理せしめ給うたが、重寶に屬するものは、すでに後醍醐天皇の御手に渡つて、後には一物もなかつたといふことである。その後、寶物の類は、持明院御流の御所に移され、しばらくは御所の御倉に保管されたやうであるが、何分にも戰亂が引きつづき、治安の全く亂れ果てた時代であつたから、什寶の類も一箇所には置かれず、諸所に分散してとどめられ、寶藏は愈々荒廢し、さしも御重代の尊い古書籍の類もつひに散佚するに至つたものと想像せられる。建武三年正月の宇治平等院の戰には、佛閣寶藏等悉く兵火にかかつて烏有に歸し、ここに貴重な古代日本の文化を藏した宇治寶藏と蓮華王院寶藏との二大寶庫は、全く舊觀を止めず、壊滅・荒蕪に歸するに至つた。以上述べたのは、蓮華王院寶藏の興亡史の概要であるが、右の簡単な敘述によつても分るやうに寶藏はかつて一度も火災にかかつた事がなく、什物は従つて全部一時に灰燼に歸するといふこと

はなかつた。かうして種々なる災厄からわづかにまぬかれつつ、什寶は不可思議な細い傳來の線によつて保存せられて来たが、時々種々なる理由によつて、或ひはひそかに寶藏から持出されたり或ひは公然と諸所に分置せられたりした。併しこれ等のことは、かへつて現物が後世に傳はり得る機会ともなつたのである。ただ前にも述べたやうに寶藏の書籍は、一として藏印のあるものはなかつたらしく、そのために寶藏の御本たるの明證を缺き、ただ古傳によつてわづかにその由緒を知るのみであつたから、そのために寶藏の書籍は、一旦寶藏から外に流出すると、いつのまにかその傳來の歴史が忘れられ、嘗つては寶藏の典籍であつたといふことさへも忘れられて、自ら粗雑な取扱を受けるやうになり、従つてまた散佚する機会も多くなつたのである。このやうな状態に於て蓮華王院寶藏の貫之自筆の土左日記が、如何なる不可思議な運命のもとに、幾度び兵火をくぐり、如何に天災をまぬかれて、傳はつて来たか、その真相は不明であるが、とにかくこの本が、寶藏の亡びる日まで、即ち吉野時代以降まで、無事傳來し得ることが、絶対に不可能でないといふ理由は、上述の如く明かである。重ねて云へば、貫之自筆の土左日記が、吉野時代以降まで傳存することの不可能であるといふ事情は、寶藏の歴史そのものの上には見出されないのである。

註一 これによつて蓮華王院寶藏の典籍は歴代の御物本が中心となつてゐることが分る。但し貫之自筆土左日記が何時頃如何にして皇室の御藏となつたかは不明である。

第五節 蓮華王院寶藏土左日記の傳來

前節に於ては、蓮華王院寶藏の土左日記は、寶藏の歴史自身の上から見て、室町時代まで傳へられ得ない事情にはなかつたといふことを述べた。そして、その敘述の中に於て、その本は、文曆二年嘉禎二年に、定家及び爲家によつてそれぞれ書寫されたこと、及びその原本は一旦歴史の表面から姿を消し、そのまま杳として消息を絶つたが、併し寶藏の歴史そのものは、原本の傳來を不可能ならしめる如何なる事情にも遭遇してはゐないといふ問題を間接的に考へてきたのである。この節に於ては、直接的にその本が鎌倉初期に於て果して佚亡したか、又は幸ひにして蓮華王院寶藏の廢滅の時はもとより、その後に至るまでも、傳來したかについて考へて見よう。

先づ最初に結論を云へば、件の本は不思議にも多くの災禍をまぬかれて、少くとも室町中期まではたしかに傳來したのである。しかし貫之自筆本といふものが、室町中期頃まで存したといふ傳來の事實は之を認めつつ、その本が蓮華王院寶藏本と同本であつたといふ傳來の必然性に就いては、未だ何人によつても明かにされてゐない。この兩者の關係に就いては、ことさら言及することを避け、従つて傳來に就いても、何等積極的な證明を下した人はないのである。

明應二年四月、堯憲が或人に贈らんが爲に、歌道の見聞を自ら記録した和歌深秘抄に、次のやうな記事がある。云ふまでもなく、堯憲は權少僧都法印に彼任した人で、堯孝法印の養子となり、養父の

志をついで和歌をよくした人である。^(二)

一土左日記の事。於歌道最上の子細候哉。慈照院に貫之自筆の本有。此日記の事、彼自筆本此方に候つるを、慈照院殿堯孝に御尋の時、進上仕候。土佐の國へ配流の時、道すからの事を自筆にて書候。歌などあまた候。世あかりたる手跡にて、さらによみ分かつ候つる。歌道の奥書には非ず。唯自筆の處世にたくひなく、賞翫の物にや侍らん。風土記と申候て貫之作候物、是こそ奥儀至極に侍れ。此本世に希になり侍とそ申畢(續類從本による)

貝原篤信が、和歌紀聞に、慈照院に貫之自筆の土左日記あり、世あがりたる手跡にて更によみがたしと云つてゐるのは、右の和歌深秘抄の記事によつたものであらう。この記事によれば、堯憲の養父堯孝は、かねてから貫之自筆の土左日記を所持してゐたが、故あつてそれを將軍義政に上つた。養父のもとでその本を見る機會のあつた堯憲の言によると、原本はすこぶる上代の手蹟で、更には讀み解き難いものであつた。歌も多く載せてあるが、歌道の奥秘の書ではない。ただ世に稀な名家の自筆本として珍重すべきものであらう。大體その程度のもので、さしたる重寶とは思はれないといふ風に考へられてゐたこと等が知られるのである。右の堯孝は、云ふまでもなく著名な歌人で、頼阿の曾孫、權大僧都法印、新續古今集撰進の時、和歌所の開闢となり、康正元年七月、年六十五を以て歿した人である。^(三) 堯孝がこの土左日記を所持するに至つた事情は不明であるが、或は頼阿の頃から入手して、代々家に傳へたのかも知れない。いづれにしても然るべき貴人から賜つたものであらうか。堯孝や、堯憲が、この貫之自筆本といふもののもつ驚くべき價値に氣づかず、あまりに

もこれを低く評價してゐるのは、彼等が定家尊崇の時代に生れ、あまりにも狭い意味での二條流歌道にとらはれてゐて、廣い國文學上の知識と識見とに缺如してゐたからであらう。

さてこの堯孝所持の貫之自筆本といふものは、果して所傳のやうに、貫之の自筆に相違ないものであつたであらうか。即ち從來貫之自筆と信せられて來た蓮華王院寶藏の本と同一の本であつたであらうか。我々は、たとひ常識的にもせよ、少くともその當時蓮華王院寶藏の本とは異なる貫之自筆本といふものが、別に一本傳來してゐたであらうとは、たうてい考へ得ないのである。もしどうしても別のものであつたとしなければならぬならば、むしろ蓮華王院寶藏本の忠實な模寫本であつたと考へるより外はないであらう。しかし、堯憲が「世あがりたる手跡」とか「更によみ分け難し」とか云つてゐる點から綜合すると、その本は原本そのもので、臨摹の本でもなく、まして轉寫の本でもなかつたと解釋せざるを得ない。何となれば臨摹の本といふものは、如何ほど忠實に臨摹されてゐるとしても、結局臨摹以上のものではなく、その字形や風格はもとより、料紙の末に至るまで、臨摹の「時代」の特色からぬけきすることは出来ない。まして長い「時」のみのよくなし得る古めかしさ、落ちつき等に至つては、たうてい模造品などの企て及ぶ所ではない。それは何人にも一見してすぐ氣附かれる所である。まして堯孝や堯憲が、臨摹の本を自筆本と信じて、その臨摹たることを看破することが出来なかつたとは、たうてい考へられないのである。このやうにして、堯孝所持の本は、蓮華王院寶藏の御本そのものであつたと解するのが最も妥當であらうと思はれる。前節に於て述べたやうに、蓮華王院寶藏の什物は、幾多の災禍を蒙り、可なりの散佚はまぬかれ得なかつた

のであるが、しかしなほ相當多くのものを吉野時代まで傳存せしめてゐるのである。しかも頼阿及びその一族は、當時和歌の家として朝野に重きをなしたのであるから、蓮華王院寶藏の本が、何かの事情によつて、その有に歸するといふことも、敢て不思議なことではない。

右のやうに堯孝所持の本が、蓮華王院寶藏の本そのものに相違ないといふ考察は、單なる推定にすぎないが、他に幸ひに證據とすべきものがある。即ち後で述べるやうに、堯孝所持本には、あ、あ、ん等の古體の假名が使用してあつたことが確かであつて、それ等の假名は定家の臨摹の部分の假名の字形と完全に一致するのである。又この他の、より以上正確な理由としては、兩本の本文自體の持つ所の特色がある。後章に於て詳細に論證するやうに、本文それ自身の精密な比較研究の結論によれば、兩本は必ず同一の本でなければならぬのである。しからは堯孝所持の本の本文はどうして知ることが出来るであらうか。

堯孝が將軍義政に土左日記を贈つたのは、おそくとも彼の歿年たる康正元年以前である。土左日記はしばらく義政のもとにあつたが、後その子將軍義尙に譲られたもののやうである。延徳元年三月廿六日、義尙の薨じた後、土左日記はその後室の居所たる小河御所に止められた。翌二年四月廿日、權大納言松木宗綱は、後土御門天皇の勅を奉じて、この小河御所なる貫之自筆土左日記を書寫して禁裡に奉つた。但しこの宗綱書寫の禁裡御本については別に詳しく述べる機會がある。(三)次に權大納言三條西實隆は、それより二年後の明應元年八月、同じく小河御所から土左日記を借り出し、或る人の熱心な依頼をうけて、内々これを書寫した。實隆は、前にも述べたやうに、その前々

年即ち延徳二年の秋、伏見宮家御藏の貫之自筆自撰の家集を見て感嘆してゐる。もしその集の筆蹟と、この日記の筆蹟とが相違するのであれば、實隆は少くともこの土左日記を疑ふ筈であり、さしたる價值を興へないであらうが、實隆は「希代之靈寶」として感激しつつ之を書寫し、之を他人におくと同時に、自らも一本を別に書寫して家に止めた。實隆公記を見るに、明應元年十月八日、即ち書寫の直後、その自筆本に邦高親王が外題を賜はり、同じく十月十五日、上原豊前守・滋野井中納言(四)、宗祇等と會し、家に止めた自筆書寫の土左日記を講じ、件の日記所々覺悟し得ざる所多しと記してゐる。これ等によれば、原本は實隆によつて、貫之自筆と信せられ、中古國文學の研究資料として、眞に貴重なるものと考へられてゐたことが分るのである。なほこの書寫本についても後に詳細に述べる機會がある。(五)

右のやうに、延徳二年と、その翌々明應元年とに、宗綱と實隆とが、それぞれ貫之自筆の土左日記を小河御所から内々借出して轉寫したが、この二回にわたる轉寫が、將軍義尙及び義政の薨後直ちになされたのはどういふわけであらうか。その原本が、故將軍家を出て、他にうつるやうな事情のもとにあつたのであらうか。それとも、義尙後室の居所にそのまま止められたのであらうか。それとも又、將軍義植に傳へられたのであらうか。それ等の事情は一切不明であるが、義尙義政の薨後直ちに轉寫されたといふ事情から推せば、將軍家を出て他にうつるやうな情勢にあつたのではなく、かたや察せられる。とにかく貫之自筆本は、この轉寫を機會に、再び傳承の歴史の表面から突如として姿を没するに至つた。現在幸ひにしてどこかに傳へられてゐるのかも知れず、或ひは江

戸時代まで傳へられて來て滅んだのかも知れず、又或ひは戰國兵亂の世に早くも滅亡してしまつたのかも知れず、いづれとも今日の所では不明である。

堯孝から義政に贈られ、義政から義尙に傳へられ、その堯後、宗綱と實隆とによつて別々に書寫された土左日記は、これ等の人々が等しく貫之自筆と確信して毫も疑はなかつた古寫本であつた。そしてその古寫本は、文字は古代の假名で、容易に讀み得られないものであつたと、堯憲も實隆も證言してゐるのであつて、この點に於て、定家や爲家の記述と一致するから、前にも述べたやうに、この寫本は蓮華王院寶藏本そのものと考へても、少しも差支ないもののやうに思はれる。その上、幸ひにも我々は轉寫本を通してその原本の本文を知る事が出来るのである。前にも述べたやうに、堯孝所持の本と蓮華王院寶藏の本とが同本であると推定し得べき直接の文獻的證據はないが、しかし蓮華王院寶藏の興亡史はその推定に何等異議を提出しないのであり、加ふるに本文自身の精密な比較研究によれば、この兩本は全く同本であると推測せざるを得ないのである。なほこのことに就いては後に再び詳細に述べることにした。

以上數節に亘つて述べて來たやうに、貫之自筆の土左日記といふものは、たしかにあり得たのみならず、現にあつたのであり、平安時代の中期から已に貴重の寶物として傳へられ、後白河法皇の御時には蓮華王院の寶藏にをさめられ、後二條家正統の堯孝の手に入り、更に足利義政・義尙に傳はり、爾後室町將軍家の重寶として大切に保存せられ、明應元年の頃まではたしかに小河御所に傳來してゐるのである。以上の事實からして蓮華王院寶藏の土左日記は、古來の所傳、定家の鑑定及び定

家の記録による原本の装幀・書風・字體等の綜合的判斷によつて、まさに貫之自筆本そのものに相違ないと考へられるのである。かくして土左日記に於ける「原本」と「原型」とは完全に一致し、世界の文獻史上稀有の好條件が土左日記本文傳承史の上に惠まれることとなるのであつて、ここに一千餘年前の作者自筆の原手記の再建に對する可能性が確實となつて來るのである。

註一 鑑定便覽参照。

註二 前田侯爵家に、古今聲句相傳聞書二條家嫡流和歌所法印堯孝傳と題する古寫本がある。堯孝は二條家歌學の正統派の一人として有名である。

註三 本書第二章第四節参照。

註四 本書第二章第四節及び第九章参照。

註五 本書第二章第六節及び第十章参照。

第二章 原本再建のための資料

第一節 資料とその系譜

前章數節に互つて述べてきたやうに、我々は、土左日記の「原本」は、現存寫本の「原型」たる蓮華王院寶藏本そのものであるといふ古來の所傳を容認することが出来る。かうして蓮華王院本を再建することは、直ちに貫之自筆の原本を建設することに外ならないといふことの確信が得られたのである。日本文獻史上に於ける土左日記の地位の重要性は、實にこの點に存するのであるが、然らばその原本再建のためには、如何なる方法が採られるべきであらうか。又そのやうな高度の批判のためには、如何なる傳來本が選擇せられるべきであらうか。

我々は現存土左日記本文に關する資料として、別掲のやうな約百二十種の寫本、刊本及び書入本をもつてゐる。もとよりこれは、この小論の筆者の管見に入つたものだけで、なほこの外にも多數傳存してゐるであらう。これ等の諸本は、たしかに批判的研究の資料となるには相違ないが、しかし、同等の價値を有するものとは云へない。云ふまでもなく、これ等の諸本の價値は、それ等がそれぞれ位置すべき系譜上の位置によつて決せられるのである。

これ等の諸本の系譜は、本文に關する廣い證左の蒐集と、その一つ一つに對する嚴密な批判とによつて、はじめてなされ得るのであり、それは下から上へと建設されるのである。併し、今ここで考へてみようとするのは、そのやうな系譜の最高の段階に位置する貫之自筆本の本文の建設についてである。この本文的段階への建設は、一見飛躍的に見えるが、併し低部の本文史的機構の外にあるのではなく、その機構を通して、始めて到達され得るものである。併し、その到達の過程を、そのままここに敘述することはあまりに煩雜である。よつて、ここでは便宜その全資料の處置の過程を省略し、その過程によつて得られた結論をとり上げて考察することにする。即ち系譜の下位にある諸本はすべてこれを除去し、それ等の處置の實際については改めて別に考察したい。當面の問題は、如何なる諸本が高部の批判に參與し得るものとして選擇されたかといふ點にあるのであつて、それ等が何故に、又如何にして選擇されたか、といふ點にあるのではないのである。

土左日記の本文の歴史の最初は、貫之自筆本からの直接の分岐にはじまる。前章に於て述べたやうに、土左日記は原本から少くとも四回、相互に何等の關係なく別箇に轉寫され、ここに四つの本文系統を派生展開せしめたのである。即ち

- 1 定家による轉寫 文曆二年(一八九五)
- 2 爲家による轉寫 嘉禎二年(一八九六)
- 3 宗綱による轉寫 延徳二年(一一五〇)
- 4 實隆による轉寫 明應元年(一一五二)

の四回の轉寫がこれであるが、これ等の事實は現存の寫本の中に見られる奥書によつて知ることが出来るのである。^(三) しかして、もしこれ等のそれぞれの根幹寫本が存在するならば、資料の選擇に關するかぎり、何等の疑問も生じないのであるが、實際には、定家自筆本以外の三つの本は現存しないのであるから、ここに本文選擇上の問題が発生してくるのである。

現存の約百二十種の諸本は、それぞれこの四つの大きな部門の内部に於て派生した。即ちこれ等の四部門の内部に於て、更に引きつづき、或ひは轉寫の事が繼續され、或ひは他の門、又は族との任意の混合が行はれて、ここに幾多の末流の寫本が生じたのである。現存諸本は、それぞれ系譜的地位を異にする寫本の總體であるが、これ等の中から紛失せられたる根幹手記としての爲家自筆本、宗綱自筆本、實隆自筆本の本文を建設する上に於て、最も有力な寫本を選び出すことは、前にも述べたやうに、現存のすべての諸本の嚴密な比較研究に俟たねばならないが、今その敘述の煩雜を避け、研究の過程への纏説を省いて、ただ結論のみを云へば次のやうになる。

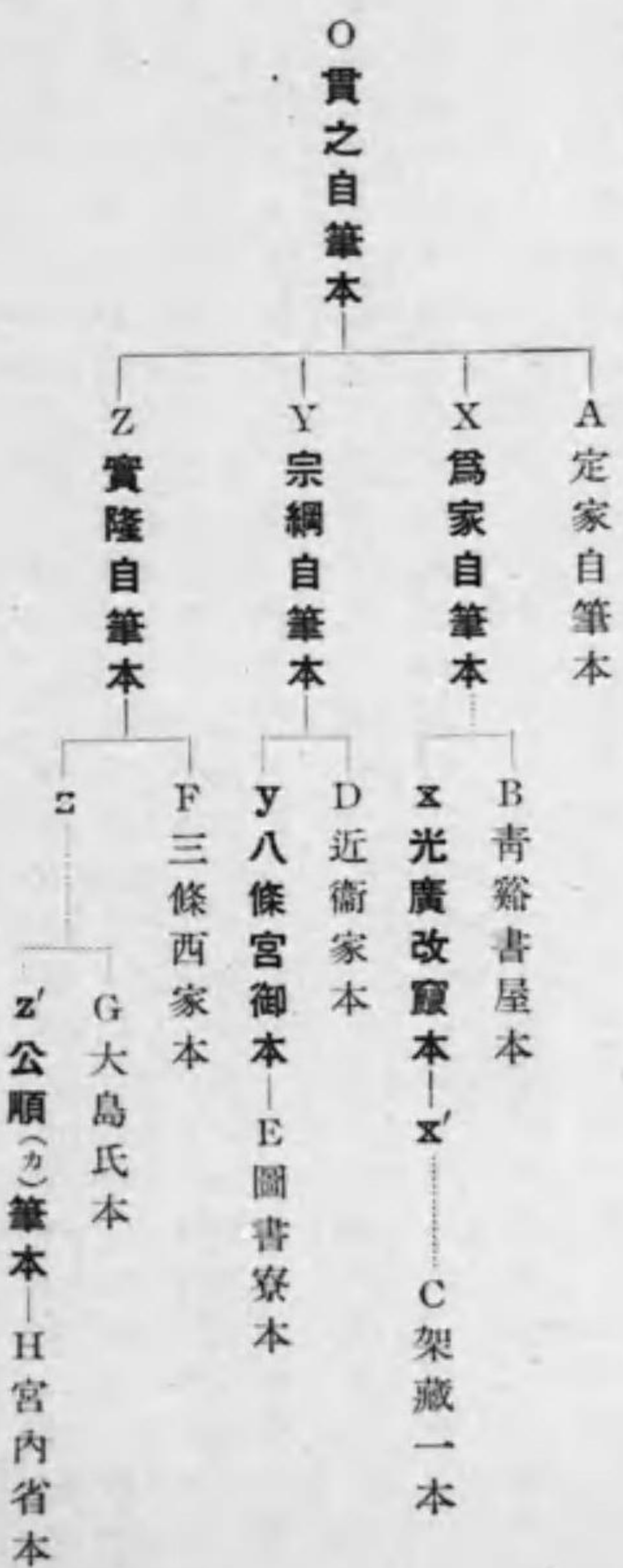
- 一、定家自筆本は現存する。
- 二、爲家自筆本は現存せず、その再建は不可能であるが、青谿書屋藏本とこの小論の筆者架藏の一本とが、その本に關する考究を可能ならしめる。
- 三、宗綱自筆本は現存しないが、宮内省圖書寮藏本と近衛公爵家藏本とが、その再建を可能ならしめる。
- 四、實隆自筆本は現存しないが、三條西伯爵家藏本と、大島雅太郎氏藏本と、宮内省圖書寮藏本と

の校合がその再建を可能ならしめる。

以上のやうに、四つの部門の原形の再建は、爲家自筆本以外は不可能ではないといふことが、現存諸本の検討から歸結し得られる。このやうに、四つの部門の原形が略、再建せられる以上、その祖本たる貫之自筆の原本も、亦同様に再建することが出来るわけである。我々が、原本を再建することに就いての希望を捨てなくてもよい理由は、後述のやうな四門八族のきはめて合理的にして價値の多い寫本を、資料として選び出し得るからである。今や我々は、四門八族の寫本を、貫之自筆本を再建する爲の不可欠な資料として確認すると同時に、これ等の末流又は混成寫本として存在する百十餘種の諸本を、このやうな上層部の本文構成に參與する事の出来ないものとして、當面の批判の資料の中から一旦除外して、研究の手續とその限界とを出来るだけ縮少する必要がある。^(四) もし例へば、群書類從所收本や、扶桑拾葉集所收本や、季吟の抄や、寛永廿年刊本や、土左日記附註本等は云ふに及ばず、妙壽院本、本居宣長校本等の類が、貫之自筆本再建のために無批判にとり上げられるならば、それは徒らに研究の過程を煩雜ならしめるだけであつて、全然無用であり無意義であるのみならず、有害である。何となれば、そのやうな本文は、不正な推理や不當な論斷の媒介をなし、又はそれ等のものに介入の間隙を提供するやうなことがあり得るからである。即ち、それ等の本文は、前記四門八族の寫本の末流に位し、誤謬・改竄のあらゆるものを含む不正・不純な本文であるから、萬一それ等が、何か重要な意味のある推論のための根據となるやうな數字的な統計などに利用せられ、所謂「多數決」の處置を受けるとか、又は批判家の趣味的・主觀的な推測批判の口實に悪用されるとか

するやうなことがあれば、それは容易ならぬ結果を導くことになるであらう。そこで推論の正確を期するために、慎重な用意をもつて資料を厳選し、第二次的な意味の資料をば、悉く先づ控除する必要があるのである。しかしながら、このやうな資料の厳選は、云ふまでもなく、現存諸本のすべてが、厳密に一々吟味批判せられてゐることを前提としてのみ可能なのである。

以上の四門八族の本の系統上の關係を圖表に示すと別掲のやうになる。但しゴチャク字體で示したのは現存せざるものであり、線は中間的寫本の媒介のない直接關係を意味し、――線は中間存在物の有無不明なる關係を意味する。



別掲の系譜で明かなやうに、B C D E F G Hの七種の寫本は、下に對してはそれぞれの下位寫本の祖先として、部門または家族を形成し、上に對しては上位なるX Y Zの祖先にそれぞれ分屬して

門を形成してゐる。そして、それぞれの原流たる祖本に於て犯された誤謬を、共通的に遺傳すると同時に、独自の誤謬をも犯してゐるのであるが、しかし、末流寫本のやうな推測による改正と、校合による混態とを示すものはCとHとの外にはない。A B D E F Gの六種の寫本は、先づ純粹であると云つてよいのである。従て、CとHとは本文批判の價値に於ては、他の六本に比して下位にあることを、豫め認めておかなければならない。

同一の部門の諸家族の有する書き方と、他の部門の諸家族の保有するそれとの精密な比較から、失はれた祖本X Y Zを再建することは理論的には可能である。ただXの場合は、改竄の證據をとどむるxが已に亡佚してしまつたのであるから、その混成の過程の形態を忠實に傳へてゐないCだけでは無力であり、結局本文證據としてはBのみが孤立せざるを得ない。この孤立したBの本文からXを再建することは、理論上からは不可能である。しかし、後章で詳細にのべるやうに、Bの本文は、直ちにXに擴大することが出来るほど特殊な事情の下にあるのである。それは、あたかもAの卷末にある定家の臨摹から、それが少くとも臨摹である限りに於て、直に貫之の原本そのものに擴大され得る可能性があるのと同斷である。もし、かりにBからXを再建し得たと確實に斷言出来ないとしても、BをXよりBに轉化する過程の總體αとして見ることは、少しも不都合ではないのであるから、Bをαにまで擴大して、他の諸部門の諸寫本に比較することによつて、貫之自筆の原本を再建することが不可能ではないといふ自信をもつことが出来るのである。

以下數節に互り、原本再建の立場から、上述の四門八族の寫本のもつ資料としての意義について

吟味して見よう。但し書誌學的な事項にして、已に世に知られてゐるものに就いては、敢て再び繰りかへさないことにする。それ等については、この小論の筆者の關與してゐる過去の幾つかの小論文が一應の役割を果すであらう。^(七)

註一 本書第二章第六節第一節參照。

註二 本書第二章第十一節第三節參照。

註三 本書第二章第二節以下各節參照。

註四 本書第二章第十一節第三節參照。

註五 本書第二章第四節第一節參照。

註六 本書第二章第十一節第三節參照。

註七 岩波文庫版土左日記解説。「國語と國文學」昭和八年十月號所載蓮華王院藏貫之自筆土左日記の本文に關する研究。育徳財團複製定家自筆土左日記解説。

第二節 定家自筆本

前田侯爵家藏の定家自筆本は、近世初期以來度々轉寫され、早くから世に知られたが、就中、扶桑拾葉集及び北村季吟の土左日記抄の本文は、この轉寫本によつたものとして著名である。近くは白石勉氏による校訂本^(八)が出て、又原本の複製本^(九)も刊行されて、その内容は已に一般に知られてゐる。さてその本には次のやうな有名な奥書がある。

文曆二年乙未五月十三日乙巳老病中

雖眼如盲不慮之外見紀氏自筆

本蓮華王院寶藏

料紙白紙不打無埋高一尺一寸三分許廣

一尺七寸二分許紙也廿六枚無軸

表紙續白紙一枚端折返不立竹無軸

有外題 土左日記貫之筆

其書様和歌非別行定行^(一〇)書之

聊有闕字哥下無闕字而書後詞

不堪感興自書寫之昨今二ヶ日

終功 桑門明靜

紀氏

延長八年任土左守

在國載五年六年之由

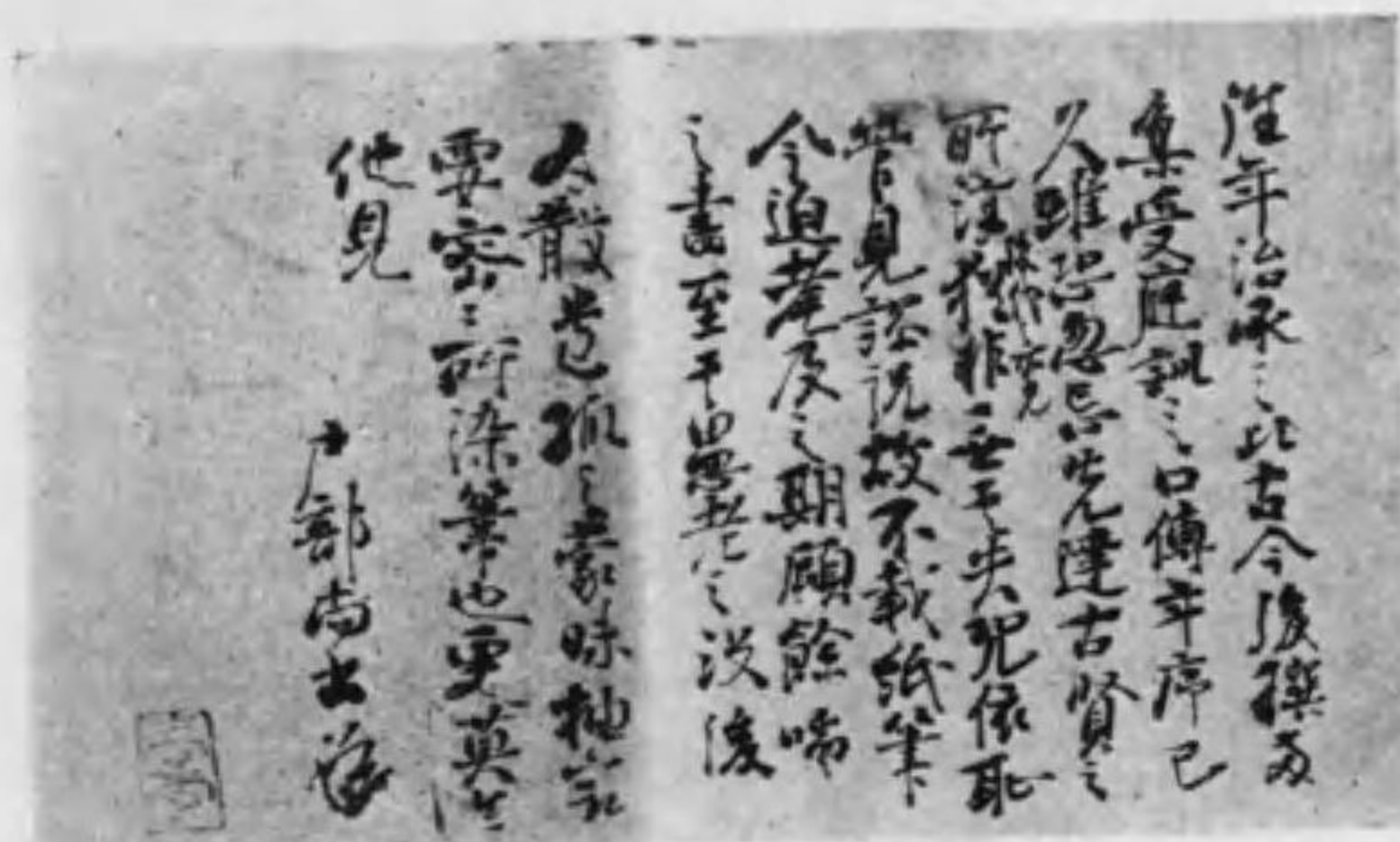
承平四甲午五乙未年事歟

今年乙未歷三百一年紙不朽

損其字又鮮明也

不讀得所々多只任本書也 高

右の奥書については從來の説に何等加ふべきことはない。ただ「高」なる朱印について、今までただ後人の所爲といふことだけが推定されてゐたのであるが、ここに一つの事實を追加する事が出来る。それは東山御文庫御藏の辭案抄(上圖参照)並びにその御本を臨摹した高松宮家御藏の御本に存する朱印に關してである。この御物本は定家自筆本を裝幀



寸法等はもとより書風字形等に至るまで忠實に臨摹したものである。定家自筆本は、後水尾上皇の仙洞御所に藏せられた御本であるが、萬治元年八月廿八日、三山檢校と號する人がその御本を申出で、人をして書寫せしめ、自ら奥書判等を臨寫したのである。この三山檢校なる人は、日野西資孝氏の云はれるやうに、昭高院宮道見法親王の御事ではなからうかと思はれる。後院の御文庫炎上と共に、右の定家自筆の原本が焼失したので、この臨寫本を官庫に納めるやう御下命があり、寛文元年五月下旬、禁裡に献上したものである。^(三)その巻尾には戸部尚書の署名の下に、薄様の紙に定家の花押と、土左日記と全然同一の「高」なる朱印とが影寫して貼つてある。この朱印の主たる「高」とは、何人をさすか明かでないが、不明の一字は「秀」で、或ひは京極高秀のことではないかとも思はれる。少くとも定家自筆の土

左日記と辭案抄との傳來の上に重要な人物である事は云ふまでもない。

次に、前田家の原本には、表紙に富田金欄と稱せられる名物裂が用ゐられてゐるが、これは元來はなかつたもので、前田家の有に歸した後、微妙公^{利常}の好尚によつて加へられたものである。元來はただ本文と同様の白紙の表紙のみを附し、その中央に土左日記と題してあつたのである。そのことが寛永の初年頃、まだ今の表紙のつけられない時に臨摹された東山御文庫御藏本の體裁によつてはじめて明かにされたのである。

定家本には右の奥書の前に、貫之自筆本の末尾の數行が二面にわたつて臨摹され、その後、爲令知其手跡之辨如形寫留之

謀詐之輩以他手跡多稱其筆

可謂奇怪

と附記してあることは云ふまでもない。この奥書と臨摹とから知り得る傳來史的事實の中で、原本再建のために必要な事柄は次の通りである。

- 一、定家の鑑定によれば、蓮華王院寶藏の土左日記は貫之自筆の原本に相違ない。
- 二、原本は三百一年の年月を経たにかかはらず、料紙も朽損せず、その文字も亦鮮明であつた。
- 三、原本は高さ一尺一寸三分ばかり、廣さ一尺七寸二分ばかりの紙廿六枚を繼ぎ合せた卷子本で、その卷子は無軸であつた。
- 四、料紙は打たない白紙で、白界も墨界もなかつた。恐らく自家集切に似た柔かいあつみのある

格紙であつたやうに思はれる。

五、表紙は白紙一枚を本文に續けた簡單なもので、その端は少々之を折返しただけで、竹も立てず、紐もつけてなかつた。

六、表紙には外題があり、土左日記貫之筆と書いてあつた。但し定家はこの筆者については言明を避けてゐる。

七、その書様は、和歌を別行に書かず、本文につづけて本行に書いてゐるが、その際地の文と和歌との間には少々、の鬨字がある。但し和歌の下と本文とのつづきは鬨字はない。

八、原本の假名は、定家の文献學的學殖と經驗とをもつてしても、なほ讀みにくいものであり、中には判讀することの出来ない箇所もあつた。

九、當時偽物を傳へて貫之の眞蹟と詐稱するものがあつた。

一〇、定家の臨摹した數行は貫之自筆の見本として、その手蹟の特色、風格等を完全に傳へたと定家自身によつて證明されたものである。

以上の諸事實は、原本再建のためにきはめて重要な事柄である。もしこれ等が興へられてゐなかつたならば、原本に對する我々の推定は、著しく不正確にならざるを得ないのである。

次に臨摹の部分について見るに、この二面の臨摹は、次の五點から、定家が貫之の原本を下敷にして、その上から影寫したものではなからうかと考へられないではない。

一、前記定家の識語に、謀詐の輩の所爲を奇怪の事として排斥し、貫之眞筆の體を知らしめんがた

めに形の如く之を書寫しておくといふ強い自信を披瀝してゐる點。

二、この部分の料紙は特に二枚の薄様を用ゐてあり、臨摹は第一面（第一葉表）からはじめられ、第二面（第一葉裏）及び第三面（第二葉表）を空白に残し、第四面（第二葉裏）から再び書きつづけてゐて、すべて二面とも背面を空白としてゐる點。

三、定家の手蹟には特殊の癖があるが、臨摹の部分にはこれが殆どあらはれず、稚拙ながら原本の特色、風格が示されてゐる點。

四、文字と文字との連續に留意して、これ等を勝手につづけたたり、截斷したりしてゐない點。

五、行末に空白を多く残してゐるが、これは、文字の連綿の關係、又は文字の大きさ等からして、その空白に書ききれなかつたからであらうと推定される點。

右の條々によつて、臨摹の部分の二面は、實は單なる臨摹ではなく、原本の上に薄様の料紙をあてて影寫したものではなからうかと想像される。しかし又同時に、

一、定家の強い自信は必ずしも影寫でなくとも、嚴密な臨摹の場合であつても可能である。

二、料紙の見開二面を空白にすることは、その當時の風習であり、ことに定家にはさういふ趣味があつた。前田家藏入道右大臣集、同青表紙本源氏物語柏木卷等にもこの例がある。ここも最初から薄様を用意したのではなく、偶然薄様二枚がこの場所に位置したのである。或ひはこの薄様の初めの一葉二面を臨摹の料紙にあて、終の一葉二面を空白として残すのが不體裁なので、中の見開を特に空白にしたのかも知れない。又薄様には、表面の墨色が、背面に滲透する

心配があるので、例へば俊成筆元帖集のやうに、特に片面にのみ書いたのかも知れない。
三、字形・風格等は原本を忠實に模してあるが、このやうな模本を作る場合には、一般には影寫でなく、臨摹の方法が用ゐられた。しかし、定家は自らの臨摹に對しては絶大な自信を示してゐる。

四、定家は文字と文字との連続の微細な點に留意してゐるが、それは臨摹であるからこそ可能である。何となれば、料紙は薄様とは云ふものの黄紙で、實際としては、文字は明瞭には紙の上に透いて見えない。その上、定家は七十四歳の老齢で、奥書によれば、この時は老病で困つてゐたのであり、(たとひ文章上のあやで書かれたとしても、若眼)しかも、この部分を臨摹した時刻は、夕刻か又は夜分であつたと推定される根拠がある。かかる理由から、實際にはたとひ薄様とはいへ、黄色を帯びた料紙に影寫することは出来なかつたであらうし、又出来たとしてもそれは臨摹よりもはるかに不正確なものになつたであらう。

五、行末の空白については、臨寫の場合にも同様なことが云はれ得る。

右のやうに、反對の意見も成立つのであるから、にはかに影寫と断定することは出来ない。むしろ影寫ではなくて、臨摹であると認めておく方が妥當であらう。もし、臨摹とすれば、文字の大きさは、原本のそれよりも比較的大きくなつてくるであらう。それは、定家の年齢や、視力や、臨摹の時の光線や、臨摹の心理などから、容易に推定される所である。(四)

この臨摹の文字は、原本よりも多少大きくなつてをり、文字の連綿も間延びがしてゐる點もある

であらうが、しかし、なほ影寫に準ずることの出来るほど正確なものである。我々はこの二面の臨摹をもつて、原本再建のためのあらゆる諸方法の最後の規準となすことが出来るのである。(五)

定家自筆本は、装幀の様式を改めて冊子となし、假名の字形を變へ、漢字をあて、假名遣を自家慣用の風に改め、和歌を別行に書く等、原本の體裁を無視してをり、又その本文には、他の章に於て詳述するやうに、誤字、脱字、脱文等があつて、決して正確な寫しとは云へない。むしろ悪い寫しである。しかし前記の奥書と臨摹とは、他に全くこれに代るものない唯一の貴重な資料といふことが出来るのである。本文も亦たとひ誤脱は少くないにせよ、それ等の誤謬の過程は單純であつて、誤謬そのものから原形を類推し得る場合もないではない。また直接原本に接觸し、一切の中間的寫本の介在を許さないものであるから、意識的又は無意識的に原本の假名の字形を保持してゐる箇所が少くない。又異文の中には、貫之自筆本に併列の傍書のあつたことを推定せしめるやうな重要な異文もある。このやうな點から、この本は原本建設のための資料として最も貴重なものの一である。この本には第一族、第二族と稱すべき二家族の寫本が派生して、それぞれ系統をなし、兩者に本文の相違を生せしめた。この二族の展開の考察は、原典批判の方法論の樹立のために示唆する所が少くない。併し、これ等の族の下位異文は、貫之自筆本の再建のためには、全く無價値である。(六)

註一 白石勉氏編 土佐日記 土佐日記地(高知高等學校開校記念編輯)大正十四年十一月刊。

註二 土左日記(尊經閣叢刊の内)昭和三年七月刊。

註三 本書第二章第五章第二節參照。

註四 東山御文庫御藏辭案抄の巻尾に次のやうな奥書がある。花押は兩者とも同一であるから、三山檢校と洛東白川陰比丘とは同人である。

此辭案抄 仙洞御本定家御筆申出寫果、但端一面奥書判等手自慙勲令臨寫、其餘備童幼終臨寫之功、證本無比類者也

萬治元年八月廿八日

三山檢校花押

右之奥書之本者定家卿自筆也、本於法皇御文庫燒失之間、可納官庫之由、依仰獻之、然問字形如形書寫果、文字行數等不違一字、尤可爲證本者也

洛東白川陰比丘(花押)

寛文元年五月下旬

註五 本書第十二章第二節参照。

註六 本書第二部第十一章第三節参照。

第三節 青谿書屋本

爲家が父定家につづいて貫之自筆本を書寫したことは、その自筆本の奥にある爲家の識語によつて明かである。しかし現在に於ては、爲家の自筆本そのものは見出されてゐない。最近その忠實な轉寫本が偶然にも出現し、今大島雅太郎氏の文庫青谿書屋に歸してゐる。この本はまだ學界に知られてゐない新資料であるから、少し詳しく解説して見よう。

この本は棘舎文庫舊藏で、縦五寸六分七厘横五寸三分の楮紙の胡蝶装である。表紙は金銀泥で霞野毛の文様をえがき、その上に所々金銀の切箔を散らしてあり、中央に「土左日記」と書かれてゐる。見返は本文の料紙と同質の白紙を置き、各綴五枚二つ折十葉づつもの五綴、最後に別に一葉を添

へ、合計五十一葉から成つてゐる。第一葉の表には、中央に「土左日記」と題し、その裏は白紙として残り、更に第二葉の表裏とも白紙のままとし、第三葉より本文を書いてゐる。この體裁は原本たる爲家自筆本の體裁をそのまま模したものだと思はれる。即ち爲家の自筆本は、別に表紙をつけず、本文と同様の紙を表紙とし、その中央に外題を書き、巻頭一葉を残して二葉表から本文を書いてゐたものであらう。又第六葉裏と第七葉表との見開二面は、白紙のまま残されてゐるが、これも後に詳しく述べるやうに、爲家の原本の姿をそのまま傳へたものであらう。第五十葉の裏に

嘉禎二年八月廿九日以紀藤原正家本云氏正本

書寫之一字不違 不讀解事

少々在之

權中納言(花押)

とある。

この權中納言が爲家であることについては明徴がない。嘉禎二年八月の權中納言は公卿補任によれば

藤原基良五十

同實 有三十

同實 世卅二

同資 頼四十三

第二章 原本再建のための資料

源通 忠廿一
藤定 雅十九

等がある。これ等の中でこの日記を書寫しさうな人は爲家である。爲家は同年二月卅日、右衛門督伊豫權守から權中納言に轉じてゐる。新任で得意であつた爲家が「權中納言」とだけ署名することとはありさうなことである。

この本にある花押(二)は、花押藪に所載のもの(三)と合はない。しかし、花押藪所載のものは、にはかに信じ難い。かりに信じ得るとしても、同一人で幾つもの花押を用ゐることは普通であるから、たとひ花押藪所載のものに合致しなくても偽物とはいへない。他に爲家の花押といふものは所見がない。尤も出家後の融覺の花押には一二の資料がないではない。先づその一は、文應元年の奥書ある古今集嘉祿本の「右之奥書先人御自筆也」とある奥書の署名「桑門愚老六十三融覺」の下にある

一  二  三  四 

花押(三)である。但しこの奥書が、爲家の自筆そのものであるか否かは、慎重な考證を必要とするであらう。これは、前記土左日記の花押とは大いにその趣を異にしてゐるのである。次に宮内省圖

書寮藏常縁本後撰集の奥に見えるもの(四)で、これは文永十一年の桑門融覺の署名の次にある。これは「融覺」の二字の草體をくづしたもののやうに察せられるが、果して花押であるか、どうか明かでない。このやうに爲家の花押にはたしかなものはまだ知られてゐない。もしこの二つが、融覺の花押たること確實であるとしても、それは出家後のもので、三十九歳の頃の彼の花押と異なる點があつても少しも不思議ではない。

さて嘉禎本の奥にある花押は「爲」の字をくづしたもののやうに見える。その當時、名の文字の偏をくづして花押とせるものは少くはない。例へば大日本史料承久三年六月十四日の條に所收の大江親廣の花押、同じく寛喜二年四月三日の條の源雅清の花押、同じく嘉禎二年二月是月の條の藤

五



原頼資の花押等がこれである。又眞偽不明ではあるが、柏崎永以の古今沿革考所載のものの中、行成・時光等の花押もこの類のものである。

六



前記權中納言の花押も、起筆の所は「爲」の草體によるものと思はれる。前田家藏の古筆手鑑中に、爲相の自筆文書應長二年三月十一日播磨國細川庄があり、その花押(五)も、花押藪所載爲氏の花押(六)も、いづれも起筆の部分は「爲」の草體と見える。この點よりするも、土左日記卷末のものは「爲家」の花押と推定してあやまりはなからうと思はれる。もし然らば、この本は轉寫本ながら、正確な爲家の花押を傳へる唯一の資料であるといふことが出来るであらう。ことに、この古文書中の爲相の花押や、花押藪所載の爲氏の花押は、この土左日記の花押に

酷似してゐる。この類似の事實は、この本の筆者を爲相又は爲氏に誤る重要な理由の一をなしてゐるのではなからうかと思はれる。

なほ、この權中納言が爲家に相違ないと思はれる傍證としては、同一の土左日記が一年前に定家によつて書寫されてゐる事實があげられる。この嘉禎書寫の本は、後で詳しく述べるやうに、装幀、字詰以外は悉く貫之自筆本に模したものと信せられるものであり、かかる模本を作製することは、爲家の自發的な意志によるよりも、むしろ父定家の意志によるのかも知れない。もとより推測ではあるが、定家の手寫本が、原本の面影を忠實に模したものでないので、今一本嚴密な臨摹を手もとに作つておかうとして、爲家にそのことを命じたのかも知れないのである。

以上の如く、この權中納言は爲家と認めて差支のないものであるが、已に古人もその事を認め、この本ををさめた桐箱に「土左日記權中納言爲家筆」と書き、爲家の自筆と認定して疑はなかつたのである。もとよりこの古傳そのものは誤であつて、その紙質書風等よりして、たうてい爲家の眞蹟ではあり得ないのみならず、爲家の時代の筆蹟でもなく、慶長年間を溯り得るものとも思はれない。しかしながら、少くともこの識語を爲家の所爲と斷じた古人の見解は、頗る妥當性の多いものである。爲家が貫之自筆本を書寫するに至つた動機は、前述の如く彼自身の自由意志によるよりも、寧ろ父定家の勸めによるのではないかと思はれるが、いづれにしても、蓮華王院寶藏の本は、貫之自筆に係るものに相違ないと信せられ、これに對して愛着措く能はざるものがあつたが故に、已に父定家の轉寫本が家に藏せられてゐるにかかはらず、二重に臨摹の本を作つたものであらう。爲家が、

家本たる定家自筆本に充分満足しきれないで、このやうにわざわざ原本の忠實な臨摹を作成したといふ事實は、注意せられねばならぬ點である。

さて前記の爲家の識語によつて、

- 一、爲家の書寫した本は貫之自筆本で、蓮華王院寶藏の本であつた。
- 二、爲家は原本を一字違へず嚴密に書寫したが、その中には判讀の出來ない箇所も少々あつた。等の事實が分るのである。

先に述べたやうに、定家が原本のままを臨摹したのは、原本の末尾數行で、他は文字假名遣その他必ずしも臨摹ではなく、自由に判讀して轉寫したのであつた。もし定家が、臨摹の部分と同様な態度で、全部を嚴密に書寫してゐたならば、我々は定家自筆本によつて、貫之自筆本の殆ど完全なる複製本を持つことが出來たであらう。しかるに、定家の書寫はそのやうな嚴密な模寫本ではなかつたから、これを複製本として見ることが出來ないのみならず、従つてこれを基礎として貫之自筆の原本を再建することも亦不可能なのである。

ところが、後に論證するやうに、幸ひにしてこの爲家の手寫本のみは、装幀の點、および行數、字配の點を除く外は、假名の字形、和歌の書様等、すべて原本のままを模したものである。云はば、定家の臨摹の態度を全部におしひろげたもので、装幀の點及び行數、字配の點以外では、殆ど完全な複製本を作製したものであると云つてもよいのである。

爲家の自筆臨摹本は、今日では所在不明である。我々の現在見ることの出來るのは、その轉寫本

にすぎない。しかし、爲家の自筆の原本そのものは、近世の初期頃まではたしかに存在してゐたらしい。或ひは、今日でもどこかに、特に冷泉爲村に關係の深いどこかに、傳來してはゐないかと想像される。が、今日それを確かめることは、恐らく容易なことではないであらう。

右のやうに爲家の自筆本そのものは知られてゐないが、しかし、その轉寫本たる青谿書屋本は、幸ひにも單なる轉寫本ではなく、複製本とも云はれるやうに、忠實かつ嚴密な態度で書寫されたものである。假名はもとより、装幀字詰勘物誤字脱字誤字の訂正等悉く原本のままを忠實に臨摹しようとしたものと信すべき根據があるのである。

青谿書屋本が爲家自筆本の忠實な臨摹に相違ないと考へられる理由は、次の諸點である。

一、室町時代の末期から、徳川時代の初期にかけて、平安時代や鎌倉時代の名家の自筆本が屢々臨摹せられたこと。

その當時、名家の自筆本を忠實に臨摹することが行はれ、今のコロタイプ製の複製本のやうな、かなり嚴密な書寫がなされたことは、周く世に知られてゐることである。例へば、傳俊頼筆十五番歌合の模本(彰考館藏)、定家自筆土左日記の臨摹本(東山御文庫御藏高松宮家御藏近衛公爵家藏以下)、定家自筆の奥入の臨摹本(東山御文庫御藏高野辰之博士藏)、定家自筆辭案抄の臨摹本(東山御文庫御藏高松宮家御藏)、定家自筆三代集の臨摹本(高松宮家御藏)、傳民部卿局筆塗籠本伊勢物語の臨摹本(大島雅太郎氏藏松平定信書藏)、傳二條爲世筆大鏡の臨摹本(阿波文庫藏、水谷文一氏藏、小川壽一氏藏)、三條西實隆公順等筆源氏物語の臨摹本(宮内省圖書寮藏、彰考館藏、久原文庫藏、榮藏以下)等枚舉に遑がない。これ等の點から見ても、貫之自筆

本を臨摹した爲家自筆の本が更に臨摹されることは不自然ではない。

二、この本に白紙見開二面の存すること。

本文中六葉裏七葉表(二十三画)に見開二面が白紙のままに残されてゐることは、前に述べた通りであるが、この様式は前にも述べたやうに定家自筆本の類に最もよく見かけられるものであつて、その時代の一種の好尚に基くものであつたと考へられる。本願寺本、したかふ集にも二面又は四面の白紙があるし、定家補筆入道右大臣集、定家等筆源氏柏木卷、定家筆土左日記の卷末の臨摹の部分等に、このやうな書き方がなされてゐる。これ等は、たしかに定家や爲家の時代の好尚に相違ない。しかるに、近世の書寫に於ては、そのやうな形式は殆ど管見に入らないのである。従つて、このやうに白紙二面を残したのは、近世初期の人と思はれるこの本の筆者の所爲ではなくして、爲家自身の所爲であり、彼の自筆の原本の體裁を、この本の書寫者が忠實に模したものと認めるべきである。かうして、この本の書寫者が一見無用と思はれる二面の空白さへもそのまま忠實に模す程、原本の形式を尊重したとするならば、彼は、當然一行の字詰一面の配行等をも悉く模したに相違ないと考へざるを得ない。何となれば、字詰配行等を任意に改めて書寫したとするならば、少くとも二面の空白といふものは意味をなさないものとなるからである。

三、定家自筆本の卷末なる臨摹の部分とこの本の當該箇所とが完全に一致すること。

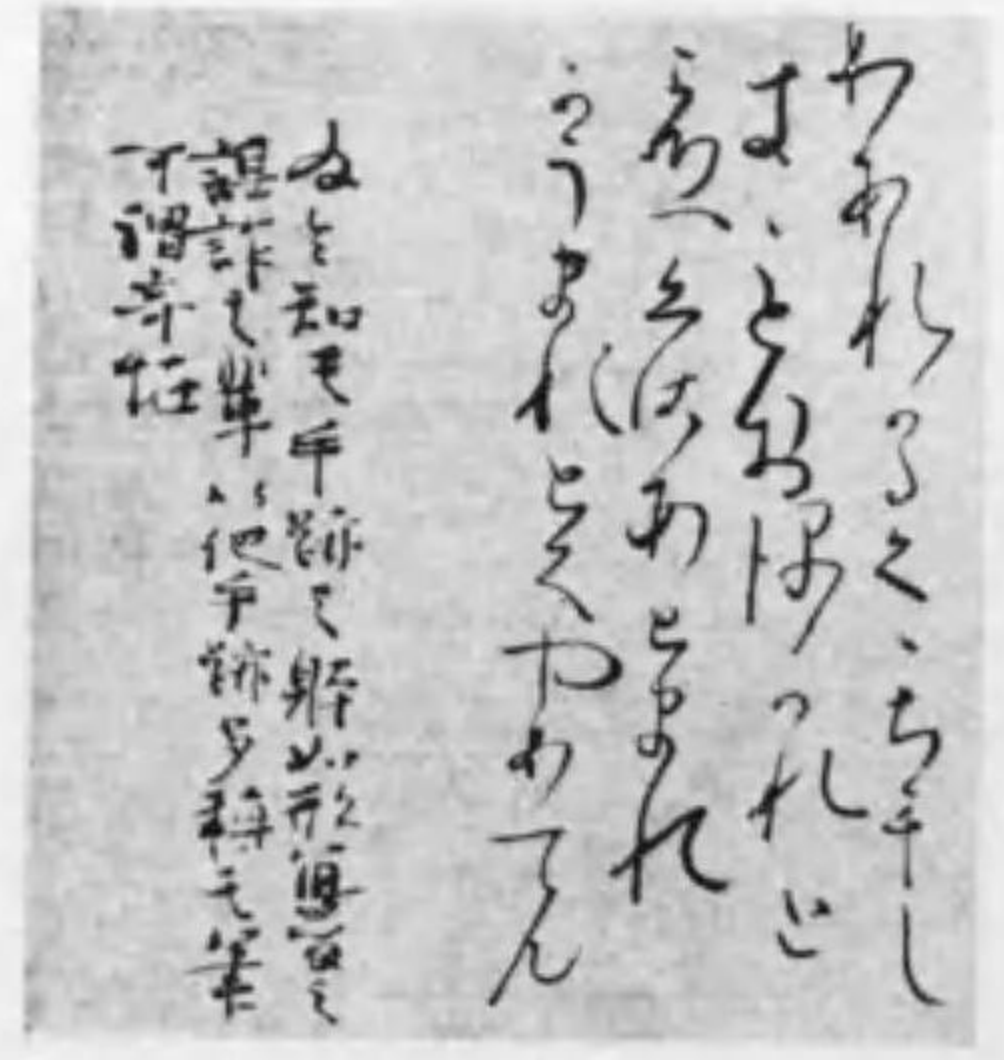
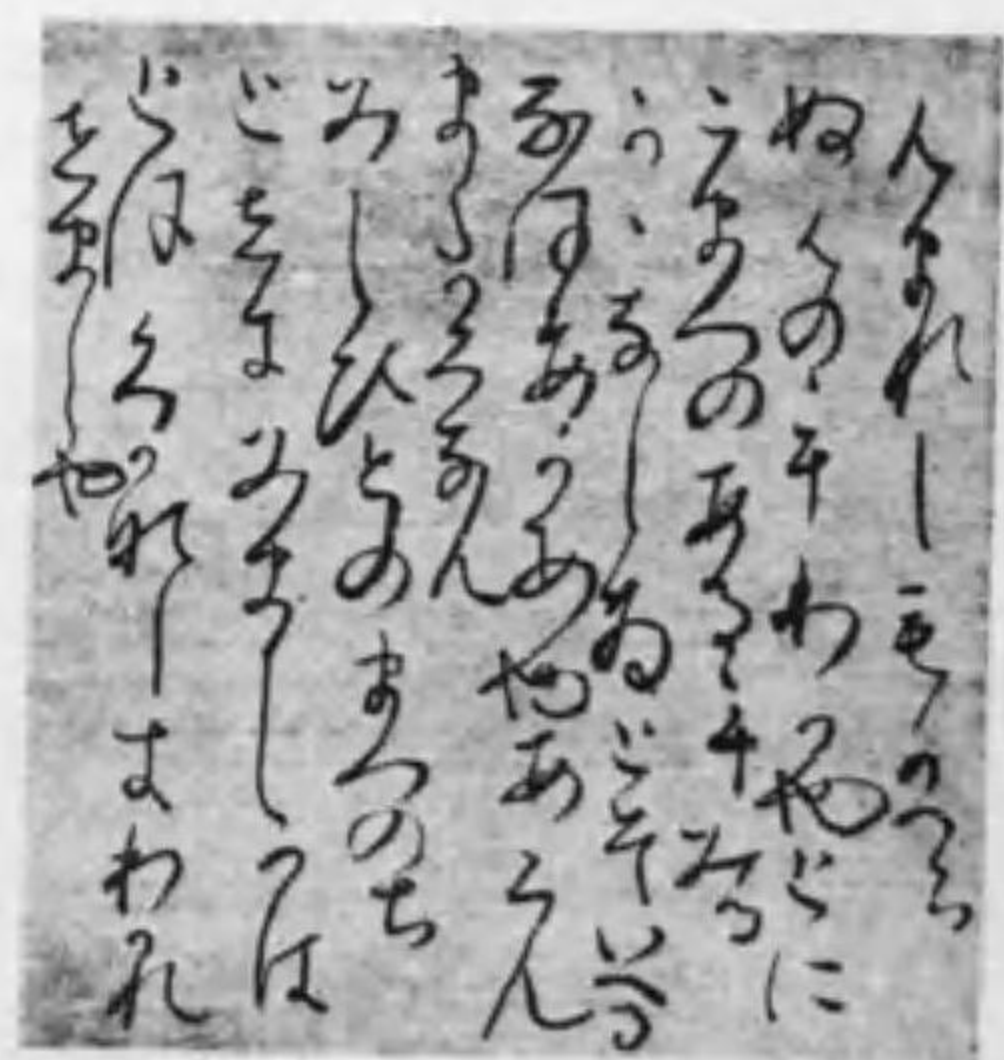
爲家の識語には「一字不違」と云つてゐる。これは、文字通り假名の字形も變へず臨摹したことを意味してゐる。定家が貫之自筆本によつて臨摹した部分と、この本の當該部分とを比較して見る

と、第一圖のやうである。又第二圖の如き諸本の比較によつて、青谿書屋本の字形が如何に完全に定家臨摹の字形と一致してゐるかが知られる。もし、定家の臨摹が絶対に正しいものであるとすれば、これとほぼ同一な書き方を有する青谿書屋本は、殆ど完全に貫之自筆の面目を傳へるものといふことが出来る。しかし、この兩者の相違は、わづかに次の諸點にすぎないのである。

臨摹では、「く」が五回、重點、「く」が一回であるが、青谿書屋本(以下青本と略稱する)はすべて、「く」になつてゐる。青本が重點、「く」を書いてゐないのは、わすれかたく、「く」をしきの箇所で、下の「く」が行頭に位置するので、わざと重點を用ゐなかつたのであらう。青本の全卷について見ると、「く」は六五箇所使用せられ、「く」は二〇五箇所用ゐられてゐる。特に行の最初に位置する場合のやうに、注意の集中してゐる場合には、すべて、「く」と書かれてゐる。又、「く」の起筆の箇所に力を入れて、「く」のもつ氣分を表はしてゐるものもある。青本に於ては、少し注意力が弛緩して來ると、自ら、「く」に書かれ易かつたやうである。八六の3(附録、原本再建のための土左日記)には、定家が「く」を「かへ」と誤つてゐる箇所がある。これはその誤り方によつて、元來貫之自筆本には、「く」とあつたことが明かである。しかるにこの部分の青本は、「く」と書いて、「く」と書いてはゐない。これ等から推して、爲家が貫之自筆本を書寫する時には、「く」と「く」との區別は、それ程嚴重には意識しなかつたものと考へられる。これ等の理由からして、青本、従つて爲家本に見られる「く」の中のあるものは、貫之自筆本に於ては、「く」とあつたやうに考へられるのである。

第一圖

上 青谿書屋本
下 定家自筆臨摹本



本家衛近 一

本家西條三 三

本家書圖 二

本氏島大 四

ロ「ク」の「ハ」

定家の臨摹の部分には「ク」が九回、「ハ」が二回あらはれてをり、青本には「ク」のみ十一回あらはれてゐる。しかしして臨摹に於ては「ハ」は二回とも行頭にあらはれてゐる。行の中途にあらはれる場合、即ち假名の連綿の中に在るものはすべて「ク」である。この點から推察すると、定家は行頭に於ては、特に「ク」を「ハ」と書いたのではなからうか。青本全體について見ると、「ク」は五一〇箇所、「ハ」は四九箇所あらはれてゐるが、「ハ」は多く行頭に位置する時にあらはれ、「ク」は殆ど連綿の中途にあらはれてゐるのである。この點から推すと、爲家も定家と同様に行頭にある場合は多く明かに「ハ」と書いたやうに思はれる。しかし「ク」と「ハ」との區別は連綿に關係のあるものであつて、前の字の連綿の線の終端によつて、自ら「ハ」の始畫「フ」をあらはしたものと考へられる。かくて、連綿の中途にある「ハ」は「ク」の如く見るとも思はれるのである。近衛本と大島本とが「ハ」を「ク」とみて「ハ」を「ク」とよかみたまつると誤つてゐるのは、連綿の中途の「ハ」の存在を實證するものである。

定家の臨摹には「ハ」となつてゐるのが、青本には「ク」となつてゐる。これは微細な相違であつて、貫之の自筆本には兩者に見えるやうな字形ではなかつたであらうか。

右のやうに「ク」と「ハ」との「ハ」と「ク」とには、兩本の間に多少の疑問の點があるが、他の假名において、殆ど全く一致してゐる。今この臨摹の部分にあらはれる假名の頻出度の百分比を、全卷の假名の頻出度の百分比と比較すると、別表のやうな結果を得るのである。

字	本	臨	青	字	本	臨	青	字	本	臨	青		
あ	三	百分率 一〇〇	二十九	百分率 一〇〇	二	百分率 一〇〇	一五一	百分率 九三	二	百分率 六七	三	百分率 一六一	百分率 六四
い	一	百分率 一〇〇	三三八	百分率 一〇〇	二	百分率 一〇〇	三三三	百分率 九七	八	百分率 三三	二	百分率 三三	百分率 九一
う	一	百分率 一〇〇	二二三	百分率 一〇〇	三	百分率 一〇〇	二二七	百分率 一〇〇	一	百分率 一〇〇	二	百分率 二九六	百分率 九四
え	一	百分率 一〇〇	一五〇	百分率 一〇〇	一	百分率 一〇〇	二一九	百分率 一〇〇	一	百分率 一〇〇	一	百分率 一三七	百分率 八六
お	一	百分率 一〇〇	一五〇	百分率 一〇〇	九	百分率 一〇〇	三九九	百分率 一〇〇	一	百分率 一〇〇	一	百分率 一七四	百分率 五三
の	九	百分率 八二	五〇	百分率 八九	三	百分率 七五	二一七	百分率 四六	一	百分率 五〇	一	百分率 一五五	百分率 四七
ま	二	百分率 一〇〇	二八四	百分率 九七	一	百分率 二五	一九〇	百分率 四〇	三	百分率 七五	一	百分率 一二七	百分率 七九
む	五	百分率 一〇〇	六五	百分率 二四	一	百分率 五〇	二六	百分率 六	一	百分率 二五	三	百分率 三四	百分率 二一
こ	一	百分率 一〇〇	三六八	百分率 八九	一	百分率 五〇	四〇一	百分率 九三	二	百分率 一〇〇	一	百分率 二二	百分率 一〇〇
さ	一	百分率 一〇〇	一〇三	百分率 六六	一	百分率 四〇	九一	百分率 一〇	一	百分率 一〇〇	一	百分率 三四六	百分率 八四
ろ	一	百分率 一〇〇	五三	百分率 三四	四	百分率 五六〇	九一	百分率 九九	三	百分率 一〇〇	一	百分率 四〇九	百分率 一〇〇
し	七	百分率 一〇〇	四一九	百分率 一〇〇	一	百分率 四二九	五六〇	百分率 九九	六	百分率 一〇〇	二	百分率 二五三	百分率 一〇〇
あ	三	百分率 一〇〇	一二七	百分率 八〇	一	百分率 三五一	四二九	百分率 九九	三	百分率 一〇〇	一	百分率 八八	百分率 一〇〇
ま	二	百分率 一〇〇	七九	百分率 九三	二	百分率 一〇〇	一七四	百分率 一〇〇	三	百分率 一〇〇	一	百分率 一八八	百分率 九〇

別掲の表によつて、青本は、單に卷末の一葉のみでなく、全部にわたつて貫之自筆本の假名の形態を殆ど完全に傳へ得てゐるものと見て差支ないのである。この本は前にも述べたやうに、近世初期に於て書寫されたものであるが、或ひはここに疑ふ人があつて、當時の何人かが、定家本の臨摹の部分を基礎にし、貫之及び爲家の名を冒して、偽作したものであるとするかも知れない。併しその疑こそ次の諸點から完全に駁せられ得るのである。

- イ、偽作としては不可能な古代の平假名及び歴史的假名遣によつて書かれてゐる點。
 - ロ、臨摹ではあるが鎌倉時代の書風の特色を存してゐる點。
 - ハ、他の諸本によつて説明されない本文史上の疑義がこの本によつて明かにされる點。
 - ニ、他の諸本の明かな誤謬の過程がこの本によつて説明せられ得る點。
 - ホ、偽作には必ず馬脚をあらはす部分があるが、この本にはそれが無い點。
 - ヘ、諸本に比して最も誤謬が少い點。
 - ト、誤謬は多くは貫之自筆本の本文の陷窅に原因するものである點。
- 右のやうな諸點から、この本の本文は現存の他のいづれの本を土臺としても、人爲的に構成することの出来ない本文であるといふことが出来る。(これ等の諸點についての證明は後章参照)
- 四、和歌を定行に書き別行に書いてゐないこと。

これは、この青谿書屋本(略稱青本)の原本たる爲家自筆本が、貫之自筆本を完全に臨摹してをり、その面目をこの本の筆者が忠實に傳へてゐることを意味してゐる。和歌を本行に書くといふこと

は古い形式である。院政時代の終頃の書寫とおぼしく、世に西行源氏切と稱せられてゐる古筆切と同筆にして、我が國に現存する源氏物語中最古の古寫本竹河卷（天鳥雅太郎氏蔵の中）にはこの書き方がしてある。定家が別行にこれを書いたのは、その當時の習慣に従つたからであらう。爲家ももし臨摹の態度を執らなかつたならば、必ず定家のやうに當時の慣例に従つて、別行に書いたであらうし、江戸時代の人である所のこの青本の筆者に至つては、なほ更別行に書いたであらうと考へられる。即ちこの書き方は爲家及びこの青本の筆者によつてなされた二重の臨摹の事實を示すものである。

五、この本の表紙が二重になつてゐること。前にも述べたやうに、この本には表紙が二重につけられてゐる。この形式は、爲家自筆の原本のままの體裁ではない。内側の表紙のみが原本のままの體裁を示すものであらう。前田家蔵の定家自筆本も、もとは單に本文と同じ白紙の表紙を附しただけのものであつたといふことは前に述べた。この本に二重の表紙を附してゐるのは、それが貴重書として大切に取扱はれてゐたことを證明してゐるのである。貴重書と考へたのは、爲家自筆か、又は自筆に近いものと考へたからであらう。

六、誤寫の訂正には必ず特殊な方法を用ゐてゐること。

この本には、書寫の途中に誤寫を生じた場合、この本独自の方法によつて訂正してゐる事實が著しく目に立つのである。即ち誤寫を生じた時は、みせけちの方法によらず、その誤寫の箇所全部を

鋭利な刃物様なもので削り落し、その誤字を消してから、改めてその上に正しい文字を書き直すといふ方法を探つてゐる。その箇所は次のやうに合計五十箇所（数字は附録原の土左日記諸本校異の頁數と行數とを示す。以下本文を掲げる場合は皆この方法による。）に達してゐる。（本再建のため）

- 一の 3 「任土左守」の四字はもとの字を削り落してその上に書く。もとの字不明。以下・點の箇所はこの關係に同じ。
- 四の 9 「ふみもてきたなり」の「暮」
- 七の 1 「あるしもさきもの」の「を」
- 七の 8 「京」
- 一八の 6 「ましれゝとのれゝ」
- 二三の 2 「はなれてのれれて」
- 二四の 4 「そのまつのそ」
- 二六の 3 「はるのゝにてのるの」
- 二七の 3 「とまりにのに」
- 二八の 7 「とり」の「あ」
- 二八の 9 「わらふのら」
- 二九の 1 「よめる」の「める」
- 三一の 1 「ありて」の「て」



- 三一の2 「ゆあみなとせん」の「れ」
- 三二の5 「あかつきの」の「よ」
- 三二の8 「かちとりの」り
- 三五の6 「おんしろければ」の「けれ」
- 三六の2 「のうへ」
- 三八の4 「としつきの」つ
- 三九の3 「ゆきかはなかと」の「れ」
- 四〇の7 「みなひと」の「み」
- 四一の4 「うみのなかよりそ」の「そ」
- 四一の7 「かへりきにける」の「り」
- 四二の5 「かゝるうたをなむ」の「かゝる」
- 四三の7 「いひしらせければ」の「け」
- 四五の7 「おんへは」の「んへ」
- 四五の9 「こきくるに」の「と」
- 四八の7 「につかはし」の「はし」
- 四八の8 「あらけにて」の「に」
- 四九の9 「たえす」の「ぬ」

- 五〇の4 「ぬさたいまつらす」の「ぬ」
- 五一の7 「いつしかと」の「くと」
- 五四の3 「かそふればけふは」の「はりふは」
- 五四の4 「きらす」の「らぬ」
- 五四の7 「あるをむなのかきて」の「うい」
- 六〇の9 「ふなきみの」の「み」の字、下に「の」と書き、その字を削つて消し、上に「み」と書く
- 六〇の9 「からく」の「らく」
- 六二の6 「いたさすなりぬ」の「ぬ」
- 六三の3 「ひとをのみ」の「を此」
- 六七の5 「ちかつく」の「うつ」
- 六七の8 「さへたに」の「とよ」
- 六八の6 「むかしへひとのは」の「の」
- 六九の1 「うつつたへに」の「うつつへ」
- 七一の2 「ふたつ」の「つ」
- 七一の4 「はめつれば」の「めつれ」
- 七一の8 「かゝみ」の「ゝ」
- 七二の6 「みをつくし」の「つくし」

- 七三の7 「いへれはのれ」
- 七三の10 「ふなゑひのひ」
- 七九の7 「うたのま」
- 八一の3 「おりのりすのちの」
- 八一の5 「かへるのへ」
- 八二の6 「ふりてのや」
- 八九の4 「なりけりのや」
- 九二の8 「わすれかたくのあ」
- 九三の1 「とくやりてんのとくや」

誤寫は一字の誤字でなく、三四字分削り落して訂正してゐる所もある。この本の書寫者は、自身の誤寫を訂正する場合には、總てこの方法を用ゐてゐるものと推定して誤ではないであらう。しからばこのやうな方法によつて訂正された誤謬とは如何なるものであるかといふに、

(イ) 全然誤字たることの明かな場合。

(ロ) 誤字ではないが、異なる字形を書いた場合。例へば「にかはし」と書くべき所を「にかハし」と書いたので、「ハ」を削落して「は」に改めるとか、「ふりて」と書くべき所を「ふりて」と書いたので、「り」を削落して「ち」と訂正するとか、「へすのへ」を一旦「む」と書き、「へ」に改めるとかの類である。

右のやうな場合には、必ず削り落すといふ方法によつて訂正してゐる。ところが、これ等とは別

に、誤つて他の字を書き、後で氣づいて、その誤字の上に小さな紙片を押すことによつて、消した場合が二箇所ある。即ち

- 五四の3 「ひとをの」の上に小紙片を貼り、下の字を抹消してゐる。
 - 五六の5 「なにしへおへはのへ」の上に小紙片を貼り、下の字を抹消してゐる。
- 右の場合、他の多くの場合のやうに削り落して訂正しないのは、特別な理由があるからであらう。恐らく爲家自筆の原本に、同様な訂正がしてあつたからではなからうかと察せられる。
- 又みせけちの方法によつて、訂正してゐる箇所が二箇所ある。即ち
- 七六の6 「かはのほりに」の「ほ」をみせけちにして、その傍に「ほ」と書く。
 - 八八の6 「いへま」の三字を消して「いへ」と書き直してゐる。

この二つは、決して誤字ではない。「ほ」と「ほ」とは全く同一の假名であるが、やや字形とその感じとを異にしてゐる。書寫者は、その感じまでも書本に近づけようと努力したものであらう。「いへま」も誤寫を犯したものでないが、「に」と書くべきを「ま」と書いたために「いへま」全體を消して「いへ」と改めたのであらう。この點から見ても、書寫者が如何に書本に忠實であらうと努力したかが知られるのである。しかし、これ等の訂正は爲家によつてなされたものであり、この青本の書寫者が忠實に爲家自筆本の原形を模したものであらう。何となれば、もしこの青本の書寫者の犯した誤の訂正であつたならば、他の多くの場合と同様に、當然削り落して訂正する筈であるからである。しかるに、青本には、前述のやうに、嚴密に訂正の仕方が區別されてゐるのであるから、この點から推

すと、この本は明かに爲家自筆本の形態をうつし取らうとする意圖のもとに書寫せられた臨摹の本であると考へることが出来る。訂正した人は同人であり、又その時期は同時であることは疑ふ餘地のない所である。

又この本には文字との連綿の箇所を、或ひは削つて断ち落し、或ひはつづかない所を附加してつづけてゐる所がある。即ち

七一の3 「かゝみ」の「み」と「ま」とを連続せしめるために加筆。

七一の6 「ことなりぬれはのり」とぬれを連続せしめるために加筆。

七二の9 「よろこぶのろ」とことの連綿を断ち截る。

七三の3 「かしらをもたけてのら」とをの連綿を断ち截る。

七六の3 「ねたき」の「た」と「き」の連綿を断ち截る。

八五の9 「あるし」の「る」の下に一旦「し」と書き、それを削つて少しく左に長く「し」と書く。

これ等は、誤字の訂正ではなく、文字と文字との連綿即ち連綿の有無を原本のそれに一致せしめたものか、又は文字の位置を少し移動させたものかである。これ等を見てもこの青本の書寫者が、如何に嚴密に書本たる爲家本の面目を模し取らうと努力してゐるかが知られるのである。

七、行間に異文の並列のあること。

この本には、行間に異文の並記がある。これは、この本の書寫者が書き落したのを、自分で補つたものとは解せられない。もしさうだとすれば、この本の書寫者が必ずしたやうに、削り落して書き

かへた筈である。

一六の9 なかひつもの

二六の5 くふらんかへらやよんへ

三八の6 つねせぬ

四二の9 あるときはう

五七の1 ふねいたして

五八の2 けふねのりし

等がこれであるが、これ等は後述するやうに、爲家自筆の原本の形であり、又それ等は、文字の連綿を除く大部分が貫之自筆本の形態であつたと想定しなければならぬものであり、もしそのやうに推定しないならば、他の種々なる異文の解釋を不可能に陥れるといふ性質のものなのである。即ち、諸本の本文にあらはれてゐる他の多くの異文現象は、かかる形態そのままを、爲家自筆本又は貫之自筆本の形態として容認するにあらずば、解決され得ないものである。

八、脱文のあること。

この本の脱文は本文批判の結果、爲家の自筆本に已に脱してゐたと解釋しなければならぬ種類のものである。例へば、後で詳細に述べるやうに、「このひとくに」の「このひと」の四字は、本文史の上から、爲家自筆本に已に脱してゐたに相違ないと考へられるものである。ところが、この四字はこの本にも脱してをり、しかもその脱字の原因は、爲家自筆本の改行にあることが實證されるので

ある。同様に「とほくなりぬ」の「ぬ」は、本文史の方面から爲家本の脱字と推定されるものであるが、この本にも脱してをり、しかも同様に爲家本の改行のための脱字であることが證明されるのである。これ等の諸例によつて、この青本は、爲家本を最も忠實に臨摹した本であると云ふことが出来るのである。

九、脱文の補入のあること。

脱文を補入してある部分は、手蹟も墨色も書風も同じく、この本の書寫者が偶然に脱して補入したものでなく、又後から校合して補入したものでない。即ち爲家本に示されてゐる形そのままを淨書したといふ性質の顯著なものである。二月十五日の條に、二十二字ばかりの脱文を補入した箇所がある。これは貫之自筆本の一行の字數が約二十二・三字であつたため、爲家が一行分不注意によつて脱し、すぐ後で氣がついて補入したものと思はれるが、それをそのままこの青本の書寫者が臨摹したものと解釋すべきものである。もし、そのやうに解釋しないならば、この脱文の原因は如何なる假定をもつてしても説明することが出来ないものである。又一月廿一日の條に、「ひと／＼のふいつ」とある。「ね」字落敷は、近衛家本にも「ね」敷とあるが、この註記も爲家本に已にあつたものであらう。なほこれ等の事については後に再び考へて見たい。

一〇、臨摹でなければ不可能な誤謬のあること。

この青本には、「を」を「つ」即ち「へ」にあやまつてゐる箇所が少くない。そして、この字は殆ど同様に實隆も誤つてゐる。これは後で別に詳しく述べるやうに、貫之自筆本の「を」の字形が「つ」の連綿體に酷

似してをり、一見しては「寧ろ」つと讀まざるを得ない形であつたからであらう。もし爲家が、定家のやうに原本を讀んで、その意味に従つて書いたとするならば、明かに「え」と書くべき所である。何となれば、爲家時代のや行の「え」の假名が、は行の「へ」と混同される事は普通ではなかつたと考へられるからである。その「え」をわざわざ「へ」に誤寫したのは、その字形を正しく寫さんが爲に、却つて「へ」と誤り寫したものと考へざるを得ない。ことに、この字に限り完全に實隆と一致して誤つてゐる點は、注意しなければならぬのである。普通共通の誤謬は、書本の誤謬を傳へる場合に起る現象とされてゐるが、このやうな偶然の誤謬の一致は、その原因が原本の陥穽にあつたと考へるより外はないのである。又「よめりし」の「し」は「り」の二畫の長く延びた形か、又は「し」か、爲家の原本に不明瞭な形で書かれてゐたものと想像される。そこでこの本の書寫者は、あとから筆を補つて「り」の二畫を延して一見「し」と見えるやうに直したものと思はれる。これも書本を忠實に模さうとする努力のあらはれの一つと見るべきものである。

以上の諸例によれば、この本は、字形はこれを忠實に書本に模したが、細部の書風の變化又は氣分は、必ずしも十分之をうつし得てゐるとは云へない。例へば「とく」と「わ」と「あ」と「つ」と「へ」と「ぬ」とは區別してゐないし、又區別する必要も認めてゐなかつたやうである。これ等は字形といふよりも、むしろ筆意とか筆格とか、連綿による變化とかに屬するものである。この本の臨摹が、このやうな點にまで及び得てゐないのは、止むを得ないこととすべきであらう。又或ひは爲家の臨摹が已にさうであつたかも知れないのである。

一、本文は完璧に近く、殆ど誤のないこと。

現存百二十種ばかりの本文證據に於て、本文批判の結果、この本以上に正確に原文の純粹性を保有してゐるものは他にない。たとひ誤脱があつても、それは本文史的に説明の不可能でない所の誤脱である。このやうな嚴密な本文の保持は、臨摹の方法による寫本に於てのみ可能である。

一二、諸本の誤謬が本書の假名によつてはじめて説明される場合のあること。
例へば十二月二十七日の條の

定家本 くちあもゝろむち

圖書寮本 くちあもゝろむち

近衛家本 くちあもゝろむち

「むは」の誤である。又一月元日の條の

大島氏本 このあふひと

三條西家本 このあふひと

の「あ」とも亦同様である。又一月七日の條の

近衛家本 をるへ

圖書寮本 をるへ

の「よ」とも亦同様である。

一三、諸本の假名の書き方の中に、偶然の一致と思はれない共通性が認められること。

圖書寮本 くちあもゝろむち

青谿書屋本 このあふひと

青谿書屋本 をるへ

この類似性は、諸本が偶然に原本の特性を傳へたからである。しかして、その原本の特性は、他の多くの理由からして青谿書屋本の性質そのものが代表してゐるものである。
今青本に一致する他の諸本即ち定家本、近衛家本、圖書寮本、三條西家本、大島氏本の書き方の二三を別欄に抄出して見よう。このやうな類似は決して偶然の一致即ち暗合と見る事の出来ないものである。諸本が直接の書本を通して、原本たる貫之自筆本の書き方の眞面目を無意識の間に傳承してゐるからこそその一致でなければならぬ。しかして、青本が常に諸本を統一する地位にあるのは、この本が忠實なる爲家自筆本の臨摹であり、同時に、爲家自筆本が、忠實なる貫之自筆本の臨摹であることの證據である。

一、青谿書屋本と定家本との假名の類似

青 *famir Ginge*

定 *famir Ginge*

青 *famir Ginge*

定 *famir Ginge*

青 *famir Ginge*

二、青谿書屋本と近衛家本との假名の類似

青 せんへのりるめんろしき

近 せんへのりるめんろしき

青 いあーあー

近 ーあーあー

青 あらわーあーあーあーあーあーあー

近 ーあーあーあーあーあーあーあー

青 ーあーあーあーあーあーあーあー

近 ーあーあーあーあーあーあーあー

青 のあーあーあーあー

近 ーあーあーあーあー

青 ーあーあーあーあー

近 ーあーあーあーあー

青 ーあーあーあーあー

近 ーあーあーあーあー

三、青谿書屋本と圖書寮本との假名の類似

青 せんへのりるめんろしき

圖 ーあーあーあーあー

青 ーあーあーあーあー

圖 ーあーあーあーあー

青 ころもん

圖 一 ころもん

青 いしわかろもんころもんころもん

圖 一 いしわかろもんころもんころもん

青 んろつ

圖 一 んろつ

青 んろつ

圖 一 んろつ

青 んろつ

圖 一 んろつ

青 んろつ

圖 一 んろつ

青 んろつ

圖 一 んろつ

四、青谿書屋本と三條西家本との假名の類似

青 んろつ

三 一 んろつ

青 んろつ

三 一 んろつ

青 んろつ

三 一 んろつ

青 んろつ

三—*~~~~~*

青 *~~~~~*

三—*~~~~~*

以上述べたやうな理由から、青谿書屋本は、爲家自筆本の完全に近い臨摹であるといふことが出来る。そしてこれ等の理由は、直ちに爲家本自身が貫之自筆本の完璧に近い臨摹であつたといふ推定の根據となり得るのである。何となれば、萬一爲家本が忠實ならざる轉寫本であつたとするならば、これを轉寫した青谿書屋本は、決してこのやうな純粋な正當な本文は持ち得ない筈だからである。

一般に臨摹は普通の轉寫に比して、本文の純粋性を保持する可能性が大である。それは、定家自筆の土左日記の臨摹なる諸本を比較して見ると、その最も原始的なもの、例へば東山御文庫御藏の御本の如きは、殆ど誤寫はないと云つてもよい位の正確なものであり、たとひあつたとしても、その誤寫そのものの形式から、原本の形が容易に説明せられ得る底の誤寫である。もし、この一般的な通則が、この場合適用されるとすれば、青谿書屋本はもとより、その原本たる爲家自筆本も、他の如何なる轉寫本よりも、貫之自筆の原本に近かつたであらうと推定されるのである。

しかし、臨摹はそれが如何に忠實な臨摹であるにせよ、結局臨摹以上のものではない。我々は、貫

之自筆本に見ることの出来るやうな神韻漂渺たるものを、この本に感知することは不可能である。けれども、さういふ藝術上の價値は、今の我々には問題ではない。問題は臨摹に於ける誤謬の程度である。元來臨摹といふものは、他の書寫と同様に、一應書寫者の理解を通してなされるのであり、その理解は必ずしも常に正しいとは云へない。ことに、原本の文字が古代の假名で讀みにくいやうな場合には、動もすれば、書寫者をして誤解せしめ易いのであるから、爲家自筆本も、必ずしも貫之自筆本をそのまま再現したものであるとは云へない。同時に、爲家はそれ等の難解な原本の假名を、とにかく一應讀み解いて、それを鎌倉時代の時代的特性と、爲家自身の個人的特性とによつて、一層親しみ易い形に再現、即ち翻譯したと考へることの出来るものである。換言すれば、爲家の自筆臨摹は、貫之自筆本に比して、より一層近代的な讀みやすい形に整頓され、親しみやすい形に平易化されてゐたものと考へることが出来るのであり、従つて、青谿書屋本の書寫者は、爲家が貫之の筆蹟に立ち向つて経験した時のやうな困難は感じないで、臨摹することが出来たであらうと想像される。もしこの書寫者が、爲家に劣らない程の學識の人であつたら、爲家が貫之自筆本を臨摹した時に犯した誤謬よりも、ずっと少い誤謬の率をもつて、爲家自筆本を臨摹し得たであらうと推察せられ得るであらう。しかしてこの推定の誤つてゐないことは、後章に於て述べるやうに、本文自身の比較研究の結論によつて實證されるのである。

以上述べたやうに、爲家自筆本の忠實な臨摹たる青谿書屋本は、現存諸本中最も純粋な文字と本文とを保有したものであつて、貫之自筆本を再建する上に最も確實な資料たるべきものである。

我々が一千年以上の歳月を超えて、已に佚亡した作者自筆の本に復原するといふ殆ど世界的な奇蹟の實現に希望をもつことの出来るのは、實にこの本が幸ひにして現存する故であるといふも過言ではない。

註一 本書第三章第三節参照。

註二 本書第二章第七章第一、二、三節参照。

註三 本書第二章第三章第二節及び第十二章第二節参照。

第四節 近衛家藏本

松木宗綱が蓮華王院寶藏の貫之自筆本を轉寫したことは、その自筆本の奥にある彼の奥書によつて明かである。しかし、その原本は現存してゐるか否か今日の所では不明である。ただ三種の轉寫本が傳來してゐるから、それ等によつて原本を再建することはほぼ可能である。その三種の本とは、近衛公爵家藏本と、宮内省圖書寮藏本と、豊道校合本とである。なほ近衛家には更にこれを轉寫した新寫本があるが、それは云ふまでもなく宗綱自筆本の再建のためには無力である。

この小論の筆者が、近衛家本の存在をはじめて知つたのは、昭和七年三月で、その由をはじめて學界に報告したのは、翌八年八月發行の「國語と國文學」(九月號)所載「蓮華王院藏貫之自筆土左日記の本」文に關する研究といふ小論文に於てであつた。そして、この報告によつて本文の校異を示された

のは、中村多麻氏の「定本土左日記」(昭和十年五月五日發行)である。この近衛家藏本は、美濃紙袋綴一冊の本で、本文と同じ紙を表紙とし、その左の肩に、「土左日記」と題し、本文は第一葉の表から、第二十七葉の裏に至り、三行目で終つてゐる。その面に二行ばかりへだてて次の奥書がつづけられてゐる。

第二十七葉裏

(一) 此本申出 禁中 (以上六字を消す)

(二) 以禁裏御本書寫之然奥書

曰

(三) 此一冊依仰以貫之自筆本不違

第二十八葉表

一字令書寫之及數反改誤者也

延徳二年四月廿日

權大納言宗綱

(四) 乍去むの字にんを書さの字に

ぬを書すの字にぬをかき其外

當世の假名使に不相應之間予

書改之よみよくせんかため也

第二十八葉裏

第二章 原本再建のための資料

とある。

筆者が「國語と國文學」誌上に於て、この本のことと言及した際、右奥書全部を宗綱の所爲のやうに書いたのは、その次の號で訂正した通り誤である。宗綱自筆本の奥書は(二)即ち此一冊依仰云々から日附署名までである。はじめ(一)即ち此本申出 禁中と書きはじめて、途中でこれを消し、改めて(二)以禁裏御本書寫之然奥書曰と書いたのと、(三)即ち古體の假名が讀み難いために任意改めて寫す由の註記を加へたのは、近衛家本の筆者である。

さて貫之自筆本を再建する上に必要な事項で、右の識語から知ることの出来るものは、

- 一、宗綱が、後土御門天皇の勅命を奉じて轉寫した土左日記は、貫之自筆の原本であつた。
- 二、宗綱自筆本は、原本を一字違はず嚴密に書寫し、數回に亘つて校合し、誤寫を正したものである。
- 三、宗綱自筆本は勅本として禁裏に召し置かれた。
- 四、宗綱自筆本は「む」の字に「し」、「す」の字に「あ」、「さ」の字に「ぬ」と書き、その他讀み難い古代の假名文字が使つてあり、貫之自筆の原本を、字形まで忠實に模寫したものであつた。
- 五、近衛家本の筆者は、これ等の假名をよみややすくするために任意通用字に書き改めた。
- 六、近衛家本の筆者は、和歌を別行に書き改めてあるが、宗綱自筆本には定行に書いてゐたものと推定すべき根拠がある。(第五節宮内省圖書寮本の條参照)

以上の中、四によれば、宗綱の書寫した原本の假名は、定家が臨摹した蓮華王院寶藏本の假名と性質を等しくするものである。又、この本が蓮華王院寶藏の本そのものであつたに相違ないことは、次のやうな五箇所の大きな脱文のあることによつても知られる。

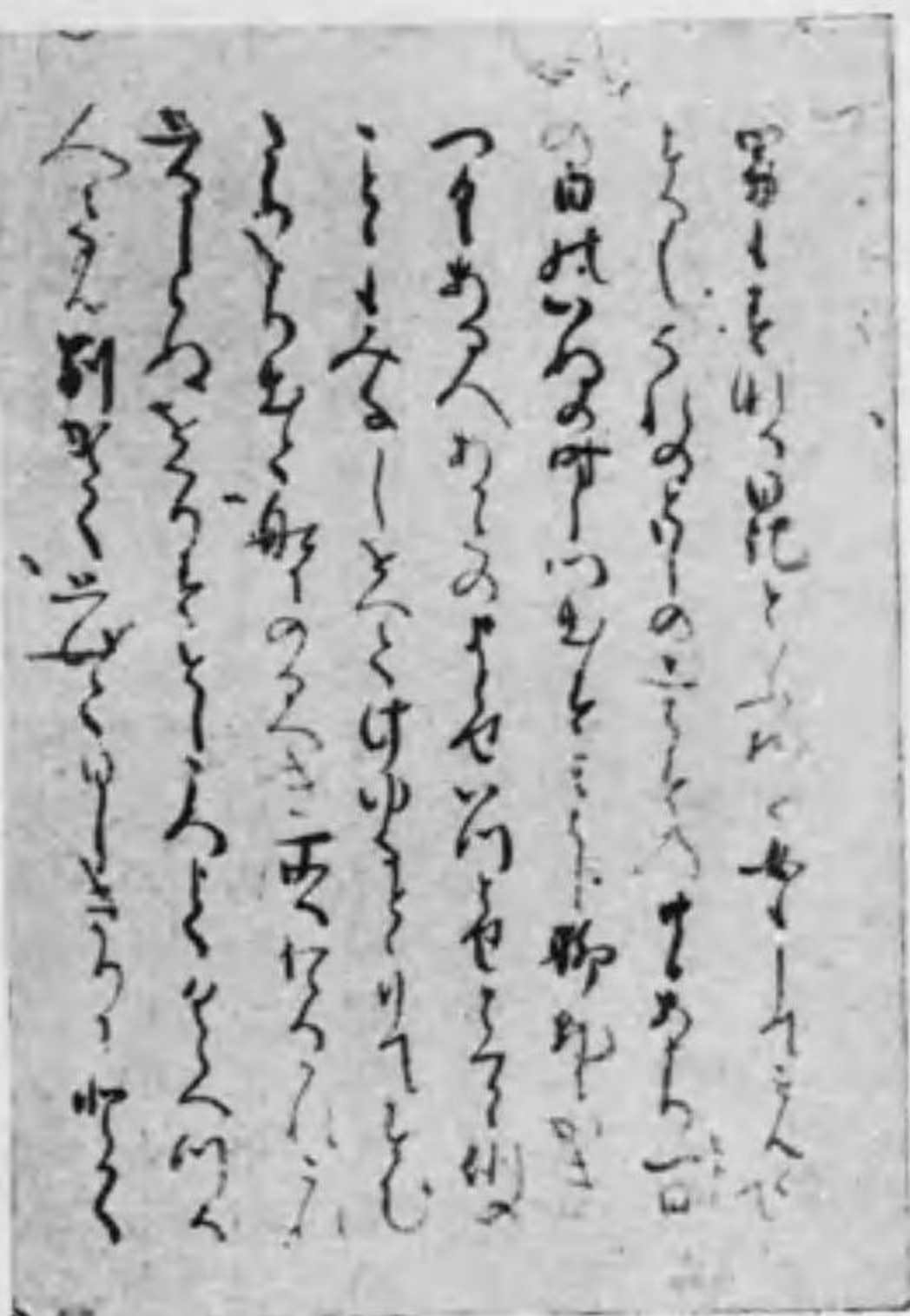
- 一、二二の 4 ———— たちはなのすゑひらはせへのゆきまさらなんみたち 以上二十三字
- 二、六六の 1 ———— みふねよりおふせたふなりあさきたのいてこぬ 以上二十一字
- 三、八一の 1 ———— そ子うめるものともありあへるひとみな 以上十八字
- 四、八六の 7 ———— つきのあかきにそわたるひと／＼のいはくこのかは 以上二十三字
- 五、八七の 6 ———— あまくものはるかなりつるかつかはそてをひてゝもわたりぬるかなまた 以上四十三字

あるひとよめりし

以上四十三字 歌の前の空白を二字と見る

以上の五箇所の脱文の中、一は「たち」なる類似語による錯覺であり、四はこの文の直前にある「かつかは」の「かは」と、「このかは」の「かは」との類似による錯覺であり、五はこの歌の前の「またあるひとのいへる」と、歌の後の「またあるひとよめりし」との錯覺によるのである。これ等の脱文は、原本の約一行又は二行分を脱したものと理解せられ、この點から宗綱自筆本は一行約二十一・二・三字であつたであらうと推定せられる。ことに四の脱文は、同系統の圖書寮藏本にもあるものであるから、これは宗綱自身によつてなされた脱文であると理解せられる。なほ後で詳しく述べるやうに、この字詰は貫之自筆本の字詰と同様であると認められ得るものであつて、従つて宗綱本は原本の體裁を最も忠實に臨摹したものであつたと推定し得られるのである。なほ近衛家本は、定家本と同様に、装

幀形式としては卷子を冊子に變へ、假名の字形を改め、漢字を多くあて、和歌を別行に書き、本文としては後で詳しく述べるやうに、誤脱も少くないやうであるが、宗綱自筆本から直接轉寫されたものであり、中間物の介在しないものであるから、比較的純粹であり、宗綱自筆の原本を再建する上に、有力な資料となし得べきものである。



この本の書寫者は、何人であるか明かでない。しかし、手蹟の立派である點からすると、必ずや著名な能書家に相違ない。又その無難作な奥書の書様から推せば、自由に禁裡御本を拜借することの出来る身分の高い人であつたと推定される。室町時代の末期から近世初期にかけて、このやうな人を近衛家に求めると、所謂近衛流書道の始祖と稱せられる三藐院信尹以外にはないやうに思はれる。近衛家藏信尹自筆日記や、舊大澤家藏源氏物語の題簽の文字等から推察するに、この推定は不當ではないと考へられるのである。もし果して然らば信尹の薨じた慶長十九年の頃までは、宗綱自筆の土左日記は、なほ禁中に傳來してゐたことになるわけであるが、その後の行方は全く不明である。なほ近衛家にはこの本の轉寫本がある。

註一 松本宗綱は、この年權大納言從二位(四十六歳)。宗綱の子、左中将藏人頭を経て權大納言正二位に至る。永正十

二年十二月拜辭。大永五年薨、八十一歳。書道の名手として知られてゐる。

註二 脱文の字数によつて書本の一行の字数を推定することの可能である理由については、本書第二章第十二章第三節参照。

註三 本章第六節、宮内省圖書寮藏河野實顯自筆土左日記に、慶長十一年四月十九日、智仁親王が勅本たる宗綱自筆本をもつて書寫せしめ給うた由の奥書がある。その頃までは宗綱自筆本は禁中に傳存してゐたわけである。

第五節 宮内省圖書寮藏本

宮内省圖書寮藏本の全文がはじめて世に示され、その系統が明かにされたのは、昭和七年七月廿日發行の大日本史料一編之六である。

この本は楮紙袋綴の冊子で、表紙の左肩に「土左日記」と記した題簽がある。奥書には次のやうな二種の系統の本の奥書が集成されてゐる。

第二十一葉表

- (一) 土左日記以貫之自筆本故將軍家御物
希代之靈寶也
- 今度實白小河御所申出云依或人數奇深切所望書之
- 古代假名猶科蚪末愚臨寫有魯
- 魚哉後見輩察之而已
- 明應壬子仲秋候

亞槐藤臣判
實隆公也(朱)

第二十一葉裏

- (二) 此本自三條羽林實條朝臣傳領之訖筆者
道遙院內府實隆公嫡男實大寺西室院公順僧正
歟尤可祕藏之

天正十八年林鐘中潛 也足子素然朱印

第二十二葉表

- (三) 此一冊依 仰以貫之自筆本不違一字
令書寫之及數反改誤者也
延德二年四月廿日 權大納言宗綱

- (四) 右奥書有之以 勅本不違一字令書寫
遂勘合了尤可謂正本者也

慶長十一年四月十九日

- (五) 此本式部卿宮御筆也而亦不違一字即時書寫之

元和四年九月四日

實顯

- (六) 右一冊以中院黃門通村卿本校合了以朱所付
右之本也朱ノ小書北島羽林筆也

元八八十七日

實顯

第二十二葉裏

- (七) 延長八年庚寅士佐の國にくたりて承平五年乙未
京にのほりて左大臣殿しら河殿におはします

御ともにまうてたる哥つかふまつれとあれはよめる

百草のはなのかけまてうつしつゝ

をともかはらぬしら河の水

- (八) 右貫之集第六卷にあり此間六年也

彼日記者此時にあらさる歟とみゆ

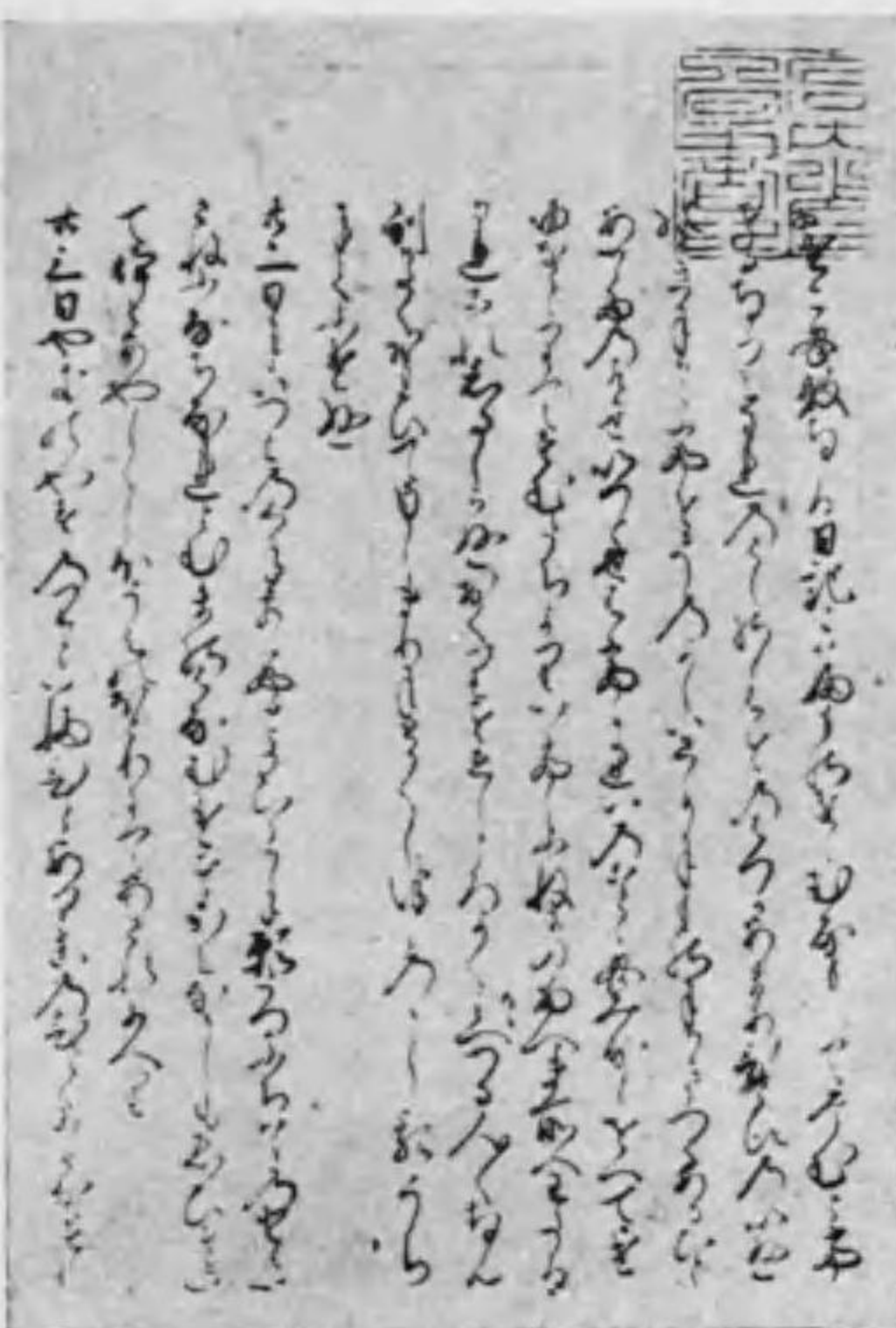
右の八つの奥書は後述の爲相本の奥書がさうである如く、異系統の本の奥書を集成したものである。即ち(一)(二)(六)(七)(八)が一類をなし(三)(四)(五)が他の一類をなすべきものである。この奥書の集成される順序は、先づ(三)(四)(五)の三つの奥書がこの本の底本に元來存してゐたものであつて、是等が第二十二葉の表に書いてあり、それに(一)(二)の奥書を有する一本が校合せられ、その本の奥書が第二十一葉裏の空白に書かれ、更にその校合の次第を第二十二葉表の餘白に書きとどめたが、その本には(七)(八)

の勘物があつたので、それをも二十二葉の裏に書き入れたのである。この本の本文の成立について云へば、先づ河野實顯が、勅本たる宗綱自筆本を式部卿宮智仁親王の寫し給へる本によつて、書寫したものが底本の本文をなし、これに對して、實顯が中院通村所持の實隆筆本の轉寫本により、これを人に依頼して朱をもつて校合せしめて本書を成したのである。従つてこの本は、宗綱自筆本の轉寫本を底本とし、實隆自筆本の轉寫本を以つて校合した所謂合成本である。この奥書から知られる所の、宗綱自筆本再建のために必要な事項は、

一、禁裡御本たる宗綱自筆本は、少くとも慶長十一年四月十九日までには禁中に存在した。

二、智仁親王はその勅本を一字も違はず書寫して「正本」と仰せられ、河野實顯も亦同様に嚴密な態度で宮家御本を轉寫した。

三、宮内省圖書寮本は、實顯の自筆本である。



この本は、宗綱自筆本から三轉した書寫であるが、しかし、すべて國文學に對して教養のある人々の手によつて寫されてきた本であるから、比較的正確な本文を傳へてゐるであらうと想像することが出来る。和歌の書様も、別行に書かず、定行に之を書いて、貫之自筆本の體裁を正しく傳へてをり、漢字をあてることも少く、假名も亦比較的多く原形を存してゐるらしく思はれるから、宗綱自筆

本の再建のためには、缺くべからざる有力な資料である。ことにこの本には左のやうな三箇所の大きな脱文がある。

一、二一の1といふうたなんおもほゆるもしうみへにてよまゝしかはなみたちさへていれすも
あらなん
以上四十字

二、五三の2ひをたにもあまくもちかくみるものをみやこへとおもふみちのはるけさまたある
ひとのよめる
以上四十四字(歌の上を二字と見る)

三、八六の7つきのあかきにそわたるひとゝのいはくこのかは
以上二十三字

右の中の一は、この文の直前の「あらなん」の四字と、文の最後の「あらなん」との目うつりに原因するものであり、二は、この歌の直前に「あるをんなのよめるうた」と、この直後の「あるひとのよめる」との類似語の錯覺によるものであらう。これ等は宗綱自筆本の約二行分を脱したものであらうと思はれる。即ち宗綱本は一行二十一・二三字詰であつたらうと推定される。ことに三は近衛家本にもある脱文であつて、貫之自筆本の一行の字數を示唆するものである。これ等の脱文は、前述の近衛家本の脱文と共に、宗綱自筆本の面目、引いては貫之自筆本の體裁を推定する上に有力な資料となし得る所のものである。

附 豊道校合本

この本はまだ世に知られないが、季吟の土左日記抄に、宗綱の奥書を傳へる一本をもつて朱にて校合したものである。奥書に

奥書

此一冊依 仰以貫之自筆本不違一字令書之及數反改誤者也

延徳二年四月廿日

權大納言宗綱

右奥書アル本ニヨリ校合ス

明治十八年二月十五日

豊道花想

とある。但しこの本の校合は、多くの校合本がさうであるやうに、精密的確であるとは云へない。従つて、この本の本文は抄の本文即ち定家本の本文との混成を生じやすい危険性を充分もつてゐる。原本再建のためには信頼に値しないが、しかし、時々参考するといふ程度の價値はあるであらう。ただ右の奥書によつて、明治十八年の頃、近衛家本・圖書寮本の外に、宗綱本系統の本が少くとも今一本傳へられてゐたらしいといふことは分るのである。

以上の近衛家藏本・圖書寮藏本・豊道校本等によつて推定するに、宗綱自筆本は、冊子本であつたといふ點以外には、假名書様等にわたつて、原本たる貫之自筆本の面影を忠實に寫してゐたと推定して誤ではなからうと思はれる。しかし、後に述べるやうに、誤寫もかなりにあり、貫之の原本の一行又は二行分を脱した部分もあつて、爲家臨摹の本の嚴密さにはたうてい及び得るものではないといふことは出来るのである。

註一 河野實顯(天正九年生、慶長十七年任參議。元和四年は正三位左中將。元和八年は權中納言從二位(四十二歳。時に

中院通村(三十五歳)も權中納言從二位であつた。

註二 合成の意義、特に混成との相違に就いては本書第二章第十三章第一節参照。

註三 この事實と、前節に於て述べた近衛信尹の書寫らしく思はれる近衛家本の書寫年時と關係のあることを注記しなければならぬ。

第六節 三條西家藏本

實隆が貫之自筆本を書寫したことは、彼の自筆の本の奥にある識語によつて知られるが、その自筆本そのものはまだ發見されてゐない。しかし、實隆本を轉寫した二つの族のかなり古い寫本が傳來してゐるので、それによつて、實隆自筆本を再建することが、大體に於て可能である。

その二つの族といふのは、各異る二つの事情によつて書寫された轉寫の系統を意味してゐる。第一族には三條西家藏本があり、第二族には大島雅太郎氏藏本がある。第一族は子孫をもたない。三條西家本は所謂天下の孤本である。他の實隆本系統の寫本刊本はすべて第二族の末流に附屬する本であるといふことが出来る。

この小論の筆者が、三條西公正氏の御好意によつて、はじめて三條西家本を見ることが出来たのは、昭和五年六月のことであつた。そしてその學術上の價値に就いて論じたのは、同八年國語と國文學(九月號)所載「蓮華王院寶藏土左日記の本文に關する研究」と題する小論文に於てであつた。

その後昭和九年一月、橋本進吉博士の解説が附せられ、古典保存會から複製本が刊行されて、はじめて一般に知られるやうになつたのである。

さてこの本には次のやうな二つの奥書がある。

第三十八葉表

(一) 土左日記以貫之自筆本故將軍家御物
希代之靈寶也

今度密々自小河
御所申出云々 依或人數寄深切所望書

之古代假名猶科蚪末愚臨寫有

魯魚哉後見輩察之而已

明應壬子仲秋候

亞槐藤臣御判

第三十九葉表

(二) 右以三條西殿實際御自筆之本

假名一字不變令書寫畢

天文廿二年三月廿九日

右の奥書及び内容の一般によつて知られることは

一、實際の書寫した本は、貫之自筆の本で故將軍義尚所藏の寶物であつたが、その薨後は、後室の居所たる小河御所に藏せられてゐたものである。

二、實際はその本を内々借り出し、或る人の熱心な依頼によつて書寫した。しかし、その或る人が何人であるかは不明である。

三、原本は古代の假名で書かれてゐて、讀みにくいものであつたから、實際の書寫にも、或ひは誤があるかも知れない。

四、天文廿年(明應元年より五十九年後)或る人が、實際自筆本から直接、嚴密に書寫した本がこの本である。従つて、少くとも天文廿年の頃までは、たしかに實際自筆本は傳來してゐたのである。この或る人が何人であるかは不明であるが、奥書の文面からして、少くとも三條西家の人ではなささうである。

五、この本の装幀は冊子になつてをり、假名の字形も改められ、和歌の書様も貫之自筆本の面目をとどめてはゐない。

六、宋で句點を施し、所々例へば「あかた」けゆなど聲點が附せられてゐる。これ等は實際の所爲であらう。

等である。

この本は實際自寫本を更に轉寫したものであるが、奥書にも云はれてゐるやうに、相當嚴密に轉寫されたものであらう。後で詳しく考へて見たいと思ふが、本文にも比較的誤脱が少く、實際自筆

本の面目を忠實に傳へてゐるものと思はれる。幸ひに異系統の古寫本大島雅太郎氏の藏本が存するので、この二本によつて、實隆自筆本を再建することが不可能ではないのである。

この系統の本に存する朱點聲點が、實隆の所爲であるらしいことは、實隆公記明應元年十月四日の條に

宗祇法師來、上原豐前守土左日記切句指聲可與之由所望也、此事更雖不得才學先令領掌了とあるによつて知られる。

註一 これ等の句點聲點は、三條西家本の系統ではない大島雅太郎氏藏文庫本にも存するから、それ等の共通祖本たる實隆自筆本に已に存してゐたであらうと推定されるのである。

第七節 大島氏藏本

この本は大島雅太郎氏の青谿書屋の藏本で、まだ世に知られてゐない。楮紙、袋綴、大形の冊子で「滋岡庫」その他の朱印がある。澁表紙の左肩に土左日記と外題を書き、卷頭に一葉、卷尾に二葉の白紙があり、墨付二十七葉である。本文は二十六葉の表の中程で終り、その裏から次の四つの奥書が書かれてゐる。

第二十六葉裏

(一) 延長八年庚寅土佐の國にくたりて承平五年乙未

京にのほりて左大臣殿しら河殿におはします

御ともにもうてたるに哥つかふまつれとあれはよめる

百草のはなのかけまてうつつつゝ、

をともかはらぬしら川の水

(この間空白)

(二) 右貫之集第六卷にあり此間六年也

彼日記は此時にあらさる歟とみゆ

第二十七葉表

(三) 土左日記以貫之自筆本故將軍家御物希代之
實也今度密々自

小河御所望
申出之 依或人數奇深切所望書之古代

假名猶科蚪末愚臨寫有魯魚哉後見

輩密之而已

明應壬子仲秋候

亞槐藤臣判

第二章 原本再建のための資料

第二十七葉裏

(右方空白)



(四) 文祿二癸林鐘上旬 等安

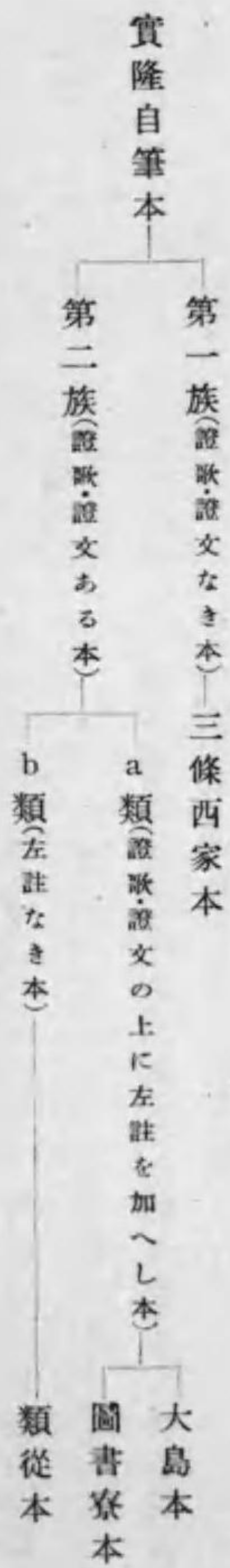
右四つの奥書の配置は(一)を紙面の右によせ(二)を左によせてその間に空白を残し(三)を右によせ左端に空白を存し(四)は左端によせて右を悉く空白として残してゐる。この奥書の配置は、恐らく原型を傳へるものであらう。次の節で述べるやうに、爲相本奥書の集成された様式は(一)と(二)が分離してをり、前の節に述べたやうに、圖書寮本に於ても(一)と(二)がこの本の場合と同じやうな様式をもつてゐるが、これ等は、同一家族の祖本の形態を傳へるものである。しかもこの本は現存する寫本中最古のものであるといふことが出来る。

一、實隆の明應元年の奥書の前に餘白があり、そこに貫之集

- 中のこの日記の成立に關係のある證文と證歌(前記奥書の(一))とが、何人かによつて書入れられた。この勘物を書入れた人は不明であるが、少くとも實隆ではない。何となれば實隆(天文六年薨)後十六年目に、實隆自筆本によつて忠實に書寫された三條西家本には、これがないからである。
- 二、次に右の證文と證歌とが、貫之集第六にあること、及びこの證歌の出來た時に、同時に日記も成立したのではなからうかといふ意味の左註(右の奥書の(三))が加へられたが、その左註を加へた人は恐らく證歌、證文を書いた人と同一人ではないであらう。もし同一人であつたにしても同時ではないであらうと思はれる。何となれば、これ等の諸本と同系統なる群書類從所收本には、右の左註がないからである。(但し類從本が脱したと見れば自ら別である)
- 三、しかし、勘物(一)左註(二)はおそくとも文祿二年までには成立してゐたことが、この本によつて證明される。
- 四、右の貫之集所引の文と歌とは、明かに歌仙家集本貫之集第六の歌によつたものである。(本願寺本類從本貫之集には、いづれも巻七であつて、巻六ではなく、又詞書にも相違がある)
- 五、實隆の識語を三條西家本に比較すると、文字の相違があり、自ら別系統の族を形成してゐることが明瞭である。
- 六、この本は、文祿二年、等安なる人が書寫した本そのものである。
- 七、この本が冊子であり、假名の形を任意改めてをり、和歌の書様等、貫之自筆本の面目を留めてゐない點では、三條西家本と同様である。

八、朱で句點・聲點を附してゐる點も亦同様である。これ等は三條西家本とほとんど完全に一致する。

この本は、第一族たる三條西家本に對して、第二族たる別系統に立つ最古の寫本である。この本の出現によつて、從來漠然と考へられ、かつ幾多の疑問を含んでゐた第二族の存在が確認されるに至つた。そして、後で述べるやうに、現存實隆本の系統の諸本は、すべて第二族の後裔であるといふ事實も明かになり、この事實によつて從來不明であつた妙壽院本の系統上の地位が明かになつた。例へば、(一)の勸物に就いて、中村多麻氏が、通勝の所爲とも、通村の所爲とも、實顯の所爲とも、妙壽院の所爲とも種々推定されたのはすべて誤謬であつて、勸物の記入は、實にこの族の根源に溯るべきものであることが明かにされたのである。即ち



の如くなるのである。

この本は三條西家本とは無關係に轉寫された本で、この系統の諸本で、現存するあらゆるもの祖本たる地位にある本であるから、實隆自筆本を再建するためには不可缺の資料と云はねばならない。かくて類從本・妙壽院本・寛永刊本以下の諸本が、高度の本文再建の資料圏内から除去されな

ければならない根據が、この本の出現によつてはじめて見出されたのである。

註一 歌仙家集本の奥書に

以相傳之本書寫校合了、消字等如本也

建長元年八月 日 藤原朝臣

註二 前節に述べたやうに、三條西家天文本にも同様の句點及び聲點が存する。しかもこの二本は實隆自筆本の

の同系統の本ではない。この偶然の一致は、必ず共通祖本たる實隆自筆本の面目を傳へた事によるのであらう。

註三 中村多麻氏著「定土佐日記」(註)一二四頁以下の氏の所説は悉く訂正されるべきである。

第八節 宮内省圖書寮藏本

この本は第六節で述べた宮内省圖書寮本に加へられてゐる朱の校合によつて知るのみである。前にあげた奥書の(一)(二)(六)(七)(八)がこの本に關係のある奥書である。これ等の奥書によつて知られる事は、

一、この本は河野實顯がかねて書寫してゐた智仁親王御自筆本(宗廟自筆本臨寫)の轉寫本に、元和八年八月十七日、中院通村所持の本をもつて校合せしめたものである。

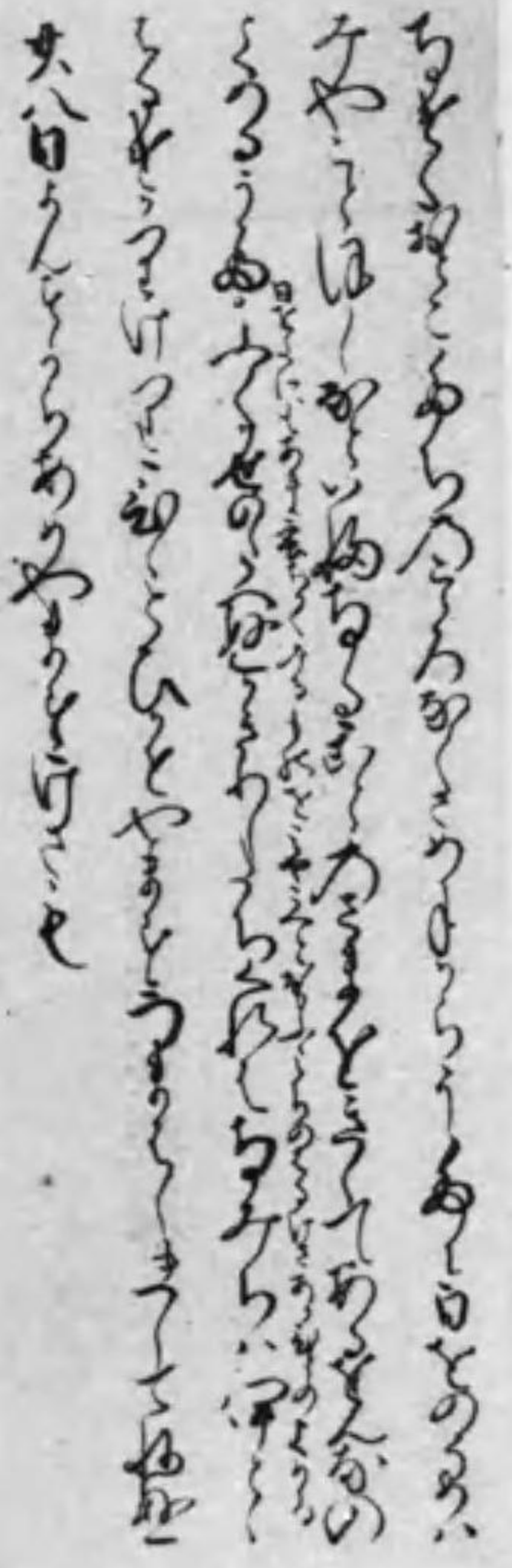
二、校合は朱をもつてなされてゐる。これをなしたのは北畠羽林(北畠左中将信意)か、又は北畠左中将親顯かであらうが、恐らく親顯であらうである。

三、校合に用ゐられた通村所持の本は實隆の子、西室院公順の自筆かと云はれた本である。

四、通村所持の本は、父中院通勝が天正八年六月中旬、右中將三條西實條から傳領し、通村に傳へたものである。

五、延長八年云々の證文證歌と、右貫之集云々の左註とのある點から、大島氏本と系統上關係があるやうに見える。これ等の證歌・證文・左註は大島氏藏本のそれと文字・字詰その他大體一致する。

六、圖書寮本の奥書の書かれた順序は、もと第二葉表に(三)(四)(五)のみがあつた所へ、その裏の空白に(七)(八)が書かれ、次に第一葉表と裏の空白に(一)(二)が書かれ、最後に第二葉表の餘白に(六)が書き入れられたものである。従つて(七)(八)は實條所傳本(公順筆か)と推定された本に已にあつたものであらう。



この本は校合本であるから、従つて假名の字形はもとより、漢字と假名の區別なども嚴密にあらはされてはゐない。朱點の如きも、或ひは示し、或ひは示さないといふ嚴密ならざる態度によつてなされてゐる。また校合にもれた部分も少くはない。この本の本文は所謂「合成的」本文である。従つて宗綱本系統の本文との混成を生ずる原因をなす危険の率は甚だ多い。しかし、右に述べたやうに、公順筆かといふ權威のある本をもつて校合したのであるから、實隆本の再建のために無用

の本とせられるべきではない。

前述の如く、實隆自筆本は、その子孫として第一族第二族の二つの系統を残したのであるが、第一族たる三條西家本は孤本であり、大島氏本とこの本とは第二族に屬してゐる。これ等兩族の本文や奥書等によつて推定される實隆自筆本の外部的な特徴は、

- 一、装帧は貫之自筆本の卷子を改めて冊子としてゐる。
- 二、假名の字形を改め所々漢字をあてて読みやすからしめてゐる。
- 三、和歌は別行に書いてゐる。
- 四、朱で句點及び聲點を附してゐる。
- 五、貫之集から抄出した文と歌と、それに對する左註とは實隆の所爲ではない。

等は、等である。

なほ本文の比較研究によつて、實隆自筆本はほぼ完全に再建せられる可能性があるが、同時にこの事は貫之自筆本の再建に多大の希望をもたらしめるものである。

註一 北畠信意は北畠具教の長子。天正三年左中將となる。

註二 北畠親顯は中院通勝の二男。北畠具教の子となる。慶長八年誕生。元和八年正月任左中將。時に二十歳。恐らく實顯が親顯に乞うてその實家たる中院家に傳來の土左日記の校合を依頼したものであらう。

註三 本文の合成について一般的な諸問題については、本書第二部第十三章第一節参照。

第九節 架藏爲相本

この本は所謂爲相卿本として知られてゐる唯一の寫本である。從來爲相卿本といへば人見ト幽の土左日記附註所據の本文以外には知られてゐなかつたのであるが、この本の出現によつて、比較的純粹な爲相本の本文が分り、その成立事情も亦同様に明かになつたのである。

この小論の筆者がこの本に逢着したのは昭和五年三月であり、その本文の全部がはじめて世に紹介されたのは同年六月、岩波文庫土左日記の脚註に於てであつた。更に翌六年の五月、筆者は大正大學で文獻學的方法に關して講義をした際、岩波文庫の解説を補正して、大體次のやうに提案した。即ちこの本は先づ爲相自筆と稱せられる本があり、その本文の難解な箇所は烏丸光廣が朱を入れ、定家自筆本及び實隆自筆本の系統の本によつて少し改訂を試み、更に大部分を全く私意によつて文意の理解され易いやうに改竄したが、後にその書入本を何人かが一筆に書き寫し、全く新しい異本を成立せしめた。その本がこの爲相本である。

ところが昭和十年に至つて中村多麻氏の「定本土左日記」といふ書が出で、それには定家本宗綱本、實隆本、妙壽院本、板本等をもつて何人かが本文を僞作し、これに爲相の名を利用したものである由を説かれた。氏は爲相本は爲相の名を犯してなされた僞作であり、その成立は寛永二十年以後、板本は寛永廿年の刊行であると言はれたのであるが、この小論の筆者は(一)爲相本の卷末にある奥書の

成立に關して、(二)その解釋に關して、(三)本文の成立に關して、(四)爲相と爲相本との關係に關して悉く氏の見解と所見を異にするのである。

この書は楮紙袋綴の本であるが、卷末四葉に奥書が書かれてゐる。その奥書の配置は次のやうである。ゴチツク文字は誤は定家の原本の改行箇所を示す。
*印は脱字の箇所を示す。

第一葉表

(空白)

第一葉裏

- (一) 延長八年庚寅土佐の國にくたりて承平五年乙未京にのほりて右大臣殿しら川殿におはします御ともにもうてたる哥つかふまつれとあれはよめる

百草の花のかけまてうつしつゝ音もかはらぬしら川の水

- (二) 心まれしもかへらぬんの斗わかやとにこまつのある斗みる

かゝなしさとそいへる
なをあかあやあらん

第二葉表

またかくなん
みしらひとのまつのち
と立にみましかは
とをくかなしきわかれせましや
わあれかたくち斗し
きとおほかれと
こちへくさあとまれ
かうまれとはやりてん

第二葉裏

(三) 爲令知其手跡之舛如形寫留之
謀詐之輩以他手跡多稱其筆可
謂惟

(四) 文曆二年乙未五月十三日乙巳老病中雖
眼如盲不慮之外見紀氏自筆本

蓮華王院寶藏本

第三葉表

料紙白紙不打無高一尺一寸三分許廣一尺
七寸二分許紙也二十六枚無軸
表續白紙一枚端無軸折返不立竹
有外題土左日記貫之筆
其書様和哥非別行實行書之
聊有闕字哥不無闕字而書後詞
不堪感興自書寫之昨今二ヶ日終
功

桑門明靜

第三葉裏

(五) 紀氏

延長八年任土左守
在國載五年六年之由
承平四甲午五乙未年夏也
今年乙未曆三百一年紙不朽損

第二章 原本再建のための資料

不讀得所々多只任本書也有朱印

其字又鮮明也

(六) 右貫之集六卷にあり此間六年也彼

日記者此時にあらさるかと思ゆ

第四葉表

(七) 土佐日記以貫之自筆本故將軍御物希代之靈要也今度密々自

小河御所望 依或人數奇深切所望書之

由出之 古代假名猶科蚪末愚臨寫有魯魚哉

後見輩密々而已

明應壬子仲秋候 亞槐藤臣判在

第四葉裏

(八) 本云

這本爲相卿眞蹟也然漏脫聊書入早

雖鳳傍之嶋非無其憚繼絕補闕者所古

人好也忽忘冷笑染重毫者乎

寛永丁丑仲夏天

亞槐藤光廣

一校早

墨付四拾丁

云ふまでもなく、右の雜然たる奥書は後に述べる所の定家自筆本第二族の奥書と、實隆自筆本第二族の奥書とを混合して並べたものである。即ち(二)(三)(四)(五)は定家本の奥書であり、(一)(六)(七)は實隆本の奥書であり、(八)は光廣の奥書である。中村氏はこれ等の奥書について

以上の様に第一第二第三(筆者云中村氏の云はれる第一は右の(一)第二は(二)(三)(四)(五)第三は(六)(七)をさす)つたものの様に記され、しかも仔細に見ると雜然として何の連絡もない個々別々のものを勝手に並べた観がある。

と云はれてゐるが、これ等の奥書は氏の云はれるやうに一見纏つたもののやうに見えるであらうか。これ等は各別種の傳本の奥書を集成したもので、勝手に並べた観があるといふやうなものではない。このやうに別種の奥書を集成することは、古典に於ては普通の事である。現に宮内省圖書寮藏の土左日記には、これと同じ形式で二本の奥書が集成してある。次に中村氏は、その奥に、本云這本爲相卿眞蹟也云々とあるのだから、たとへ光廣の識語だとしても這本はあてにならないものだといふ事がわかる。何故かと云ふに、第一第二第三の奥書は一として爲相の書いたと思はれる様な又さう想像し得る様なものがないから。

と云はれてゐるが、これは如何なる意味であらうか。定家本や實隆本の奥書に爲相が書いたといふ證據が見えないから、光廣の識語にいふ「這本」は爲相に關係のない僞作であるといはれるのであらうか。定家本に爲相が奥書を書かなければならない理由もないし、まして二百年後の實隆の本に爲相が奥書を書かう筈はないのである。

我々は先づ光廣の識語の右の肩に「本云」とある二字から考へて行かなければならない。この「本云」とは、架藏の本の祖本たる光廣の本に存在してゐた奥書の意である。寛永十四年五月、光廣はこの本の原本を成立せしめ、その奥に「這本」以下の識語を書いたのである。しかして「本云」の二字は、架藏本の筆者が、祖本たる光廣本には次のやうに書いてあるといふ意味で、標記したのである。かうして、我々は先づ光廣の識語と、定家本、實隆本の奥書とは無關係な別のものであることを認めておかなければならない。

次に我々は「這本」といふ二字の意味について考へて見なければならぬ。先づ「這」について一つの例をあげるならば、大島雅太郎氏藏（不忍文庫舊蔵）及び松平定信舊蔵の伊勢物語は、舊幕旗下の森山孝盛舊蔵にかかる民部卿局眞蹟の本を影寫又は臨摹したと信すべき本であるが、この本の巻末に、

這伊勢物語者京極黃門定家卿息女民部卿局之眞翰無疑者也

寛文四
辰甲初冬

冷泉

左中將爲清

とある。これは、孝盛所持の原本に附してあつた爲清の極書をここに影寫したものである。「這」といふのは、云ふまでもなく、大島氏藏のこの本をさすのではなく、傳民部卿局眞蹟本そのものをさしてゐるのである。土左日記の場合も、この關係と全く同様である。光廣の云ふ「這本」は爲相筆と傳へられた本そのものを意味し、その原本を光廣が模寫し、その模寫本に對して、自ら筆を加へ、その由を奥書に書いたものと解すべきである。中村氏の云はれるやうに、光廣の改竄本そのものを光廣自身が「這本」と稱してゐるのでは決してない。

次にこの本の奥書の成立についての中村氏の解釋は正當であらうか。この本に對する定家本、實隆本の校合及び奥書は、光廣が改竄を加へた後の所爲である。これを詳しく云へば、上述の光廣加筆の本又はその轉寫本に、光廣か又は他の何人か（恐らく光廣自身と解すべきであらう）が、定家本第二類の本を比較し、その本文を任意取捨し、かつその奥書を追記した。その追記の場所は、光廣の奥書の前に餘白があつたので、そこになされたのである。（このやうにもとの奥書の前に校合本その他の本の奥書を追記することは、古寫本に於ては珍らしいことではない。現に圖書寮藏本の土佐日記の巻末の數種の奥書の書き様もその一例である。）次に大島氏本系統の一本が比較せられ、その奥書が已に書き入れられた定家本の奥書の前後の餘白に書き加へられた。元來實隆本末流系統及びその上位寫本たる實隆本第二族の奥書には、已に述べたやうに（一）と（六）との間に廣い空白が存し、兩者は、屢々別箇のものとして取扱はれたのである。そこで、この（一）と（六）とを二つに分け、それを定家本の奥書の前と後とに分離して書き入れたのである。

中村氏は右の光廣の奥書を解釋して、この奥書は寛永十四年の夏記したものと覺しく、その筆者は公卿補任に藤光廣とある人でもあらうかと頗る不信用の意を表明せられてゐるが、しかし、當時の第一流の國文學者であつた烏丸光廣が、偽跋を書くとは考へられず、又後人が光廣の名を冒して偽跋を書くことは益々あり得べからざることであり、又この識語は決して偽作ではないのである。偽跋と考へなければならぬ理由はどこにもないのである。中村氏は更に

光廣の識語にいふ、本云這本爲相卿眞蹟也とある這本は、既述の第一、第二、第三の奥書を持つもので、如何にも杜撰な拙劣な奥書を作爲してゐる様に、其本文も亦これら三つの奥書を持つ各本を採り、甚しく勝手氣儘な設定を行つてゐる。

と云つてをられるが、這本が第一、第二、第三(定家本、實隆本)の奥書を持つものであると考へねばならぬ理由も全くないのである。氏がこのやうに考へられるに至つたのは、奥書の成立の事情と、這本の性質とを誤解されたからであらう。

奥書の成立については前に述べたが「這本」とは氏の云はれるやうに、定家本や實隆本によつて作爲された本をさすのではなく、實は光廣が自ら記してゐるやうに、傳爲相自筆本をさすのである。しかし、這本即ち傳爲相自筆本といふものは、光廣の見た直後、突如姿を消し、この光廣の改竄本のみが、爲相自筆本系統の本として信せられるに至つたのである。それは光廣の奥書が失はれて、單に「爲相卿自筆本」といふ傳説のみが傳へられたからであらう。かくて寛永十四年から廿四年後、水戸の學者人見ト幽は當時爲相卿本として公認せられてゐたこの光廣改竄本を土臺として、註を書いたのである。

次に中村氏は本文の成立に關して、

定家本、延徳本、明應本各系統が同程度に採用せられ、妙壽院本及版本の誤もいくらか混入し、それに諸本と異なる爲相本特有な語句が夥しい數にのぼつてゐる。これは該寫本の奥書と相應するもので、或る人が爲相の名の下に試みた偽作であることが想像される。

と云はれてをり、その文意は明瞭を缺くが、要するに所謂爲相本は、定家本、延徳本即ち宗綱自筆本、明應本即ち實隆自筆本各系統の本文を同程度に採用し、これに妙壽院本、寛永廿年板本等を取捨し、更に私意を加へ、爲相の名を冒して偽作したものであるといふ意味らしい。もしそのやうな意味に解すべきものならば、氏の所説に従ふことは出來ない。

一、爲相本は氏の云はれるやうに定家本、延徳本、明應本の三本が同程度に採用せられたものではない。定家本及び大島本系統一本が参加し、延徳本は全く關與してゐないのである。なほこの本の本文組織に關しては、別章に於て詳細に論證することにした。

二、この本には大島本系統一本は参加してゐるが、寛永廿年板本そのものは全く参加してゐない。この本に轉載されてゐる明應の奥書は寛永板本には存在しないのである。従つて、その成立を板本の刊行せられた寛永二十年以後としなければならぬ必要はない。

三、氏は諸本の混合と私意による改竄といふことをあげられたが、如何なる本を底本として、混合改竄をなしたかといふ不可避的な重大な問題にふれることをなせ故意に避けられたの

であらうか。底本のない所には校合も改竄も不可能であるから、混成や改竄を論ずる前には、先づ必ず底本を明かにしなければならぬのである。

四、氏は何人かが爲相の名の下に偽作したといはれるが、少しもその根拠を明示されないのは何故であらうか。

以上のやうに中村氏の所説には従ひ得ないものがあるが、要するにこれは、中村氏が例へば實際本第二族の存在及び大島本系統一本の存在を知られないで、重大な判断を急がれたこと、獨自本文と共通本文とを混同して處置されたこと、本文批評學の方法論に於て、最も排斥されてゐる或種の數字的統計を立論の根據とせられてゐること等よりの千慮の一失であらう。

中村氏は、爲相と爲相本との關係について、兩者は全く無關係であるとされ、後人が恣に爲相の名を冒したものであるとされ、光廣の識語を偽跋であるかの如く見做されてゐる。古來の諸註はもとより、織錦舎隨筆、土佐日記の異本の條に、附註の凡例に爲相卿のかかれたる本をもて標とすといへば、爲相卿の本にかくありしにや」と云つて聊かも疑つてゐない。この小論の筆者は、かつて岩波文庫本の解説に、爲相本は貫之草稿本の系統かと疑つたのであるが、それは光廣の識語の「漏脱聊書入之」とか「繼絶補闕」とかあるのを、わづかな程度のものであらうと文字通りに解釋したこと、後節に述べるやうに和歌童蒙抄所引の土左日記の本文が、流布本に比して全く異なる本文を有する事實を重く見たこと等によつて、かかる本の存在を否定し得なかつたからであつた。しかし後に、この光廣の補正は、改竄に等しい程度の大々的加筆であると認めるやうになり、前記の如く訂正した

のである。いづれにしても光廣が改竄を加へた底本即ち「這本」の本文は、爲相自筆と稱せられる本の本文であると考へる點に於ては同一である。光廣の用ゐた底本の本文は、少くとも彼が爲相の自筆であると信じた本の本文であつたに相違ない。中村氏のあげられたやうな根據では、「這本」を否定することも出來ず、同様に光廣の奥書が杜撰で拙劣であるなども云はれないのである。

しからは、光廣の云ふ「這本」即ち光廣の改竄本の底本となつた爲相自筆本とは如何なる本であらうか。それは前節に於て述べた青谿書屋本の原本たる爲相自筆本に相違ないのである。その理由は

一、爲相自筆本には卷末に「權中納言」とのみあつて明かな署名がないこと。

前にも述べたやうに、爲相自筆本に「爲家」といふ明かな署名のないことは、爲氏、爲相等を不用意に混同せしめる可能性を大ならしめる。

二、爲相自筆本にある花押が、爲氏や爲相の花押に類似してゐること。

爲氏の花押で花押藪や花押拾遺に見えるものは、花押拾遺や前田家藏爲相自筆文書に見える爲相の花押と類似してをり、いづれも「爲」の字を草化したと思はれるものであつて、様式としては前記爲家の花押と全く同一である。しかして、爲家爲氏爲相の三人の花押は確かなものがまだ世に知られてゐないのである。これ等の點から、不用意に爲家を爲相と誤認することはあり得ることである。

三、爲家爲氏爲相等の筆蹟は往々にして混同される傾向のあること。

爲家自筆本は、貫之自筆本を臨摹したものであるが、しかし時代の特色と個人の特色とは、たとひ臨摹であつてもあらはれる筈であり、しかもこれ等の三人の筆蹟には、その形態や風格の上に自ら近似した特色が認められるのであるから、不用意に爲相筆と誤認せられる可能性が十分ある。岸本由豆流の土左日記考證に引かれてゐる爲家卿自筆本といふものは、その本文の性質から、この爲相本と同じ系統のものであると考へられる。同じものをト幽は、爲相卿本とし、由豆流は、爲家卿本としてゐるのを見ても、この両者が早くから混同されてゐたことが知られ、又次の節で述べるやうに、一方では二條爲氏筆本とも同爲定筆本とも云はれてゐたのであつて、かなり曖昧な存在であつたことが知られるのである。

四、爲家自筆本の獨自本文が爲相本にのみ傳存してゐる點。

青谿書屋本が爲家自筆本の忠實な臨摹であることは、已に述べてきた所である。この本を通して知られる爲家自筆本には、他の諸系統の諸本例へば定家本、宗綱本、實隆本等に見えない獨自本文がある。しかしして爲相本は、不思議にもこの獨自本文の多數を共有してゐるのであるが、このことは、兩者に密接な血族關係の存することを裏書するものである。一般に誤謬の共有は偶然の暗合によるのではなく、血族關係に由來するものである。

爲家自筆本の獨自異文の中、例へば次のやうなものは、爲相本にも同様に存するものである。

- 一一の 1 つけつゝ——諸本「つけて」
- 二三の 5 とほくなり——諸本「とほくなりぬ」

- 三八の 4 としつきも——諸本「としつきを、爲相本」とし月の^も
- 四一の 8 かのくにのひと——諸本「かのくにひと」
- 四五の 7 かへらはや——諸本「かへらや、爲相本には「かへらしはや」
- 五一の 4 かせ——諸本「かせの」
- 六一の 7 かせふくこと——諸本「風のふくこと」
- 七五の 6 ことあかねは——諸本「ことのあかねは」
- 七九の 8 ひとこゝろ——諸本「人とこゝろ」
- 八七の 8 よめりし——諸本「よめり」

右のやうに、爲相本には、爲家本のみの有する本文にして偶然の一致とは考へられない本文が、多數存してゐるのである。これ等の一致は偶然の暗合ではあり得ない。これ等は爲家本以外からは決して入り來ることの出來ないものであり、所謂爲相本に於ける爲家本の強烈なる反映を示すものである。

五、爲相本には往々にして爲家本の特色をなす假名の古形、例へば「もを」「をを」「をを」「をを」等を傳へてゐること。

所謂爲相本は、爲家自筆本から幾轉寫を経てきたものであつて、その轉寫の度毎に字形は類化したのであるが、それでもなほ次のやうな假名の古形の遺傳を指摘し得るのである。例へば 括弧内はその使用度数

青 *しんしんしんしんしんしん*
 爲 *— shōshōshōshōshōshō*
 青 *あゝあゝあゝあゝあゝあゝ*
 爲 *— shōshōshōshōshōshō*

これ等は爲家本を通じないでは説明の不可能な現象であつて、ここに兩者の密接な關係が認められるのである。なほこれについては後に詳しく述べる機會がある。

以上の如く所謂爲相本は、光廣が爲家自筆本の本文を底本とし、これに對して縦横に加筆して改竄を加へ、その奥に「雖鳳傍之鷗」と謙遜した識語を加へたものが原本(x)をなし、更に光廣か又は他の何人かが定家本第二類及び大島本系統一本の本文を所々比較の上改訂して、中間的合成本(x)を成立せしめた。しかしてその本を更に轉寫又は再轉寫したものが架藏の寫本である。このやうにして、從來の誤解や疑問は悉く解明されるのである。

右のやうに、爲相本は私意による改竄本で、全體としては信用し難きものであるが、その改竄の部分は、本文研究によつて指摘することが可能である。しかして、その改竄の部分をつまみ、それを通して、その彼方に原始的な様相を指摘することによつて、そこに、爲家自筆本の面目を建設すること

とは決して不可能ではないのである。架藏の爲相本には、誤寫も少くないが、しかしそれ等の誤寫は原形を傳へんがためにかへつて犯された誤寫である場合もあるのである。例へば上に示すやうに「きるくつんたる」を「するこへんたる」「きときては」を「よとにては」と誤寫してゐるが如きである。併し誤寫なるが故に、原形が保持されてゐることを知らなければならぬ。中村氏はこの本を無價値として顧みられなかつたのであるが、この本を價値無しとして棄て去るか、或ひは爲家本ひいては貫之自筆本再建のため

の直接資料として重要視するかは、一にかかつて研究者の本文に關する知識の如何にあると云ふことが出来るのである。

光廣の改竄した本の原本xならばにその最初の轉寫本yは今傳はつてゐない。チェンバレン B. H. Chamberlain の赤坂文庫にあつた本は、恐らくこの光廣自筆の本ではなからうかと思はれるが、今その行方を知らない。上田萬年博士舊藏瑞忠詔自筆、赤坂文庫書目分類底稿に

土左日記一卷 烏丸光廣卿筆 古二

とあるのがこれであるかも知れない。

この本の成立事情は早くから忘れられ、下幽の土左日記附註に、爲相自筆本として底本に採用せられてから、後世の註釋家の多くが、無批判のままにこの本文を採用するに至り、ここに土左日記傳承史上拾收することの出来ない混亂錯綜が生ずるに至つたのである。

附 土左日記附註と考證所引爲家卿自筆本

土佐日記附註の本文は、藤爲相卿手筆の本といふものを底本とし、これに妙壽院本及び「或本」を以て異同を合せたものである。この本の凡例に

一、土左日記、朱雀院承平年中貫之記之至今凡七百年也。其間傳寫者惟多。故諸本字異矣。余適々見藤爲相卿手筆之本、以此爲據。

一、註、内云、惺齋惺齋先生者世所謂北肉山人藤歛夫也。或人藏其手筆之本。余借之以爲附註之便。

とあり、註の中に「惺齋先生の本及び「或本」と書いてあるによつて、その事が分るのである。この本の本文は、光廣の改竄によつて成つた所謂爲相本の本文であるから、凡例に「藤爲相卿手書之本」とあるけれども信用し難い。光廣改竄本の轉寫本を見て、直ちに爲相自筆本と稱したものであらう。この例から推すと、彼が或る人の所藏の惺窩手筆の妙壽院本を見て、之を借覽したと云つてあるものも、果して自筆であつたかどうか疑はしい。しかし、彼は林羅山と共にこの日記を討論したとの事であるから、羅山の許などで惺窩自筆の妙壽院本を見たかとも想像されなくてもない。

次に土左日記考證所引の爲家卿自筆本も、由豆流の見たものは、やはり光廣改竄本の轉寫本で、爲家の自筆本などではない。ことにこの本は、由豆流のよいかげんな便利主義的な校合方針のため、ごくわづかな本文しかあげられてゐないのであつて、従つて高度の本文批判には何程も役に立

つものではないのである。

以上の二本は、殆ど参考になるものではないが、この族の傳本は、これ等二本以外には全く存在しないのであつて、時に見合せなければならぬ場合もないではないから、ここに附記しておく次第である。

又次の節で述べるやうに、某氏舊藏の土佐日記附註の書入によれば、二條爲定卿筆本と稱せられるものがあつた。その本文は所謂爲相本と殆ど同一である。この「爲定本」といふのも所謂「爲相本」のことを誤り傳へたものであることは疑ふ餘地のないところである。

註一 光廣が改竄前に定家本、妙壽院本を比較してゐたとすれば、奥書にもその由をことわるべきである。已に「爲相卿本」をあげた以上爲相よりも重んぜられた定家の「定家卿本」の名をあげない筈はない。この定家本の名が奥書に示されてゐない點から見ると定家本の比較された時は、改竄後であり、已に這本云々の奥書の書かれた後であつたと考へざるを得ない。又或ひは、定家本、妙壽院本を比較したのは、光廣ではなく、彼以外の全く別人であつたかも知れない。光廣の奥書の肩に「本云」とあるのであるから、光廣の改竄本には這本云々の奥書だけがあつたのかも知れない。そして定家本、妙壽院本の追校及び奥書の記入は、それ以後の何人かの所爲であるかも知れない。この點はいづれとも現在の資料では明かにし難い。

註二 この事實は或ひは次のやうに解すべきものかも知れない。即ち光廣の校合に用ゐられた定家本には已に妙壽院本が校合してあり、卷末には兩者の奥書が集成してあつたのをそのまま轉載したものと解すべきであるかも知れない。

註三 この事實は、或ひは次のやうにも解せられる。即ち先づ光廣が又は他の何人かが實際本を校合し、その奥書を書入れ(一)と(六)との間の空白に、定家本の奥書全部を記入したのかも知れない。しかし(一)と(六)との間の空白は定家

本の奥書全部ををきめるだけそれ程大きなものではない。従つてこの假定は實際としては不可能であらう。

註四 本書第二章第七節第二節及び第四節参照。

註五 本書第三章参照。

註六 土佐日記附註の凡例に、「日記之内、有所疑者、就榊山先生以討論焉。」(下略)

第十節 その他の資料

蓮華王院寶藏貫之自筆土左日記を再建するために、必ず参考すべき第一義的な資料については、前各節に於ては略述したが、この外の二三のものについて考へて見たい。

先づ續群書一覽に見える左の記事である。

一 古本土佐日記 寫 一冊

此書ハ蓮華院本(王)の一字がないが蓮華王院のことである。ノ外ニシテ能キ古寫本ニ誰人カ注ヲ加ヘタリシヲ猶香川景樹ノ朱點ヲ施セリ卷端ニハ紀氏ヲ擧ゲ傍註頭書微細タリ奥書ニ云

右朱點者長門守平景樹或本ニ自所加點也予得見此正本而寫之者也云々 正典

この記事によれば、古本土佐日記といふものは、蓮華王院寶藏本以外の系統の古寫本のやうにも解せられるが、恐らくさうではあるまい。已に景樹が自由に書入れする程度の古寫本であるから、古寫本と云つても左程古いものではなく、せいせい近世の初期に溯り得る程度のものであらう。

或ひは架藏の「土左日記古文」などの類かも知れない。

次に某氏舊藏土佐日記附註の板本に、宋を以て所々校合し、卷末に左のやうな奥書を加へた校合本がある。

右本文紫季吟本 増訂書本 赤イ底四三所梓本 赤埴本校合早

文化元_甲年四月十三日

正路 (花押)

天保七_申年二月得正路大人手自校合之本依同年四月以夏蔭以二條爲定卿本及異本所校合之夏河本校合祕藏

源 春道

右の奥書によれば、夏河本即ち前田夏蔭の校合本は、二條爲定自筆本と他の異本とを以て比較したものであるとのことである。しかし、この校合に用ゐられた本は、底本になされてゐる校合の程度から推すと、殆ど全く同系統の本、即ち所謂爲相本系統の一本としか考へられないものである。爲定といふのは、恐らく爲相か又は爲家かを誤り傳へたものではなからうかと思はれる。夏蔭が文化九年五月下旬、清水濱臣の書入本を得て註を抄出し、更に自説を加へたことが、土佐日記筆説及び抄の書入本によつて明かである。しかして濱臣の書入本は、文化二年濱臣が爲相本を墨で、甲本

(類従本か)を朱で、それぞれ校合したものである。夏蔭が二條爲定の自筆本を得て之を比較したといふ證據は他に全く見出されない。恐らく右の附註の書入れをなした源春道が爲相卿本といふのを爲定卿本と誤り傳へたものであらう。もし二條爲定筆本といふものが存在し、その本文が所謂爲相本と同一であるとするれば、そのやうな本文はおそらくとも吉野時代までには成立してゐたことになるのであり、従つて光廣の改竄といふことはあり得ないこととなるのである。併し實際には爲定自筆本といふものはないのであつて、所謂爲相眞蹟本が混同され、誤傳されたものに相違ない。従つて爲定自筆本を比較した夏河本なるものの全貌が明かにされたとしても、それは蓮華王院本再建のためには、殆ど何等價値のないものと云つてよからうと思はれるのである。

次に間宮文庫舊藏の土左日記抄は、安政六年八月、間宮永好が爲相本を比較したものであるが、その巻頭に「亞相爲氏卿一轉之本ト云々」と註記してゐるのは、類従本をさすもののやうである。類従本を爲氏本の系統のものとするなど、いかがはしい註記であるが、爲相筆・爲氏筆・爲家筆の混亂の一事實として興味がないでもない。

次に土左日記の本文は、古今集その他の古典の古註釋書中に引用されてゐるものが少くない。例へば奥儀抄・顯昭古今集註・袖中抄・辭案抄・顯註密勘古今秘註抄・顯秘抄・爲家抄・河海抄等に見えるものがこれである。これ等の引用文を見るに、現存諸本の本文即ち蓮華王院寶藏本の系統の諸本と異なる本文は見受けられない。即ち所謂爲相本の本文や、その他の異なる本文を発見することは出来ない。この點からして、これ等の古註の引用した土左日記の本文は、蓮華王院寶藏本の存在を支持

することはあつても、これを否定することはないのである。即ちこれ等の引用文は、我々の達し得た貫之自筆本の再建の結果を、妥當なものとして容認する證據となし得るものである。ただわづかに、藤原範兼の和歌童蒙抄第三、地部、山の條に

カヒカネヲサヤニモミシカケ、レナク
ヨコホリフセルサヤノナカヤマ

同ニアリカヒカネトハカヒノクニノヤマライフサヤニモミシカトハサヤニミテシカナトイフ也ケ、レナクトハコ、ロナクトイフ也ヨコホリフセルトハヨツノコホリニフセルトソフルクハマウシタメレトモヨコホリフセルトソイフヘキ貫之カ土佐日記ニヨコホレルヤマアリハヤ、マサキナリケリトミルモミヤコヘキニケルトヲモフアハレナリトカケルニテコ、ロヘラレハヘルソマタクヤルトハフセルトイフコトハナリ(本文前田家藏古寫本による)

右の和歌童蒙抄所引の土左日記の本文は、蓮華王院寶藏本には

ひんかしのかたにやまのよこほれるをみてひとにとへはやはたのみやといふこれをきゝてよろこひてひとゝをかみたてまつる

とあり、諸本もたいてい同様であるが、ただ「をかみたてまつる」の箇所が

近衛家本 をにかみたてまつる 圖書寮本は「をかみたてまつる」

大島氏本 をにかみたてまつる 三條西家本は「をかみたてまつる」

となつてゐる。これは宗綱本や實隆本に「か」の字が「め」の如く書かれてゐたので誤讀したものであ

らう。圖書寮本には

と書かれてゐるが、この「あを」に誤讀したものであらう。或ひはこれが貫之自筆本の形であり、それを宗綱と實隆とが比較的忠實に傳へたのかも知れない。近衛家本に「をにかみ」の右傍に「本」と註記してゐるによつても、この部分は意識して書かれてゐるのである。ただ爲家本は「う」で改行になつてゐるので、原本の連綿の具合を推定することは困難である。

以上のやうに諸本の間には多少の異文があるにはあるが、しかし大體同一の本文であり、異文も亦その説明の不可能でないものである。しかるに、和歌童蒙抄の本文はこれ等と全然趣を異にするものである。もしこのやうな本文を有する土左日記が、範兼永寛元年、二の時代、即ち蓮華王院造營長寛元年一八二三に先立つ院政時代に存在したとするならば、從來建設されてきた土左日記本文史は全く根本から覆されることになるであらう。しかし範兼の引用した土左日記の本文は、嚴重な引用文ではなくただ要點を採つた梗概の如き性質のものと考へることが出来る。このことは、彼が伊勢物語や大和物語その他の古文獻を引用してゐるその引用の仕方によつて類推されるのである。従つて和歌童蒙抄の引用文は、土左日記の本文の最古の引用であり、貴重な資料ではあるけれども、無批判には採用することの出来ないものと云はなければならぬ。

一般に古註釋書中に存する土左日記の古代の引用文は、いづれも斷片的であつて、又確實性に乏

しいものである。従つて貫之自筆再建の爲には、有力な資料となすことの出来ないものである。確實性の點に於ては、引用文は二重の危険をもつてゐるのである。即ち一、その引用をなした著者が、果して忠實に原文を引用したか。更に云へば原文を省略したり、概要を摘抄したり、又は文章を誤つて抄出したりしてはゐないか。二、その引用文を載せてゐる註釋書の本文が、少くとも著者自筆本に近いものとして信頼し得べきものであるか否かの二點に於て不安なきを得ないのである。このやうな重要な點に不安のある以上、引用文を原本再建の資料とすることは危険である。

第三章 原本再建の可能とその方法

前章數節に互り、原本再建のための根本資料として、約百二十種の傳來本中から八種の寫本を選び、それぞれの奥書を中心として、それ等の諸本のもつ價値の概要を略説した。このやうな多くの寫本を除去して、八種の寫本を選択したのは、我々の推論が偶然的にして合理的ならざる不純な事象によつて妨げられることのないやうにするための必要からであつた。これ等の八種の寫本は、四つの部門の内部に於て、それぞれ族を形成する有力な存在であり、それ等の諸本を通して、貫之自筆本の形態及び性質上の特性は、大體次のやうに推定されたのである。

- 一、貫之自筆本は、大形の卷子で、料紙は無界の、打たざる、柔き白紙であつた。
 - 二、自筆本には和歌は定行に書き、その和歌の詞の上は一二字あけ、下はすぐ地の文につづけてあつた。
 - 三、假名は古代の假名で、「す」を「あ」、「さ」を「ぬ」、「む」を「し」と書くが如く、讀みにくいものであつた。
 - 四、自筆本には朱の句點・聲點はなかつた。
 - 五、自筆本には意味の通らない部分もあり、かつ多少の誤脱もあつたやうである。
 - 六、原本には假名遣のあやまりはない。
- 我々が八種の寫本の奥書から知り得る原本に對する知識は、右のやうであるが、これ等の條件の

すべてをみたとす寫本は右八種の寫本中には存しない。ただ青本即ち青谿書屋本のみは、大部分の條件に合致する。従つてこの青本を除いては、我々は貫之自筆本の形態及び本文を再建することは不可能である。

ところが我々は、幸ひにして青本の本文の外に、原本の模型としての定家の臨摹をもつてゐる。これはわづか數行の斷片にすぎないが、原本の假名の用法・字形・大きさ・運筆・墨つぎ等はもとより、或る程度までは、その風格をも推知することが出来るのである。我々が原本再建の爲に、批判的處置を下さうとすれば、青本の本文と共に、この定家の臨摹の部分も土臺としなければならぬ。

上述のやうに、青本即ち青谿書屋本が、爲家自筆本の忠實なる臨摹であり、爲家本がまた貫之自筆本の忠實なる臨摹であるならば——又それは必ずさうであるに相違ないが——我々はこの貫之自筆の原本を再建する最も確實な方法を發見し得るであらう。それは、この青本を中心として、他の諸本を比較し、それ等の異同を慎重に吟味することによつて、原本的なものを發見するといふ方法である。即ち貫之自筆の原本を再建するためには、青本及び定家臨摹の部分も土臺として、獨自家假名表記法、傍書等を包含する所謂獨自本文を明かにして、それ等の中に包含されてゐる不純と不正とを除去することにより、その原本たる爲家自筆本を想定すると共に、更に貫之自筆本を再建するといふ方法である。しかし、そのためには、次の手續が必要である。

- 一、原本に密接な關係を有するものと認められた七種の寫本の本文を比較して、その文字・語句・文章等に互り、精密な異同表を作製する。本書の附録「原本再建の爲の土左日記諸本考異」が

これに該当するが、この仕事はかなりの難事業である。

二、七種の本の文字・語句・文章等についてそれぞれ共通的なものと獨自的なものとを吟味し、青谿書屋本の特殊性を明かにする。附録「土左日記異文統合表」がこれに該当する。これは更に一層の難事業である。

三、青谿書屋本に於けるそれ等の特異性即ち獨自本文は、如何にして生じたかといふ原因を明かにし、本来の正しい姿に還元する。

四、原本に誤謬がありはしないか、又は誤寫を生せしめ易いやうな本文上の陥穽がありはしないかを測定する。

大體右のやうな手續によつて、爲家本を含む青本の吟味と修正とが行はれる。この事は、同時に貫之自筆本の還元にも外ならない。何となれば、屢々言及したやうに、爲家本は貫之自筆本の臨摹であり、右の手續はその臨摹の本のもつ缺陷を是正することであるからである。しかして、このやうな比較によつて、その本文の正否を判断するためには、次の諸點が注意せられるべきである。

一、諸本は爲相本を除く外、相互にそれぞれ何等の影響關係のない本即ち混成のない本である。従つて一つの文句に共通してゐる異文の認められる場合には、それは共通祖先たる貫之自筆本のもつ誤謬を遺傳したものが、又は原本の陥穽によつて偶然の誤謬が一致して犯されたものかの中のいづれかでなければならぬ。

二、諸本は爲相本を除く外、書寫者の私意による改竄のないものである。故意の改竄のあるこ

とが明かな場合には、科學的處置は不可能である。

三、青谿書屋本の本文が他の部門所屬の六つの寫本と一致してゐる場合には、原本の本文を傳へてゐると見て差支ない。但し、原本の文字が讀み難く、何人の目にも誤讀されやすいやうな場合、例へば「へ」と「つ」、「い」と「わ」、「ま」と「を」、「こ」と「ら」等の如きは、原本に存した陥穽と認め得るものである。もし諸本がこのやうな陥穽に陥つて、すべて一致して誤謬を犯してゐるやうな場合があれば、それはもとより原本の本文を正しく傳へたものと見ることは出来ない。しかし、そのやうな場合には、必ず誤謬そのものを通して、原本の陥穽が指摘されるに相違ないのである。

四、青本の文句の書き方が、他の二つ以上の部門例へばY即ち宗綱本、Z即ち實隆自筆本等の中の諸本D E F G等の書き方と一致し、他の一部門Aの書き方と異なるやうな場合には、その書き方は正當性の蓋然性をもつことが出来る。そのやうな場合は、原本に陥穽のないかぎり、Aの獨自の誤謬と見ることが出来るであらう。

五、青本の書き方が、他の一部門例へばY所屬のD E二本と合致し、A及びZ所屬のF Gと一致せず、しかもAとF Gとがまた一致しないやうな場合には、原本に陥穽のないかぎり、その書き方は正當性の蓋然性をもつことが出来る。もしA及びF Gが一致する場合、即ち青本の書き方がYと一致し、A Zの二門と對立するやうな場合には、別な規準の援用によらないかぎり、本文自身では、兩者の正否を判定することは不可能である。

六、青本の書き方が、他の一部門例へばZ所屬のGのみに一致し、他のあらゆる寫本A D E Fと一致しない場合、もしA D E Fがそれぞれ相互に一致しないならば、Gに改竄及び混成の可能性が認められず、原本に陥穽の存在が認められないかぎり、青本の書き方は正當性の蓋然性をもつことが出来るが、A D E Fが一致する場合は青本の判定には、別な規準が適用されなければならない。

七、青本の書き方が、他の部門のすべての寫本の書き方に對して異り、他の寫本がすべて一致してゐる時、原本に陥穽なく、又他の寫本に推測による訂正のない場合にかぎり、青本の書き方は誤謬であるか、又は誤謬の疑の多いものかである。

八、四つの部門の各寫本A D E F Gが、相互に一致せず、又いづれも青本に一致しない場合には、別な規準によらなければならない。青本の判定は不可能である。

九、四つの部門が、それぞれ二つに分れて、異文を對立せしめる場合も亦同様である。

一〇、本文自體による判定が不可能に陥つた時には、文學史的・國語史的・書道史的・書誌學的・古文字學的等の諸知識が、他の規準として導入せられるべきである。

一一、異文は本文史的に、又心理學的に、その性質が説明されないかぎり、誤謬と斷定されるべきではない。

一二、貫之の原本それ自身にも誤記の存し得ることは認めなければならない。

右の規準によつて、青本のみの有する獨特の假名本文傍書等の一々が検討され、その正否が判斷

される所に、爲家本が建設せられ、ひいては貫之自筆本の再建が可能となるのである。

註一 以下の敘述に關しては、本書第二部第六章及び第七章参照。

第四章 青谿書屋本の吟味と修正

第一節 疑問ある假名の字形

青谿書屋本は、前にも屢々述べたやうに、爲家本の完全な臨摹であつて、その原本を一點一畫と雖も、忽せにしてはゐないと信せられるのである。しかしして、爲家本も亦貫之自筆本の忠實な臨摹であるから、青本の誤謬を訂正することは、大體爲家自筆本そのものを訂正し、貫之自筆本に復原することになり得るのである。以下定家臨摹の部分を中心とし、諸本の假名の異同、本文の相違等を考察し、青本ひいては爲家本の獨自的なものをも吟味して見たい。

先づこの本の獨自の假名について見よう。假名の字形を考察する資料としては、定家の臨摹以上に確實な資料は他にない。尤もこの臨摹に於ける「の」の字形には多少の疑問があるが、その他は大體信すべきものである。よつてここでは臨摹を規準として考へて見たい。後に述べるやうに、青本の假名の形は、ほぼ完全に爲家本のそれを傳へたものであるが、爲家本に於ては、青本がその書本即ち爲家本を忠實に臨摹した程度には、必ずしもその書本即ち貫之自筆本の面目を嚴密に再現してゐるとは考へられない。

青谿書屋本にあらはれてゐる假名の字形は次のやうである。

あ(一九〇)	い(三五八)	う(二一三)	ま(一五)	え(二一)	な(一三)
お(一五〇)	か(一二)	あ(四九)	う(五一〇)	き(六)	た(一三)
よ(二八四)	木(二)	く(二〇五)	え(六五)	け(一九七)	々(二八)
こ(三六八)	ゝ(四六)	あ(一〇三)	乃(五三)	し(四一九)	あ(二七)
俊(三一)	せ(六)	ま(七九)	ゆ(一)	う(一二)	そ(一五一)
た(一〇)	と(三七三)	ち(二七)	け(一)	つ(二一九)	て(三九九)
と(七〇二)	な(六九)	れ(一九〇)	ち(二一七)	に(二六)	ま(四〇二)
小(三)	二(一)	ぬ(九二)	ね(九八)	の(五六〇)	此(六)
は(四二九)	ハ(三)	ひ(三五)	ふ(二八七)	へ(二七四)	ほ(一)
ほ(六一)	ほ(三四)	ま(二一三)	ま(二一)	み(二九六)	ま(四)
あ(二一〇)	ミ(一四)	む(二二)	ん(二三七)	め(一〇四)	も(一)
々(一)	を(一七四)	ん(二五五)	や(二二八)	や(三四)	ゆ(八)
ゆ(五一)	ゆ(二)	わ(五)	よ(一九四)	ら(二一二)	り(三四六)
り(六七)	る(四〇九)	と(一)	れ(二五三)	ろ(一四〇)	わ(八八)
ゐ(一二)	ゑ(一五)	を(二〇)	身(一八八)		

以上の假名は青谿書屋本に存する平假名であるが、*印を附したものは注意を要するものであ

る。即ち次のやうである。

- 一「え」は前にも述べたやうに貫之自筆本には「え」とあつたもののやうである。
- 二「ま」はただ一回しかあらはれないもので疑ふべき點がある。なほこの假名と「ま」とについては後にあはせて再び考へて見たい。第五章第八節参照
- 三「ゆ」はただ一回あらはれて來るもので疑ふべき點がある。當時の日用假名として用ゐられたかどうか不審である。この「ゆ」は恐らく爲家が「ま」を誤寫したものであらう。なほこの「ゆ」については別に詳細に考へて見たい。第五章第八節参照
- 四「い」はただ一回しかあらはれないもので疑ふべき點がある。貫之自筆本には「い」との右傍に傍書として書かれてゐたものの如くであり、しかも後人のしわざと思はれる。なほこの假名については後に詳細に考へて見たい。第五章第八節参照
- 五「ふ」はわづか三回しかあらはれないし、定家の臨摹の部分には「ふ」となつてゐるから貫之自筆本には全部「ふ」に統一されてゐたのかも知れない。
- 六「こ」はわづか一回あらはれてゐるだけである。貫之自筆本にはこのやうになつてゐたのであらうか疑はしい。訓點假名としては古くから多く用ゐるけれども、獨立した平假名としては、どの程度に用ゐられたかなほ研究を要すると思はれる。或ひはこの「こ」は爲家の誤寫ではないであらうか。なほこの假名については別に考へて見たい。第五章第八節参照
- 七「は」もわづかに三回しかあらはれてゐないし、訓點假名の性質の著しいもので、獨立した平假名

としてどの程度に用ゐられたかなほ研究を要すると思はれる。しかし三回もあらはれる以上、爲家の誤寫とすることは出来ないであらう。

八「へ」の中には爲家が「わ」を誤寫したものが一〇含まれてゐる。それ故、元來の「へ」は一七三になるわけである。

九「ほ」はただ一回あらはれるだけで大いに疑問である。貫之自筆本には恐らく「ほ」又は「ほ」のいづれかではなかつたであらうか。臨摹には「ほ」としてある。

一〇「み」は二回あらはれてゐるが、貫之自筆本には「み」に統一されてゐたのではないであらうか。

一一「も」は一回しかあらはれてゐない。これは貫之自筆本には「も」に統一されてゐたのではないであらうか。

一二「ん」は一回しかあらはれてゐないが、巻頭に「日記といふん」を見えるものであるから、不審である。或ひは貫之自筆本には「ん」とあつたのを、爲家がこの「ん」は「ん」であると思つて、分りやすく書いたものではないであらうか。その行のはじめに「を」と「ん」すなる「の」の傍に「も」とあるのに牽制されたのではないであらうか。貫之自筆本には「ん」となつてゐたもののやうに思はれるのである。

一三「ゆ」は前にも述べたやうに貫之自筆本には「ゆ」となつてゐたのではないであらうか。

一四「ゆ」はわづか二回しかあらはれてゐないから、貫之自筆本には「ゆ」に統一されてゐたのではないであらうか。

一五「わ」は青籙書屋本がや行の「え」を正しく「わ」と書いてゐる場合である。前にも述べたやうに、この外「わ」を「つ」と見誤つたため「へ」の部に加へられてゐるものが一〇ある。貫之自筆本にはや行の「わ」に全部一五正しく書かれてゐたものと推定されるのである。第三章第一節参照。

一六「く」は「る」の誤寫である。誤寫といふよりも運筆を省略したことによる「る」の類形である。右に述べた假名の中、定家の臨摹の部分にあらはれてゐるものを比較して考へて見ると、次のやうなことが云へる。

一「く」と「き」

これは已に第二章第三節に於て述べたやうに、貫之自筆本には、恐らく主として「く」が用ゐてあつたものと推定される。

二「せ」と「く」

これも同章同節に於て述べたやうに、貫之自筆本には行頭に位置する場合の外は、多く「く」が用ゐてあつたものと推定される。しかし近衛家本及び大島本が「せ」を「ま」と誤讀してゐる所があり、その原因は遠く貫之自筆本にあるものと推定されるから、行の中でも「せ」が用ゐられてゐる所もあつたであらう。とにかく「せ」と「く」は字形が近似してゐるため、一々正確に指摘することは困難である。

三「ゆ」と「ゆ」と「ゆ」

青本には「ゆ」と「ゆ」と「ゆ」との三様に書き別けられてゐるが、これは恐らく爲家の自筆本の面目を傳へるものであらう。しかし、これは果して貫之自筆本のままの形をそれほど忠實に示すものであ

るか否かは不明である。或ひは貫之自筆本には「ゆ」に統一されてゐたかも知れない。

四「ほ」と「ほ」と「ほ」と「ほ」と「ほ」と

青本に於ては「ほ」はわづかに一箇所用ゐられてゐるだけで、他には全く用例がない。恐らく爲家本にさうなつてゐたのであらうが、この「ほ」は疑はしい。又前にも述べたやうに、青本には「ほ」と書きそれをみせけちにして「ほ」と書き改めてゐる箇所があるが、この改訂は青本の書寫者のしわざではなく、爲家本に已に存したものと見るべきであり、従つて爲家本の臨摹の嚴密さを示すものと理解されるのである。かくて貫之自筆本に「ほ」又は「ほ」とあつたのを、爲家が誤つて「ほ」に寫したのではなからうかと思はれる。次に「ほ」と「ほ」とは、臨摹の部分にも兩様用ゐられてゐるから、恐らく貫之自筆本には區別せられてゐたと見るべきであらう。「ほ」は定家の臨摹には「ほ」とあるから、貫之の原本には「ほ」とあつたのかも知れない。「ほ」と「ほ」とのいづれかは今の所不明である。

五「ね」と「ね」

「ね」と「ね」とは兩様用ゐられてゐる。臨摹の部分には「ね」となつてゐるから、「ね」の中にも、そのやうな形のものがあつたであらう。今その三様を精密に區別して復元することは困難である。

六「え」と「え」

「え」と「え」は青本には兩様用ゐられてゐる。「え」の用ゐられてゐるのは、

五の 9

えかゝす

八の 1

えたへす

の二箇で、用法としては副詞として用ゐられたものである。この「え」の二箇所なるに對し「え」は

- 一三の 1 ゐのますなりぬ
 - 一四の 6 ゐいてたゝす
 - 一四の 9 ゐあらて
 - 二五の 2 ゐまさらす
 - 三八の 8 ゐしらぬ
 - 三九の 8 ゐあらて
 - 四〇の 1 ゐまねはす
 - 四〇の 2 ゐよみすゑかたかる
 - 六二の 8 ゐはからぬ
 - 九二の 10 ゐつくさす
- の十箇所の多きに及び「え」と同じやうに副詞として用ゐられたものが大部分であるが、中には、
- 二四の 6 ゐたことに
 - 四三の 8 きゝゐたりけん
 - 八九の 8 ゐさせたり
- の如く、枝なる名詞の中にあるものが一箇所、
- の如く動詞と見られるものが二箇所である。右のやうに「え」は卷首にのみ二箇所連続してあらは

れ、かつ別に用法上の區別もないのであるから、恐らく爲家が書寫のはじめに於てまだ貫之の假名の字形の特異性に馴れず、「ゐ」の字形を無意識に「え」と誤認し、はじめの二箇所に於て誤り、書寫の進行と共に、漸次その字形に習熟して、はじめてその特異性に氣づき、中途より「ゐ」と書き改めたのではなく、からうかと思はれる。かくて貫之、自筆本には、この最初の二字もすべて「ゐ」であり、「え」は一つも用ゐられてゐなかつたものと思はれるのである。

因みに他の諸本は、大部分「え」を用ゐ、例外として稀に「ゐ」を用ゐてをり、爲相本のみは悉く「え」を用ゐてゐる。これらの變化は、恐らく書寫者の書き癖によるのであらう。

七、「わ」と「ゐ」

青谿書屋本には、や行の「わ」とは行の「ゐ」との假名の混同がある。爲家本がこの「え」と「へ」を誤つたのは、如何なる理由によるのであらうか。

先づ「わ」の諸本に於ける書寫状態を見るに「ゐ」見につづくもの

- 青谿書屋本 へ(6) わ(1)
- 定家本 へ(1) え(5) 変(1)
- 近衛家本 く(6) 誤寫(1)
- 圖書寮本 つ(誤寫1) く(3) へ(3)
- 三條西家本 へ(4) く(2) え(1)

大島氏本 ㄐ(4) ㄐ(2) ㄐ(1)

爲相本 ㄐ(7)

二「思ほ」につづくもの

青谿書屋本 ㄐ(2)

定家本 ㄐ(2)

近衛家本 ㄐ(2)

圖書寮本 ㄐ(1) ㄐ(1)

三條西家本 ㄐ(2)

大島氏本 ㄐ(2)

爲相本 ㄐ(2)

三「絶」につづくもの

青谿書屋本 ㄐ(1) ㄐ(4)

定家本 ㄐ(2) ㄐ(3)

近衛家本 ㄐ(3) 絶(1) ㄐ(1)

圖書寮本 ㄐ(3) ㄐ(2)

三條西家本 ㄐ(5)

大島氏本 ㄐ(5)

爲相本 ㄐ(1) ㄐ(4)

四「聞」につづくもの

青谿書屋本 ㄐ(2)

定家本 ㄐ(1) ㄐ(1)

近衛家本 ㄐ(1) ㄐ(1)

圖書寮本 ㄐ(2)

三條西家本 ㄐ(2)

大島氏本 ㄐ(1) ㄐ(1)

爲相本 ㄐ(1) ㄐ(改)

五「すみ」のㄐ

青谿書屋本 ㄐ(3)

定家本 ㄐ(1) ㄐ(2)

近衛家本 ㄐ(3)

圖書寮本 ㄐ(3)

三條西家本 ㄐ(2) ㄐ(1)

大島氏本 ㄐ(2) ㄐ(1)

爲相本 ㄐ(3)

以上の統計を表示すると別表のやうになる。

ゆ	ゆ	絶	つ	そ	え	へ	わ	
						14	5	青
				1	12	5	1	定
1	1	1		く	1	9	3	圖
				5				
				1	く	3	1	近
				12				
				く	2	13	2	三
				2				
	1			1	く	1	9	大
				5			2	
1				く		1	3	爲
				14				

右の表の如く、や行の「わ」は貫之自筆本には十九あり、いづれも「わ」と書かれてゐたに相違ないと考へられる理由がある。(その理由については後に詳細に述べる)

この「わ」は青本には五をとどめ、残餘の十四は「へ」と誤られてをり、他の諸本では、正しくは「すみのわ」なる一語の「わ」に限られ、他は「へ」「え」「そ」「ゆ」に誤られてゐる。但しこの「わ」を假名と認むべきか漢字と認むべきかはなほ一考を要するであらう。しかるに青本にはこの「すみのわ」の場合の外に「みわす

「たわす」の二箇所「わ」を存し、近衛家本には「きこわたる」の一箇所「わ」を存してゐる。この兩本三箇所の「わ」は注目せられねばならない。

又諸本に於て「わ」を残存しない箇所は「へ」若しくは「え」となつてゐる。青本に於ては「へ」を用ゐてゐるのは十四箇所であり、三條西本に於てはこれと十三箇所合致し、圖書寮本・大島本に於ては各九箇所合致する。「へ」が諸本に於てこのやうに一致するといふ事實も亦注目されねばならない。

又定家本は「へ」を用ゐず、「え」が十二箇所用ゐられてをり、圖書寮本・大島本には「く」が各五箇所用ゐられてゐる。この事實も亦同様注目されるべきである。

なほ爲相本・近衛家本の假名は、原本再建のためには根據となし難い理由があるから、今は問題としない。云ふまでもなく、假名遣は、その時代の約束や個人の癖に支配されるものであるが、臨摹の場合には、原本の字形に制約されるのが普通である。しかして爲相自筆本と三條西家本とが「へ」の誤寫に於て一致するといふことは、貫之自筆本が「へ」であつたからではなからうかとの疑を一應もたしめるが、併し貫之の時代に於て、や行の「わ」を「へ」と表記したといふ事實はないものと見るのが國語史上の通説であり、普通「え」と書かれることはあり得ても、「へ」と書かれることはあり得ないのである。即ち「へ」と書くのは異常なことである。又鎌倉時代の初期即ち定家や爲相の時代に於て、や行の「え」をあらはす音とは、行の「へ」をあらはす音とは混同されてはゐたけれども、文獻的には「へ」の用ゐられることは稀有の場合であつた。普通は「へ」とは書かれなかつたと見るのが通説である。しかるに爲相と實隆とが普通形の「え」又は「く」を用ゐず、一致して非常形の「へ」を用ゐたのは、音の混同から

誤つたのでもなく、又もとより原本に「へ」と書かれてゐたのでもなく、「へ」と誤認され易い或る文字で書かれてゐたからである。即ち原本の陥穽であると思ふことが出来る。しからば「へ」「え」「ん」の三様に誤られる可能性のあるや行音の「え」をあらはす假名はいかなるものであらうかといふに、それは「わ」が最も妥當的である。


貫之自筆本の「わ」の假名は、特殊の性格をもつてをり、「ん」の如く書かれ、「ん」の連綿體と區別し難き字形であり、又同時に「く」とも誤られ易き字形であつたらうと推定せられる。

試みに古筆中から一二の例を見よう。 圖例参照

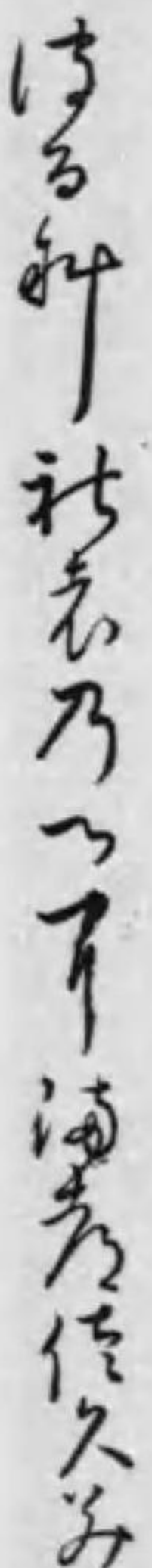
自家集切

一 

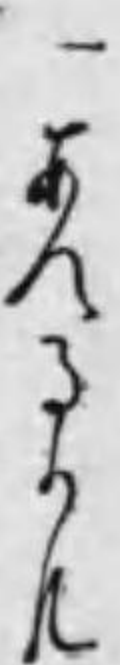
二 

三 

高野切



桂宮萬葉集

一 

二 

圖例の自家集切の一は、や行の「わ」が正しく書かれてゐる例で、二と三とは「ん」の「ん」にまぎれやすい例である。又高野切と桂宮萬葉集とは、同じく「ん」の連綿體が「ん」に似てゐる例である。これ等の諸例でも分るやうに、「わ」から「へ」「ん」に又時には「つ」に誤られる必然性が認められるのである。「わ」を爲家も、宗綱も、實隆も多くの場合「ん」の連綿體と誤認したが、所々「わ」と明かに讀まれ得る場合ならびに「すみの」「わ」の如く明かに「江」の意味と理解される場合には、正しく「わ」に書いたやうである。青本に二箇所、近衛家本に一箇所「わ」の假名を残してゐるのは、このやうな理由によるのである。定家は多く「え」を書いてゐるが、これは彼の癖によるものであらう。併し、定家と雖も五箇所は「へ」と書いてゐるのであつて、これは、彼が自己流の癖によらず不知不識原本にひかれたが故であらう。又圖書寮本、近衛家本に「みつさなるを」とあるのは、宗綱が「わ」を「つ」に誤つたのを忠實に傳へてゐるものであらう。

これを要するに、「へ」「え」又は「ん」に誤られたや行の「え」は、貫之自筆本に於てはすべて一様に「ん」の連綿體「ん」と區別し難き「わ」の假名が用ゐられてゐたと見ることが出来るであらう。爲家と實隆とが、特

に多く「へ」と誤つたのは、あくまでも原本の形を重んじ、私意によつて性急に判讀をしないといふその忠實な態度に由るのであらう。

註一 西本願寺本三十六人集により、や行の「え」をあらはす假名について調査すると、数百の例の殆どすべてが「え」に「母」の假名を用ゐてゐる。筆者の調査した所では、わづかに願集の「つ」のくにも「まろやあやなくふゆこもりなかたへ」にけるうきやとりかなといふ一首が「に」と書くべき所を「へ」に誤つてゐる。又清輔本古今集の假名序にも「すみのへ」と誤り、田中本後撰集にも同様の例がある。併しこれ等は稀有の例であつて、は行の「へ」をあらはす假名とや行の「え」をあらはす假名とは分別せられてゐる。橋本進吉博士の説によると、あ行とや行の「え」をあらはす假名は、平安朝の初期數十年間はなほ書き分けられてゐたが、村上天皇の頃になると、兩音の混同と共に、兩者の區別が全く失はれたることである。又平安朝の盛時を過ぎる頃には、語頭以外の「は」「ひ」「ふ」「ほ」の音が「わ」「む」「う」「を」と混同し、更に院政時代には「ぬ」「を」の音が「い」「え」と同音になつたことである。しかしあ行とや行の「え」は同音となつたが、通説のやうに「e」に歸一したのではなく、語頭には「e」語頭以外には「ye」を用ゐるといふきまりが生じたのではなからうかとのことである。(國語と國文學昭和十三年十月號) や行の「え」が語頭以外は依然として「e」でなく「ye」であるとすれば、語頭以外のは行の「へ」音は、一旦わ行の「え」に轉じ、更にあ行の「え」に轉じて來てをり、そこから「ye」に轉じ得るわけである。このやうに音韻變化の點からは、語頭以外の「へ」「Fe」は「ie」と混同し得るのであるが、文獻には習慣的保守的勢力といふものがあつて、たとひ音は同一であつても假名としてはしばらくの間は、使ひ分けられてゐたと見るのが適當であらう。従つてや行の「え」を書くべき場所「へ」を書くことは、院政時代及び鎌倉時代の初期には普通の書き方とは云へない。願集に「に」と書くべきを「へ」と誤つてゐるのはやはり稀有な場合と見るべきであらう。土左日記に於て、原本の「に」を「へ」と誤つたのも、少くとも「に」と「へ」との音の混同によつて、無意識的に誤つたのではなく、字形の類似によつて誤つたものと考ふべきである。何となれば爲家の時代に於ては、たとひ音は混同してゐたとしても「へ」と「え」との假名は、文字としての習慣によつて使ひ分けられるのが普通であつたと考へられるからである。

第二節 重點

重點即ち「ひ」と「へ」等は、その前に位置する一字又は數字の反覆を意味するのであるから、例へば「ひとへ」とあるべきを「ひとひと」と寫しても意味の上からは必ずしも誤とするわけには行かない。しかし、本文の再建といふ點からすれば、これも一つの誤謬、少くとも類形と見なければならぬのである。前述のやうに、爲家本は、大體貫之自筆本の姿を忠實に傳へてゐると思はれるが、ただ改行の際には、行のはじめに「へ」を用ゐない方針によつてゐるらしい。そのことは、定家臨摹の部分に、

わすれかたく、ちをし

きことおほかれと

とあるのに對して、爲家本には

わすれかたく

くちをしきことおほかれと

とあり、「へ」を用ゐないで、「く」を重ねてゐることによつて明かである。又七九ノ九にも

いふふふふふ

とあり、「の」右傍に「に」と書き加へてゐる。これは、爲家が不注意に原本のまま、「の」と書き、行の最初たることに氣づいて「に」と傍記したのであらう。これ等によつて、爲家の書寫の方針が察知される。

今このやうな例を全巻にわたつて吟味して見よう。

一、一の 2 *むな*

これは近衛家本が「女」と漢字をあててゐる外、大多数の諸本は「むな」と重点を用ゐてゐる。恐らく行の最初に位置する所から、爲家が特に「むな」をやめて「を」を用ゐたものと思はれる。貫之自筆本には「むな」とあつたであらう。

二、二の 2 *く*

この部分は原本の形が判讀不明のため、書寫者の最も苦心した箇所であるらしい。定家も宗綱も判讀不可能なので、原本の形をそのまま模してゐるやうである。かくて定家本及び圖書寮本が原の形をそのまま傳へてゐると推定されるのである。この箇所は問題になる箇所であるから、改めて考察したい。今は、ただ「く」の下の「く」は貫之自筆本では「く」であつたが、改行のために爲家によつて「く」と書かれたのであらうと察せられるといふ點のみを指摘しておく。

三、五八の 9 *み*

この「み」は青本では改丁の最初の行の行頭に位置してゐる。しかし原本には「み」とあつたか、「み」とあつたか不明である。實隆本は「み」としてをり、宗綱本は「み」としてをり、か不明であり、「宮」「近」「み」定家本は「み」としてゐて、諸本の書き方が一定してゐないからである。

四、八六の 1 *し*

これは丁の裏の最初に位置してゐるが、直前の丁(表)の最終行の終は「し」となつてゐる。恐らく爲

家が特に「し」をさけて「し」を重ねたものと思はれる。他の代表的な諸本はすべて「し」である。

五、九二の 9 *く*

これは前に述べたやうに「く」を「く」に改めたものである。それは、定家の臨摹によつて知られる。以上の四箇所は「く」が行の最初に位置する時、爲家は特に「く」を用ゐることを避けて、同じ假名を重ねたものと思はれ、貫之自筆本には「く」とあつたものと推定されるのである。以上四箇所の外は、貫之自筆本の重點はすべて青本の通りであつたと見て差支はなからうと思はれる。何となれば代表的な諸本の一致によつて積極的に證明されるからである。ただ、逆に

六、四三の 5 *く*

の場合は、諸本は爲相本の外すべて「く」を用ゐてゐない。しかし、他の諸本の重點は、さ程嚴密なものを見ることの出来ないものである。例へば、定家の臨摹の部分の

くちをしき

について見るも、實隆自筆本はたしかに「くちをしき」と書き、「く」を用ゐてゐないのである。これ等の點からして、この部分は貫之の自筆本に於て「く」が用ゐられてゐたのに、諸本が誤つたものと見ておくのが穩當であらうかと思はれる。

以上青本ひいては爲家本の「く」の使用法が、貫之自筆本と異なる點、及びその理由について述べたのであるが、「く」又は「し」の場合はどうであらうか。青本に「く」を使用してゐる場合を、他の諸本と比較して表に示すと次のやうになる。(表中空白の部分は青本と同一である。)

第一形式

寸松庵色紙

たれりかひとて

高野切丙

たれりかひとて

第二形式

本阿彌切

一 たれりかひとて
 二 たれりかひとて
 三 たれりかひとて

第三形式

兼輔集切

一 たれりかひとて
 二 たれりかひとて

高野切乙

たれりかひとて

以上の中貫之自筆本は第二形式と第三形式との中間のものではなかつたであらうか。「きると」の場合、特に第三形式に近かつたので、爲家も注意してその形式を模したのであらう。そして宗綱は全體にわたつてその感じを傳へたのではなからうか。以上の推定が無理でないとすれば、青本の「レ」は「ノ」に修正されねばならない。しかして現在の形は、爲家自筆本から由來してゐると考ふべきものである。次に注意すべきことは、當然重點を使用すべきでありながら、使用してゐない場合である。例へば

四四の1 たれりかひとて

二六の1 たれりかひとて

これ等は諸本も大部分青本の通りである。定家本の「レ」を使用してゐるのは、定家の無意識

字も小さくなり勝ちである。このやうに行数が一定しないことは卷子本では屢々見られることである。隆能源氏の詞書の如きはその最も甚しいものである。青本の一面の行数字詰等は貫之自筆本の料紙一枚のそれに何か関係があるのかも知れないのである。ことに特殊な行に於て、その字詰が不定であることは、爲家が無意識的又は意識的に貫之自筆本の一行の行末と、自分のなしつつある臨摹の行末とを一致させ、新しい行の文字の書出しを雙方合致させようとしたことも、有力な原因をなしてゐると云へると思ふ。就中、爲家本の丁が改まる場合、特に裏面に移るやうな場合には、この事が必ずあつたに相違ないと考へられる。これは何事にもきまりをつけようとする書寫者の心理からして當然のことである。右の事實の著しい例をあげると、二七面の七行の

たぐりてはるのさしめふりかへぬ

の箇所は、原本の一行を臨摹に於ても無理に一行にをさめようと苦心したあとを示すものである。又六九面の最後の行の

いふはふりてはるのさしめふりかへぬ

なる書き方は、原本の行末を示すものに相違ない。「そかしの三字を次の面に送らすして、この面の中に無理に書き込んだのは、この箇所の文意に句ぎりをつけるといふ意識に基づくとも考へられるが、なほ原本の行末に歩調を合はせようとしたものと思はれるのである。何となれば八九面の最

後の行の

もあつたりにいふはふりてはるのさしめふりかへぬ

とあるのも同様であつて、ここは必ずしも句ぎりをつける必要のない所であるに拘はらず、このやうな無理な書き方のしてあるのは、原本では必ずここで行が終つてゐたに相違ないと考へられるからである。恐らく爲家は次の九〇面の第一行の最初に、貫之自筆本の行の初が書かれるやうに、特に配慮した上で、このやうな無理な書き方をしたのであらうと考へられるのである。九一面の最後の行の如きは、

いふはふりてはるのさしめふりかへぬ

とあり、豫定よりも一行分以上餘分に書き加へ、無理にこの面にをさめてゐるのである。しかも、この部分は文章のくぎりをつけるとか、美的にするとかの理由は更になく、又機械的に何等の理由なく書き足したといふのでもないのである。原本に於ては、この部分が行末になつてをり、次面の最初「ひとへりけるうた」より新しい行がはじまつてゐたから、それに歩調を合わせるために、このやうな無理な書き方をしたのであらう。「たへすしてひそかにこゝろしれる」までは當然次の面に書

かれるべきものであつて、このやうに無理をしてまでもこの面に書かれねばならない理由はないものである。

以上の諸例によつて示唆されてゐるやうに、青本ひいては爲家本の一面の配行と、その一行の文字の配置とは、貫之自筆本の行末と行頭との文字を指示してゐるものがあるといふことが出来る。このことは原本の形態を再現する上にきはめて重要な根拠をなすのである。

第四節 傍書

青谿書屋本が爲家自筆本を忠實に臨摹したものであることは、前に已に證明した。この青本には、行間に傍註や異文の併記がなされてゐるが、それ等は爲家本にもあつたであらうか。先づ青本に存する傍書を一々考證して見よう。

一、一六の9 *なにかひつもの*

恐らく爲家本の形のままを傳へるものであり、爲家本は貫之自筆本の形のままを傳へるものであらう。この部分の異文は、この青本の外に

一、なかひつものは——定家自筆本、爲相本、大島本

二、なかひつものは——宗綱本、近宮三條西家本

の二種がある。實隆自筆本は恐らく、青本と同じく

三、なかひつものは

とあつたのを、三條西本が本行に従ひ、大島本が傍書に従つたのではなからうか。このやうに見ると、貫之自筆本には已に、の傍書があり、爲家本と實隆本とがその形のままを傳へ、定家本はその傍書を採用し、宗綱本は本行に従つたものと考へられる。三種の異文はこのやうに説明することによつて、すべての成立が容認され得るのである。なほ特に注意を要することは、宗綱自筆本、實隆自筆本は多くの場合傍書を採用せず、定家本と爲相本とは、概ね傍書の方を採用するといふ傾向が見られることである。なほ次の諸例に於ても同様である。

二、三八の6 *つねせぬ*

この異文は三つに分れる。(一)はこの本のままの形であり、(二)は「つねにせぬ」といふ定家本及び爲相本の形であり、(三)は「つねせぬ」といふ宗綱本及び實隆本の形である。(一)は貫之自筆本の原形を示すもので、(二)は傍書をと、(三)は本行をとつたもののやうである。

三、四四の9 *ふね*

この異文も三種に分れる。(一)はこの本の形及び宗綱本の「ふねねいつ」であり、(二)は定家本及び爲相本の「ふねいつ」であり、(三)は實隆本の「ふいつ」である。(大島本に「ね」と傍記してあるが墨色異り、後人のしわざである。)實隆本が傍書を無視したことは注意しなければならぬ。

四、五七の1 *あねいつて*

ここは諸本すべて「ふねをいたして」となつてゐる。この「を」は恐らく傍書であつたであらうと思

はれるが多くの場合かういふ傍書を採用しない實隆が採用したのは、をの字が彼によつて疑ひもなく貫之自筆なりと認定されたからであらう。

以上は貫之自筆の原本に存した傍書を爲家が忠實に傳へてゐると思はれるものに就いて、青本を通して見たのであるが、中には青本に已に逸脱したのもあるのではなからうかと思はれる。その主なものを左にあげよう。

一、一の1 *そごんあつ*

定家本の「み」をとこもすといふとある。定家が注意力の最も緊張してゐる巻頭の第一行に於て誤寫する筈はない。まして私意をもつて恣に改竄を加へたと考へられない。では如何にしてこの異文が生じたのであらうか。古來の諸學者の關心は、等しくこの異文の解釋に對して向けられたのであるが、その中最も注意すべきものは、橋純一氏の誤讀説であらう。^(一)氏は「といふの」といふ續け書を「ふに」を「留」の草體から出た變體假名に見誤つたのであらうとされた。この説は非常に暗示の多い説であるけれども、注意力の緊張の極點に達してゐる巻頭第一行に於て見誤るといふのは不審であるし、原本がそれほど辨別し難い字形であつたならば、他の諸本の書寫者も一人位は當然見誤る筈であるのに、その事のないのは益々不審である。そこで筆者は嘗て損傷説を提出して「れ」の二字の中央に蟲損があり、せいで「ふ」に誤讀されたのではなからうかと疑つたことがある。しかしこの推定は定家の奥書の「紙不朽損其字又鮮明也」とあるに合はない。筆者としては改めてここに後人の註記が加へられてゐたのではなからうかとの推定説を提案したい。即ち「すなる」と

いふ語に對して「すといふ」と註が右傍に書入れてあつたものと推定したのである。

用言の終止形に附屬する「なり」は咏嘆の意をあらはすとされてゐるが、最近では推定の傳聞即ち「といふことだ」何々ださうだの意をあらはすといふ説が、松尾捨治郎氏等によつて提案せられて、定説となりつつあることは周知の通りである。こゝもこの「すなる」が「すといふ」の意であることを、早く何人かが右傍に註記しておいたのを、定家が貫之自身による修正と認めて、その方に從つて書寫してしまつたのではなからうかと思はれる。定家が傍書に從ふ方針をとつたことは前に述べた所である。しかるに宗綱や、實隆は一般に傍書を採用しない方針をとつたから、これを無視し、爲家は貫之自筆と認めず、むしろ後人の加筆と認め、かつ又巻頭第一行で不體裁でもあつたので、採り上げなかつたものと考へることは出來ないであらうか。^(三)

二、一の2 *よみ*

定家本に「して心みむ」とある。こゝの「みる」は「こゝろみる」といふ意であるとして「みん」の右傍に「こゝろみん」と傍書してあつたのではなからうか。それを定家本のみが採用したものと解することによつて、この異文の對立を説明することが出来る。

三、一の1 *つけ*

この部分には爲相本が「つけつ」となつてゐるだけで、他の諸本はすべて「つけて」となつてゐる。貫之自筆本の「つ」と「て」が分別出來ない程紛らはしく書かれてゐたのであらう。こゝは諸本の「つけて」に從ふべきであるかも知れない。又五二の四にも「つけつ」に異文が見えるから、或ひは「つ

けつ、の傍に「て」と書入れがしてあつたのかも知れない。いづれにしても原本の陥穽と見るべきものである。

三、四五の7 うぶや

諸本にはすべて「かへらや」とあり、爲相本のみ「かべらしはや」とある。「しは」らのびた形を誤寫したものであらうが、爲相本には「は」がある以上、爲家本にもあつたものと思はれる。この青本には「は」は行末になつてをり、しかも傍書の形に小さく書いてある。この形は恐らく爲家本の原形を示すものと理解してよいであらう。貫之自筆本は後に詳しく述べるやうに、一行二十二字乃至三字であつた。しかししてこの廿一日のこの部分は、大體百五十六・七字分あるから、「かへら」は「は」は丁度七行目の行末にあたるのである。或ひは貫之自筆本にも青本のやうに「は」の字が書入の形で存してゐたのではなからうか。意味からすれば、どちらでもよい。希望の意をあらはすものとすれば、「かへらばや」であるべきである。しかし、二六の5にも、「しうとめやくふらんかへらや」とある。この「かへらや」は、どちらとも舟唄の詞につづくものであるから、唄の拍子と解せられる。もし兩方とも拍子と解せられるなら、前の「かへらや」とする方が正しいであらう。貫之自筆本には、元來「かへらや」とあつたのに、後の人が行末に「は」の字を入れて補つたのではなからうかと思はれる。少くとも、爲家の臨幕の本には、この「は」は存してゐたことは疑ふべくもないのである。

四、四六の9 しむめ

この箇所には三つの異文がある。即ち(一)「むくむ」青本定本圖本三本であり、(二)「むくい」爲本であり、(三)「むくひ」近本大本である。この異文についても別章で詳細に考へて見たい。貫之自筆本には「ひ」とまぎれやすい「い」が書かれてをり、その傍に「む」と後人による書入がしてあつたのではないであらうか。

五、五二の4 つけつ

この本文には三種の異文がある。即ち(一)「つけつ」青本、(二)「つけて」定本爲本、(三)「つけてつ」近本圖本三本大本である。右の中爲相本の「つけて」は定家本の影響と見るべきものである。諸本の「つけてつ」は意味の上から許されるべきものではない。諸本には、一一の1にも「つけつ」と「つけて」との混用があつた。貫之自筆本の「つ」と「て」とは辨別の困難な字形であつたに相違ない。そこで原本には「つけつ」の「つ」の傍に「て」と傍書がしてあり、定家は例によつてその傍書に従ひ、宗綱や實隆はその傍書をも混合せしめたものではなからうかと思はれる。宗綱や實隆は、多くの場合傍書を無視するにかかはらず、この箇所では傍書を本文中に攝取してゐるのを見ると、その傍書は一見脱字の補入の如く見えたのであらう。

六、五五の7 いひ

この箇所には「いつこ」青本定本と、「いとこ」宗綱本實隆本との二つの異文の對立があつて、何れが正しいか明瞭でない。後に詳しく考へて見たいが、恐らく貫之自筆本には「いとこ」とあり、「と」の右傍に